答．出来るだけ早く指令が届くよう努力する。それに要する費用は予備費で賄って行きたい。

討論なく、万場一致をもって原案を確認

◎要求理念・要求書について

問　坑内外比について過去の実績も正しくないとなれば何を基準とするか

答　困難な問題で職種別最低賃金によらねば解決出来ぬが、今回の会議は与論調査の結果から出して
いるので関係はないので諒承願いたい。

問　各社によって要求額が違っている。これで統一斗争は可能と考えるか

答　従来の斗争も実質的には要求額が違っていた。

問　他産業労組がマ・八方式、個別賃金の要求で失敗している例が多いが、どう考えるか

答　今度の合化の個別賃金要求は大体成功している

問　基準外賃金を実績の中に入れることは支払能力を認めたことにならぬか

答　支払能力とは別問題である

問　実績の矛盾をそのまゝ固定化すると、問題を後に残すと思うがどうか

答　出来るなら実績を考慮しないでやりたいが、実施はなかなか困難であるのでこの形をとった．来
年はすっぱり割切って職種別最低賃金をとりたい。

問　六〇〇〇円の根拠如何

答　上昇比率を勘案して決定した。

問　精勤給の廃止によって職制の圧迫、人員の縮減等による労働強化がくると思うがどう処置するか

答　具体的方針は追って出すが、そういうものに対しても固定給の方が良いと思う。

以上で質疑を打切り討論に入る

○要求理念については討論なく、絶対多数で原案を確認

○要求書について

1．統一賃金の建前から、各社各山のバラバラの実績の上に積上げることは反対である．統一すべし

2．理念から大幅後退した案になっている．来年の職種別最低賃金がとり易いようにもっと前進した
形をとるべきである

3．実績上昇金額を統一して一律引上げ額としたい

○ここで委員長より「修正の意見、圧倒的であり、修正の必要ありと考えるので、これが修正を中斗に一
任してもらいたい。尚、賃金の具体化も中斗で行いたい」との提案がなされ、これをめぐって中斗附
託を認めるものと、大会に小委を設けてこれに附託、あくまでも大会で決定する。との意見が出
圧倒的多数で大会に小委を設け、これに附託し骨子となるものの結論を出し、大会にはかることに決
定した。

小委の構成については　北海道　四名　九州　五名　常磐、山口各二名と決定した

○次で斗争方針の三項の中斗えの権限移譲の賛否記名投票を行い
賛成　一四九　反対　二九　保留　四　で中斗に権限を移譲することが決定された

○次で執行部より次の二項が提案され、確認された。

1．中斗を十日までに選出する

2　中斗は資本別で正式に選出し　登録制にする

○運営委員長より日程（労協の提案は明日に廻す．会期を六日まで延長する）の発表あり
議長よりはかり異議なく確認

第五日（午前）

○メッセージ　渡辺三千夫（世界労連）　櫛田フキ（婦人民主クラブ）

○資格審査発表　総数二一五　成立人員一四三　出席一三九　外に傍聴出席一三、従副委員出席七
　計　一四九名で大会成立

○緊急動議――古河目尾の送炭阻止事件及岩尾斗争の件（木下）

　目尾の事件は本日福岡地裁で裁判が行われるので当局に対して抗議電報、同時に古河四山には激励電報を本大会の名を以て打電されたい。

　岩尾では二八〇名の残留者によって才二組合が結成されたが、本大会の名をもって両組合に対しては統一と復興斗争のための激励電報、経営者には水害に便乗する不当な企業整備に対して抗議電報更に労働大臣に対しては労働基準局がとった解雇基準の除外申請に当り経営者側の言分のみをもって一方的に認可したことに対する抗議電報をうっていただきたい。

　尚、今後の斗争のため炭労として物心両面の支援を決議されたい。

※　提案確認

⊙スト規制法反対斗争自己批判書作成小委員会報告（寺島）……内容プリント参照

　修正意見……われ〳〵が絶許に望むのは絶許が内部の弱い単産をも盛上げていくことが現在の絶許の共闘の中でもできると思う。そういう点を「絶許が今後の斗争で克服する努力を要望する」との一文を入れて頂きたい。それから二れは「絶許の力の限界」である旨の表現があるが、これは削除されたい。

　又四項のイの「笑うべき日和見主義者の続出」という表現は穏当を欠く、これは「笑うべき」を削除し「続出」を「あった」と訂正されたい。

　以上の修正案と小委員会原案とで採決

　　修正案賛成四八　小委員会案賛成五七　保留　なし

　以上で規約に基く過半数を何れも得られず、再度資格審査を行い、再採決を行った結果

　　修正案賛成五九　小委員会案賛成七六

　となり又も過半数を得られず討議の結果、明日舞向要[illegible]会出席中の者の大会出席を待って再度採決を行うことに決定。

⊙五号議案　規約一部を改正する件（提案　久保田）

　九炭労結成により議事運営要項、資格審査要項を九州から四名、救済要項を九州から三名に改めたい。

　規約に従い無記名投票の結果

　投票総数一四七　賛成一四七　反対なしで可決決定した。　（昼休　十二時）

（午後）

○午後一時再会

○祝電披露　三菱勝田

○資格審査発表　出席一二五　専門委員会出席二〇　計　一四五

⊙三号議案　経営社会化斗争に関する件（提案　添原）……内容資料参照

問　西ドイツにおける経営状況を説明されたい。

問　四十九條の絶対平和義務の内容について説明されたい。

答　これは西ドイツでも制定後間もなくであり、又資料不足のため明確な判断はしにくいが絶対平和義務の明記はされていても労働運動を制約するものではないとのことである。又西ドイツと日本では種々の條件の相違からこれをうのみにはできないと考える。

問　この法制化にはわれ〳〵の主体的條件と議会内に占める革新勢力の比重を考慮すべきではないか

答　われ〳〵の政策は平和経済を掲げておりその中で石炭産業はどうあるべきかということだ。われわれは何年かゝっても実現するという方針であり、現在の斗争状況から敢えて提案を行った。

⊙ 討　論

○ ねらいは分るが、具体性にとしい。また法制化を政党にまかせるだけでなく、炭労の共闘の中で徹底的に討論すべきである。

○ 現下の日本の状勢下で法律を守ることによつてのみ、われ〳〵の権利が守られるという考え方は誤りである。このようなことはわれ〳〵の政権樹立后の政策としてもつていればよいので、現在ではこれに反対である。

○ 現在のわれ〳〵の地位を一歩ずつでも推し進める意味で賛成である。これは来るべき正式共闘で充分討議されることを前提として賛成である。

以上の討論の后、採決の結果、絶対多数をもつて「次期中央委員会で討論して行う」ことに決定

⊙ 統一労協に関する件（二号議案）　提案者　森谷組織部長

斗争委員会の構成、斗争予算、罷業権等については、明春の定期大会で決定してほしい。明春に斗争をもち込んだのは、現在の企業整備反対斗争を強力に斗うことが、賃斗をかちとる所以であり又この内容を大衆討議にかけたいという意味からも延期したのである。

以上の提案に対して採決の結果、満場一致をもつて、執行部提案を確認

⊙ 斗争予算及び救済資金に関する件　提案者　久保田次長

○ 山口の大会では、首切がはつきり現れてない以上は、この提案に賛成しかねるという結果だ

採決の結果、絶対多数で、提案通り決定

⊙ 斗争新追加予算及び斗争資金に関する件（七号議案）　提案者　下見財政部長

斗争資金積立の件中　5の(1)を削除願いたい。

○ 追加予算にかゝつた費用については確認するが、実績に基いて六円三十銭としてほしい。

ここで追加予算について採決の結果、絶対多数をもつて、六円三十銭に決定

つゞいて斗争資金積立に関する討論に入つた。

○ 反対だ。オ一にわれ〳〵は地方の労金に積立てゝいる。オ二は使用量の多い地方労金の徹底が大切である。オ三に各支部の斗争に金が出ないことは疑義がある。

○ 賛成だ　企業整備には中央で斗うことを決めた。さらに統一労協の斗いも決定した。今炭労の斗争資金は不足している。中央にすべてを一任しながら、斗争の原動力である財政的な裏付けをせぬことは納得しかねる。

中央で積立てるのは良いが(5)のイを削除されるのでは困る。これを生かしてほしい

炭労の現在の労金預金は僅か一一五万円であり、ゲンコツで資金の出せないのは常識である来るべき斗争に融資をうけるためにも中央労金に積立てゝもらいたい。

ここで、執行部で協議した結果(5)のイの削除はとり消すことゝして再提案し、採決の結果賛成七二　反対四七、保留五（計一二四）となつたが、議長団三名賛成を投じたので過半数の賛成を得て原案通り可決。

⊙ 祝　電

全学連、労仂者教育協会

⊙ メツセージ

全労仂（大　事務局長）　全損連青婦代表者会議（資金カンパあり）

第六日目　午前の部

◎ 松川事件公正裁判要求並びに中国殉難者遺骨送還協力の件（三井美唄）―緊急動議
満場一致、異議なく可決

◎ スト規制法反対斗争自己批判書の件―山本代議員（赤夕張）議案修正意見
1、「自己批判書」二、二行目「……：屈服である」の次に「と共に総評の指導的立場にある者の反省として今後の斗争の中で克服する努力を要望するものである」を挿入
2　右につゞく「このことは…………反映であり」を削除
3　四、イ、二行目「笑うべき」を削除
4　右につゞく「続出した」を「あつた」と訂正
右修正意見を一〇一対四五　保留一五で可決

◎ 統制委員会答申に関する件（島田統制委員長提案理由説明）
1、本部費拠金未納支部に関する件
（説明）伊東大会当時一千万円だつた未納金は六月末で四五〇万円程度に減少しており、この中には地方未納分は納入されているものも含まれている。
（結論）絶対多数で答申案通り可決
2、法斗スト指令違反支部に関する件
（説明）違反支部の実情把握は現在困難、従つて追つて調査の上次期大会に提案する。
（質疑に対する回答要旨）
イ、三井田川も執行部総改選を行つたとしても統制違反の責任は免れない。
ロ　法斗指導に関する本部の責任問題については「法斗自己批判書」にゆづつた。
（意見）オルグによる実情把握不十分なりしは遺憾、統制処分は二、で明確に出すべきだ。
（結論）　多数で「答申」通り可決
3、企斗指令違反支部に関する件
（説明）九全労傘下各支部のとつた態度は同一なに、しかもその実情の把握不充分な結論を出すのは早急、依つて近々に開かれる九全労大会で幹部改選されんことを望む
（質疑に対する回答要旨）
イ、九全労そのものは統制の対象たり得ぬ、依つて支部を通じて改選を望む
ロ、企斗指導に関する炭労の責任については、斗争終了後綜合的に判断をする外かない。
ハ　「九全労幹部」とは、九全労執行部、部会の意
ニ、九全労の出した指令の誤謬、その指令指示の中央のそれとのくい違いのあつたことは明確
ホ　「答申書」ニ、ヌ、ハ、は改選されることが「望ましい」組織人の良識として当然再び出ないであろう。の意「改選すべし」に非ず
ヘ、右「ハ」が履行されぬ場合は、同項不履行の責任を支部が負う
ト　統制委員会は今後このまゝ続行される。
チ、次期九全労大会には炭労中執は出席する。
リ、協定を破棄して斗わせることは不可能、九全労の組織再建が先決
ヌ、今後同様の違反行為があつた場合でも大会から権限移譲を受けた機関がなければ処分はできぬ。
（意見）
イ、ハ、ニ九の要綱が統制の対象外、対象、支部は然し企斗指令に服さなかつた支部の責任は免れず「ハ」の含みをもつた「答申書」に賛成
ロ、法斗の結論との均衡上、更に企斗斗争中なるた鑑み「ハ項」削除すべし
ハ、大会は明確な結論を出すべく義務を負う。九　炭労・中央炭労は事こゝに至らしめるまでに一体何をしたか

（結論）絶対多数をもつて「答申書」通り可決

⊙中央企斗要求経過報告並びに確認の件（漆原局長説明）

（提案内容）

イ．九日全国一斉職場大会

ロ．十七日全国各方一斉二時間時限スト

（質問に対する回答要旨）

イ．時限ストをやつたからといつて時間延長、早出等はやつてはならぬ

ロ．三井に対する支援の意でなく、炭労二七万の志気昂揚と抗議のために行うものである。

ハ．他単産・農・市民との共斗については総評の力を一〇〇％発揮させるべきである

（結論）絶対多数で原案通り可決

右内容は直ちに指令として発令されることとなつた。

⊙メツセージ　赤松衆院労働委員長（左社）

（午　後）

⊙メツセージ　安西（鉄鋼労連副委員長）　田中（前炭労委員長）　全日本土建一般労働組合

⊙午後二時現在一五三名をもつて成立

⊙賃金要求書に関する件

小委員を代表して山本氏（三井美唄）より、小委の結論及び審議経過の報告あつて後、質疑討論なく圧倒的多数で小委の結論（別紙プリント）を確認

尚配給について要求書の具体化の為に明日より専門委員会をもつことを併せて決定した

更に執行部より資料の蒐集に対する協力方が要請され、万場一致をもつて確認された。

緊急動議

⊙ＭＳＡ援助反対に関する決議―提案者―桐原代議員（山口）

（提案理由）ＭＳＡは日本に再軍備を強制するものであり、現在炭鉱に起つている合理化もＭＳＡ援助と切り離すことはできない。われわれが平和と独立を求めるならＭＳＡ援助受入を絶対に反対する必要がある。

⊙ウイーン第三回世界労働者大会代表派遣に関する件―提案者―土屋代議員（高松）

（提案理由）来る十月十日からウイーンで第三回世界労働者大会が世界労連主催で開かれるが、自由労連加盟にも招請状が来ており日本でも自治労連その他が代表派遣を行つている。平和のため全世界の労働者が統一して運動を開始する必要があり炭労からも代表を派遣したらどうか

（結論）挙手採決の結果、絶対多数で否決

⊙国際自由労連脱退に関する件―北炭神威　新夕張、日炭高松　日鉄二瀬、貝島大之浦　共同提案

（提案理由）（新夕張木村代議員説明）国際自由労連は米国の海外支配政策の手段となつている従つて国際独占資本の維持強化をはかり、米ソの対立を激化させ、日本の場合では単独講和を押しつけ、われわれが破棄を決定している行政、安保両条約を支持し、再軍備にも賛成し、民労連と結託している。日本の安全独立の為に国際自由労連を脱退し、脱退後は平和勢力を結集する必要がある。

議長より賛否両論を一人づゝ出して採決に入りたいとのべるや、質問を許せ、必要ないの声があり議事進行に関する採決を行つた結果、質問を許せ二九票　必要なし一〇六票　保留一三で賛否両論の代表質問に入る。

執行部（諸富） われわれがＩＬＦＴＵに代表を派遣したのは日本の労働階級の実情を訴え、自由労連の西欧偏重を是正するためだつた。確かに彼らは再軍備には賛成しているが日本の再軍備を支持したことはない。また共産主義勢力の侵略についてもわれわれと若干見解を異にする。しかしわれわれも反省する必要がある。例えば一九五一年スペインに対し西欧防衛と引かえに経済援助をしようとした米国政府に対し抗議した事実もある。

反対代表

① 日本人はせつかちである。またよくもわからないで加盟三年にして脱退することはいけない

② 自由労連は広い地域にまたがつており、日本の実情を理解することも困難があることはむりがない。われわれは積極的に批判するが、彼らを理解させるための努力が足りなかつた。

③ 再軍備問題は諸富氏の意見に賛成する。六十三日ストでも援助をうけている。

④ 即時脱退には今暫く情勢をみる必要がある。

賛成代表

① スローガンでいいことをこめたり決議、抗議をしても実際に斗わなければなんにもならぬ。九全労と同じようなものだ。

② 自由労連は資金カンパや文章で援助したというがそんなことにゴマ化されてはいけない。

③ われわれを支持している自由労連に加盟していることは、われわれの斗いの目標がどこにあるのかわからない。すべての矛盾の根源をぬぐいさるため脱退する必要がある。

④ 炭労は総評の中心であるが、国鉄、日教組などの態度に鑑みても直ちに脱退して平和勢力を結集すべくクサレ縁を絶ち切るべきだ。

議長 挙手採決の結果

反対 八四 賛成 三八 保留 四〇

で過半数をこえること二票で否決

○全自動車カンパに関する件

提案者ならびに理由

北海道、常盤 山口、九州四地方本部共同提案

武藤（北海道副委員長）説明

全自の激しい斗いは御承知のとおり、全国自動車は昨年のわれわれの斗争の際、組合員一人当り一五〇円カンパを行つており、また九州の嘉穂、北海道雨竜、常盤好間には〃カンパならびにオルグなどを派遣している。そこで支部で態度を決定してきていないところもあろうかと考え全自組合員一人〃五〇円には及ばないが、一人当り一〇円を決定し、中央本部に早急におくることを決議してもらいたい。

議長 万場われるような拍手をもつて可決々定

○西本水害カンパに関する謝辞 —九炭労中島事務局長—

○閉会の辞 —委員長—

○「世界をつなげ花の輪に」

○議長団閉会の挨拶

○万才三唱

以上

第八回臨時大会統制委員会答申書

一、会議の経過

九、三日　午前　時〜午后四時　於炭労本部

九月四日　午后三時〜午后六時　〃

〃　午后七時〜午后十一時　〃松寿（上野）

九月五日　午前十時〜午后十二時　一富士ホテル（吉田村附）ー

二、審議事項

1、本部負担金未納支部に関する件

2、法斗スト指令違反支部に関する件

3、企斗指令違反支部に関する件

議事経過及決定事項

一、本部負担金未納支部に関する件

1、調査経過

会費並にその他の負担金未納支部の調査は、本部の納入台帳に基き、納入の事実を確め、かつ未納支部に対して各地方本部財政部担当者より「地方本部までは納入完了するも大会前日までに、時間的な関係で事務手続未了のため生じた未納支部がある」旨の実情説明をうけ、未納支部の状態を把握した。

2、未納実態

北海道地方一三支部一、四〇五名　常磐地方二支部五八名、　九州地方三五支部九、五六七名

直轄二支部一七九名、　合計五二支部一一、二〇九名

3、結論

第七回定期大会における予算措置は、未納会費をなくすという理念の上に編成されたものであり、現況の如き未納支部のあることは、炭労組織運営上極めて重大な影響を及ぼすものであり、統制委員会としては、真に遺憾とするところである。さらに規約第六十九条にてらして判断したとき、明らかに統制処分に附さるべきである。

然しながら未納支部の大半が中小支部であり、かつ現在の炭界事情並に中小炭礦における労働組合の経済的な実情を考慮して、今后さらに中央、地方の財政部を中心として積極的な立場に立って、未納支部に対し、一層の納入努力を要請し、その結果と対策の答申書を提出させ、その答申書にもとずき、次期大会で具体的処分を決定する。

二、法斗スト指令違反に関する件

1、調査並に審査経過

イ、法斗第十二号指令にもとずく違反事例（時差を含む）

北海道地方	三〇支部	六、五七八名
常磐地方	一二支部	一、九六三名
山口地方	一二支部	二、三八七名
九州地方	七七支部	五五、八〇〇名
直轄	一六支部	二、九八一名
合計	一四七支部	六九、七〇九名

ロ、法斗第十七号指令にもとずく違反事例

北海道地方	二三支部	五、一[illegible]六名
常磐地方	三支部	二四五名
山口地方	二〇支部	一三、六四二名
九州地方	五〇支部	一九、一八五名
通　鷺	一四支部	二　二四五名

以上の如き違反事例が各地方より報告があったが　個々の支部に関する資料が不充分であり　その実情を明確に把握することが困難であるため、統制委員会としては　一応審議を打ち切り、各地方代表者ならびに該当支部関係者より　実情の説明と経過を聴取して結論を出すことに意見の一致を見左記の代表者をそれ〳〵喚問した

喚問人

三井山野支部
三井田川支部
三井鉱山労仂組合連合会
北海道地方本部
山口地方本部
常磐地方本部
九州地方本部
九州地方佐賀事務局
九州地方長崎事務局

２、結論

統制委員会として、制限された時間内における喚問並調査の結果　三井山野　田川　明九労　鯰田一坑労の各支部については、明らかに指令違反であり、このことは明らかに炭労規約第六十八条の「甚だしく統制を紊した行動」であることを確認した。

従って統制委員会はその処分の必要があることを認め、その前提に立って審議を続行したが　前述する単組以外にも相当数のこれに等しい違反のあることも予想されるが　関係者の意見並に資料等においても正確を欠く点があり　現在の調査段階では総体的に結論を出すことが困難である。

統制に関しては重要であるので　尚一層の正確なる実態を何らかの最善の方法をもって　調査の確立を期さねばならない。その方法としては　各地方本部を通じて各単組毎に詳細な再調査を行い報告書を提出させ　これと併行して、統制委員会としても、独自の立場で調査を行い　次期機関においてその内容において結論を答申する

三、企斗に関する件

該当支部

崎戸支部
高島支部
鯰田一坑支部
鞍手支部
新入七坑支部
飯塚支部
新入六坑支部
鯰田支部
上山田支部
方城支部

勝田支部
石賀山支部

/、調査及び審査経緯

今次企斗における九全労のとつた行為は、明らかに伊藤大会及び斗争委員会の決定違反であり、階級的裏切行為として、当然組織人としての責任を追及さるべきものと判断する

統制委員会としては、か丶る見地に立つてオルグ団、九全労幹部並に当該支部の関係者を喚問し、慎重なる検討を行つた

２、結論

イ、組織の統制は、厳正にして毅然たる態度をもつて判断さるべきである。しかもそのことは、常に将来之の前進と斗いの態勢を強化するものでなければならない。

さらに今次の統制処分は、去斗、企斗、負担金未納組合の処分等と無関係なものとして判断することは困難な情勢にある。

ロ、か丶る見地に立つて、九全労仐下十二支部の指令違反について、その理由が如何にあるといえども、絶対に許さるべきでなく、規約六十八条にもとずき、厳重なる責任処分を必要とすると判断する。しかし各支部の実情は極めて複雑なものがあり、さらに充分なる前后の実情把握と検討を必要とするとともに、適格なる実情を調査の上、最終的結論を出し、次期代会に答申する

ハ、九全労幹部の侵した過ちは、組合運動の指導者として、絶対許さるべき性質のものではなく、その理念において、炭労決定の精神に基き下部組合を積極的に指導するという情熱に欠けていたことが指摘される。

さらに企業整備反対斗争における九全労幹部のとつた行動が、組織に及ぼした影響を考慮するとき、今后の統一斗争の態勢確立のためにも、九全労幹部の責任は、免がれるべきものでなく、仐下各支部の自己批判と反省の中から改選するという措置をとられてしかるべきだという判断をした。

スト規制法反対斗争自己批判書

再軍備、MSA軍事合理化を遂行するために、日本、労仂階級の支柱である炭労、電産を武装解除するためのスト規制法は、われわれが長期に亘る反対斗争を展開したにもかかわらず遂に成立を見た。第八回臨時大会に於て、中央斗争委員会は、過去一[illegible]に亘る実力斗争についての「スト規制法反対斗争自己批判書」を提出したが、大会はこれを審議した結果、なお幾多の欠陥のあることを指摘した。われわれは今日まで過去幾度の斗争に当つて自己批判を重ねてきたが、自己批判が真に組合員大衆のものとなるためには、まだ努力の足りなかつたことを認める。もとより、自己批判は単なる行為の可否を論ずるばかりでなく、欠陥の正体を把握し、われわれの側の欠陥を卒直に批判し、日常の活動を通じ、次の斗争への跳躍台となるものでなければならない。

われわれ小委員会は大会の委任により、以上の観点に基いて次のように自己批判書に追加するものである。

一、院内斗争については個々の議員の努力は賞讃に価するが、院内の問題にのみ走りすぎ、敵階級の代行者たる吉田内閣打倒への精神と実践に不十分であつた。単に引延し戦術に終始した点は大いに批判さるべきである

二、炭労、電産を中心とする総評の共斗態勢は一応組立てられたが、経済的要求を含む弱点が大部分であり、完全にスト規制法反対闘争に結集し得なかつたことは遺憾であると共に総評の指導的立場にあるものの反省として今後の斗争の中で克服する努力を要望するものである。われわれは徒らに他を批判することなく次の飛躍へのため一日も早く「会社組合」的性格を払拭して真に労仂大衆の斗争組織の母体たるべく強化さるべきである。

三、院内外の共斗については階級政党と総評とが中心となり、スト規制法反対斗争を通じて国民運動にまで発展させるべきであつたが、その活動は不充分であつた。

即ち、国民運動に発展さ[illegible]ための原則は日本の平和と独立を斗いとることに立脚し、平和経済の拡大、日中貿易の推進等が進められ、全国民を日米の軍備に反対する方向へと結集させるべきであつた。その点については、上部機関のみでなく下部からも共斗が確立されねばならなかつたが、この点については下部の努力は総体的に見て極めて不充分であつた。特に、横浜市民アに対する働きかけについては、昨年の六十三日のストの際自己批判したにもかかわらず、依然として不充分であつたことは、われわれの自己批判が口頭禅に終つたことを明かにしている。横浜市民の提携は先づ何よりも彼らの階級的諸要求を取り上げ、われわれの日常活動を通じ行われなければならない。

四、伊東大会決定の精神にそい、斗争が推進されたことは認めるが、完全なる大衆斗争として発展し得ず、それのみか一部脱落を見たことはまことに遺憾であつた。しかもその内容を分析する時、イ「政治斗争」と云う資本家側の宣伝に乗せられ、責任追及と云う威嚇に怯え、また、支配階級のデマにまどわされ、自ら争議行為の限界を論ずるという日和見主義者があつたことが脱落の原因となつている。世界の労仂運動の歴史をみても何一つとして労仂者の権利は血をもつて勝ちとらないものはなかつた。われわれはいまこそ、誤れる合法主義を克服しなければならない段階にある。自ら争議権の限界をせばめるがごとき行為は、労仂運動の発展成長を阻害し、階級的連帯性を無視するものとなり結果的には階級的裏切り行為に通ずるものである。

四、今次斗争はわれわれの労仂基本権を剝奪するきわめて重大なる斗いであったにも拘らず、組織の運動責任感に欠けるところがあった。破壊行為は、単に炭労の組織を破壊するのみならず、現在のような敵の激しい反動攻勢のさなかにあっては利敵行為に通ずるものであり、厳につゝしまなければならない。決議を確実に実行し組織を守ることが労仂組合運動にとっては生命である。上部機関のみに批判を集中するのでなく下部の自ら努力こそ炭労全体の力となることを銘記し、併せて適切なる指導と下部の努力が必要である。

五、斗争の企画、戦術決定に当っては系統的に計画的に準備されねばならない。指令が完全に下部に消化されなければ中央機関を通じて有機的な斗争を遂行することはできない。今次斗争を通じ少しくこの点については反省さるべきである。

しかも既成の斗争観念と経験主義にとらわれることなく、広範な大衆斗争のための戦術が練らるべきである。組織は統一斗争のなかで画一的戦術がとり得るところで成長しなければならないが、下部の実情に即応した戦術がとられる現実においては指令が下部に消化され、且つ意志の不統一のないように努力すべきである。

われわれは中央斗争　委員会から提出された批判書に以上の五項目を追加し総合批判としたが、要は批判の批判に終ることなく如何に実践するかにかゝっている。

決議は斗争の始まりである。われわれは今次スト規制法反対斗争の成果と批判のうえにたって、直ちに実践に移し、今後ともクビ切り、賃金斗争を通じ、実力をもってこの悪法を粉砕しなければならぬ。

一九五三年九月四日

炭労第八回臨時大会

賃金小委員会の結論

一、(1)本人給(B)実積賃金(A)の実積上昇金額(C)は大手十五社統一する
　地方ブロックについてはこの統一額に準じて地方ブロックで決定する

二、右の額の算出は中労に一任する

三、「露天夫」「舟積夫（三池、太平洋）」については当該各社各山で協議決定する。さ　三　賃金額(1)本人給の(D)として挿入する

四、以上を除く外は原案通りとする

註(1)　実積上昇額の算出に当っては、その構成要素、算出基準、計算範囲等については(1)の「統一」の方向に集約する。

(2)　家族手当については支給条件及び支給範囲を統一すべきだという意見が強力に主張されたが、これに対しては「理論的には全くそのとおりであるが今回に限り原案どおりとする」と決定した

以　上

賃金要求書に関する小委員会の審議経過

小委員会は五日午前十時より本部に於て審議を行った。審議の方法として先ず最も問題の多い本人給の部分を除いて、他の項について一応審議を進めた。

1、期間　一ヶ年の要求を行うことについては異議なく原案を確認した、なおその裏付けとなる資料については既に本部で用意しているので早急に流すことになった。

2、体系　原案について異議なく承認となったが、特に生能、出炭についてはその廃止を再確認している。

3、労働時間　大勢は異議なかったが、常磐地方の高田川炭鉱の実情（操作の施行で作業を終了しているので労働時間は八時間を相当大巾に下廻っている）が述べられ論議されたが、この問題は労働時間の問題よりむしろ調整給廃止に伴う職場斗争の問題であるとの結論に達し、労働時間については原案を確認した。

4、家族手当　結論註(2)の如き要望で原案通りに落付いた。

5、基準外賃金　原案通り異議なく確認

6、物価変動　交渉の過程で何らかの言質をとっておくことで原案を確認

以上の如く本人給を除く他の部分は原案が確認され、ついで本人給の審議に入った。

まず各地方毎に現在まで大衆討議その他の中でまとめられた意見を発表した。

北海道　Aは統一する。その方法は中央ブロックで統一し、中小はそれに準ずる方法にしたい。職種は原案通り直間外でよい

常　磐　Aについて全職種プールで算出し、これを直、間、職人、保護に適当な比率で按分する方法をとりたい。ブロック内の統一については別に考えていない。

山　口　Aを職種の別なく全職種プールで炭労一本で算出する。調整給の現行本人給の算定は各人の持歩を基礎にする。

九　州　Aはブロック別に統一し、A十一〇〇円を一律引上げ金としてあらわす。職種は直間外でやる、調整給部分の本人給は按分でも七〇〇円の表示でやってもよい。

以上の如き意見の発表あって後、請負給者の現行本人給の決定を歩少でやるか修正給の展開によるかの審議に入り、結論として何れの方法をもとり得ることに決定し、そのためには提案の表現で差支えないので原案をそのまゝ承認した。ついでAの統一方法の論議に入り、形として「各人の現行本人給十A十一〇〇円十七〇円」を確認の後、全国統一、ブロック毎の統一の何れの方法を採用するかで論議が交されたが「中央ブロックは統一し地方ブロックはこれに準ずる」ことが決定された。しかしながらこの方針で統一額を算出する場合、各社各山の実績に相当差があり、平均額では下る山も生ずる懸念があるのでこの差をどう処置するかについて、現行実績上昇の多い山は主として生能出炭奨励賃金の多いのがその主たる理由であるので「生能出炭奨等をAから省き各社の現行制度を出炭に裏付けされないような形に修正して決す」との提案がなされたが、制裁給を一切廃止するとの今次要求の基本方針及び統一要求の考えからずれる点で問題があるとともに、統一によって額下げになることから起る斗争力の弱化も重大問題であるので結論を見るに至らず、具体的な数字を基礎にして検討を進めることになり、一たん休憩に入り、この間資料の蒐集を行った。なおこの休憩の間に再度地方毎に意見の集約を行った。

午后七時再開、各地方より再集約の結果の意見の発表を行った。

北海道　あくまでもAの統一はやるべきである。しかしながらその具体的な算出は中斗に一任する。適額のウエイトは実額によらず実額を妥当なものに修正する。Aから生能、出奨を除く考えはない

常　磐　統一の方向で一部の特殊事情は割り切って行くべきではないか。

山　口　（常磐に大体同じ）生能、出奨を残すことは今次要求の精神からいって避けるべきである。

九　州　Aの統一をくずさないようにという条件付で具体的算出は中斗に一任したい、生能、出奨をAから除くことには反対である。

以上の意見の後、最も高いと予想される太平洋の資料を調べた結果、機械的にAを統一した場合、額下げの恐れが非常に濃厚であるのでこの点をどうするかで、割切るべしとの意見も出たが、事実上額下げになるという事態は重大であり、ひいては斗争力の弱化ともなるので打開策を講ずべしとの意見が多く「生能、出奨の平均以上の部分は制裁給でない形で残しては如何」「或は与論調査から出た四、〇〇〇円の引上げ金額を加額しては如何」等の意見が出たが、前者は統一要求の原則からみて、後者は四、〇〇〇円と集約した結果が既に広く大衆討議に移されている現状にかんがみ何れも難点があるので採用されずまた基礎となる各社の実情に関する資料が充分蒐集されていないのでやむなく前述の結論の如く統一の原則に立って中斗に具体的算出を一任することとなった。

ついで職給について、大会提出プリントに基き、内容及びそれに至る全国説明が村上政対部長よりなされ審議の結果、現在職給のもっている複雑さから急激な統一が困難な事情を諒解し、このたびの提案内容が従来とられた職給比を排し一歩前進した姿で要求書の作成すること並びに要求書は職員要求書提出後に必ず作成し、同様に提出することを認め確認した。

職員給与の要求書を作成する考え方

一、新制大学卒業者の初任給を基準とし、各社の実情に応じて決定する

一、第一項に基き具体的に作業を進めるため職給専門委員会を設ける

企業整備反対斗争に関する件

(A)

1 斗争方針

(一)、企業整備には炭労の統一斗争をもって反対する

(二)、斗争の指導、統制は中央斗争委員会が行う

(三)、企業整備反対斗争は賃金斗争を併立する当面の炭労の全斗争と相関連して斗うが企業整備反対斗争を斗いとらない限り賃金斗争の目的貫徹はないことを確認し斗争を推進する

(四)、八月三十一日迄前中央斗争委員会が行った決定事項及指令指示等は、中央斗争委員会（本案により設置されるもの）において改廃が決定されない限り有効である

2、権限の集約

(一)、企業整備反対のための一切の交渉権「実力行使権」を中央斗争委員会に委任する

(二)、交渉権は支部が随意に会社と交渉を行い統一斗争に違反する取きめがなされることを防止するため中央斗争委員会に集約するものであって、支部が統一斗争推進のために必要な場合の交渉権は原則として支部に委譲する

3、中央斗争委員会

(一)、企業整備反対の斗争を推進指導するため中央本部に中央斗争委員会を設ける

(二)、中央斗争委員会は、十月以降賃金斗争の中央斗争委員会をもってあてる

(三)、中斗構成までの期間は現在の企業整備反対中央斗争委員会がこれにあたる

4. 地方斗争委員会

(一)、中央斗争委員会の斗争推進のための下部機関として各地方本部毎に地方斗争委員会を設ける

(二)、地方斗争委員会は賃金斗争の地方斗争委員会をもってあてる

(B)

第七大会（附）議案企業整備斗争に関する件中第六項「企業整備反対斗争委員会」の項を抹消する

(C)

(一)、八月二十九日九全労の会社との間に「希望退職を諒解する旨」の取極めを行ったことは統制違反の行為であるので統制処分を行うべきである

(二)、統制処分はオルグの実情調査等を勘案し第六号議案の委員会において審議し、大会に提案する

電報指令（八月三十日）
企斗委決定違反の決定を破棄し直ちに炭労の統一斗争に復帰せよ。
オルグ着山の際は緊急に山元機関を開催せよ。　炭労阿部委員長

質問状

（一）九全労の正式機関に於て希望退職者を認めるという決定を行ったことは伊東大会、中央企斗委員会及び中央ブロック企斗委員会で夫々確認決定している基本方針を逸脱したものであると考える。

（二）又菱炭連代表も参加した第八回中央ブロック企斗委員会の決定による第七号指令が発せられた八月二十八日に調印寸前まで団交を進展させたことは組織のあり方として諒解に苦しむ独断専横な行動と推定する。

（三）更に八月二十八日に全九労企斗で第七号指令を拒否する態度を決定したことは明かな指令違反の態度である。

（四）従って九月一日より炭労大会に統制問題として提示する必要があるものと判断されるので、八月三十一日午前十時までに第七号指令拒否の理由を書類をもって明らかにされたい。

一九五三年八月二十九日

中央ブロック企斗、九州オルグ
阿部竹松
田中利男
古賀定
森谷維春
一の瀬喬
村上一美

九州全三菱炭鉱労働組合
松尾委員長殿

質問書に対する答

一、伊東大会における企業整備反対斗争の提案の趣旨と結論を解明してゆく場合この斗争統一斗争統一交渉は組織し得なかった事実を就考すべきものと考えます。
次に第八回中央ブロック企斗の決定そのものには形式の上で逸脱していますが、今次中央ブロック企斗の斗争の組立てに当っては各企業連の夫々の内部事情その他を考慮に入れて深く掘り下げた論議の上に立って斗争方針が打出さるべきであったと思っています。

二、第八回ブロック企斗に於て菱炭連代表より申述べた事情の一切を御勘案願う外ありません。

三、如何なる指令と云もその指令がその企業連又は支部組合を混乱に陥れるものである以上之を拒否することはやむを得ない自衛の措置であります。
尚第八回ブロック企斗の最終に於て採決の手段をとられた前と後明確に菱炭連代表より執行部提案に従い得ないこと申述べておりますのでそちらの関連を御考慮下さい。

四、吾々は炭労組織を離脱しようとする考えなど毛頭もっておりませんので、炭労機関に於て充分批判を受けると共に云いつくせない点は申述べます。

昭和二十八年八月三十一日

九州全三菱炭鉱労働組合
執行委員長　松尾亀一

日本炭鉱労働組合
執行委員長　阿部竹松殿

オルグ報告

第二回中央企斗委員会（六月十五日～十七日）で、伊東大会の決定である統一斗争の内容は明確にされている。更に第四回ブロック企斗委員会（八月三日～八月五日）では「三菱は当面九北別に交渉を行う。然し中央交渉の原則に従い中央集約の努力を怠らない」と決定され第三回中央企斗委員会（八月五日～六日）では、「三菱九北の企斗委または企業連企斗委で勝手に妥結することの排除及び条件斗争に入ることの排除」が附加されて確認決定している。然るに九金労企斗委員会では八月二十一日以降条件斗争に移行しているが、これは妥結権限まで含めて中央ブロック企斗委員会の決定の範囲内で認められた行動であるかの如き欺瞞を行つている。

更に九金労大会（八月二十[illegible]日）の結論ー基本的に企業整備反対の理念は堅持さるべきである。この場合労働者の利益を守るということがその前提精神でなければならないーと雖も企業整備反対統一斗争に参加している限り、労働者の利益を守るためには第二回中央企斗委員会で決定された希望退職者の募集に反対するという基本方針は守らなければならないし、その中から労働者の真の利益は守られるのである。

従って

一、九金労の[illegible]に於て希望退職者を認めるような発言を行つたことは、基本方針を逸脱したものである。

二、又八月二十八日九金労企斗委で第七号指令を拒否する態度を決定したことは、明らかな指令違反の態度である。

三、更に八月二十九日妥結しているが、九金労傘下の支部でこの妥結を承認する限り、その支部は今次企業整備反対統一斗争より脱落したものと判断する。

一九五三年九月二日

中央ブロック企斗九州オルグ団
団長　阿部竹松

ニュース

65

指名解雇に対し
反撃に起つ三井労組

八月三〇日 指名解雇の実施を粉砕するために 三鉱連は次の如き 指令・指示を発した

中斗指令第十一号

指名スト突入者の取扱に関する件

指名ストに依るスト参加者に対する会社の悪辣な就業強制若しくはその他の工作を排除する為、中斗指令第十一号に基き 九州地方斗争委員会は左記の通り指令する

記

一、中斗指令第九号による指名スト突入者は各山斗争委員長の指揮下に掌握し 原則として斗争業務に参加せしめよ

二、前項に従わざるものは統制違反として看做しスト期間中の賃金保証をも含めて 各山斗争委員会は厳重に統制の処置を講ぜよ

今后の斗争日程並に行動予定

八月三一日 二十四時間スト

九月 一日 遵法斗争と指名ストの強化

九月 二日 遵法斗争指名スト更に「何等かの」方法を併用しなければならないだろうが 中央と十二分に協議の上決定する

九月 四日 法廷斗争をおこし これと併行して「何等かの」強力な戦術を以って行動するこれは今迄以上に斗争を強化する意味である

以上の通り 強力な斗争を展開しているが 法廷斗争準備に関する指示は次の通りである

記

一、中斗指示第七号に基づく㈡の㈡の訴訟委任状 報告書は同指示附属別紙様式に従い速かに作成されたい（尚炭労企斗発第十号を参照の事）

二、退職勧告は文書で郵送されるものと考えられるが その場合指名解雇と同一とみなし直ちに組合に連絡せしめ 訴訟委任状に捺印せしめる事

三、右訴訟委任状 報告書は直ちに中央へ送附するため可能な限り集約し第一次分として 九月一日午后十時迄に九州地方斗争委員会に必着させる事

四、右具体的打合せ並に指導のため 地方斗争委員を直ちに帰山せしめる

☆☆ 大之浦労組

教宣部

1953.9.4

ニューズ

66

杵島連合の斗いを支持・協力する組合の結束固く！

希望退職指無

会社切崩しにかゝる

杵島連合傘下の　大鶴三五〇名　北方三七五名　の露骨な人員整理に対し杵島連合斗争委員会は、八月二十六日の交渉で撤回を主張したが　会社は之を拒否し団交は決裂した．

直ちに九州炭労本部は企斗委員会を開き次の指令を発した

企斗指令．第三号（八月二十六日）

一、直ちにブロック企斗委員会招集せよ

一、ブロック企斗委員会に当面の戦術決定を一任する

一、決定はすみやかに報告せよ

一、爾后の行動については改めて指令する

以上の指令に基き行動を起し　山本委員長　笈岡副委員長は直ちに杵島に急行対策樹立におもむき　杵島斗争支援態勢に関する指令第四号を発した

企斗指令　第四号（八月二十九日）

一、九州地方大手ブロック企斗の斗争本部を当分の間・杵島連合本部に常置することのため二名の常置オルグを派遣すること

二、九州地方大手ブロック企斗として情宣行動隊を編成する、よって各組合二名以上の情宣員を斗争本部の招集に依りいつでも出動できるよう準備すること

三、各組合の責任者は緊急招集にいつでも応じ得る様に万全の手配を樹立しておくこと．

会社は無警告で　二十九日午后三時より希望退職の受付けを始めた　これに対処して北方労組は現在組合執行部三名（組合長　書記長　生産部員）が抗議のための坐り込みを行なっている．九共斗傘下よりも急遽駆けつけ応援している．当大之浦よりも野田副組合長、宇都宮（六坑）、長浜（西五坑）各支部長、林教宣部員の四名が参加した．

九月三十日午前八時より　総蹶起大会を行い　盛んなデモを行った

午后二時より　炭婦協結成大会を開催

午后七時より　九州炭労情宣行動隊到着・たゞちに行動開始

午后八時より　灯デモを行う

大鶴労＝現在会社が二〜三年前に宮崎・鹿児島より雇入れた（主として農生）二十名程度が希望退職をする空気が強く　若干名は印鑑を労務に渡している模様之に対し　企連企斗としてもこの問題は致し方ないのではないかとの空気が強い

会社は受付数が少ないためその手段も露骨となり　坑内等においても受付がなされているので之に対しても組合は反撃を加えている

杵島連合企斗委員の決定による今后の斗いの日程を指令した

九月　一日　　時間外拒否

九月　二日　　時間外拒否

九月　三日より四日五日　保安遵法斗争を行え

☆ 大之浦労組　教宣部 ☆

1953.9.5

[illegible]

ニュース 67

九炭一一五
九州地方企斗発指令第三号
昭和二十八年八月二十九日

貝島大之浦炭砿労働組合
組合長殿

炭労九州地方企斗委員会
委員長　山本経勝

違法斗争及び労務統轄反対斗争態勢準備に関する件

三井、三菱を始め大手各社並に九州地方大手に於ても杵島の突破口として企業整備は本格化しようとしている。第一回九州地方大手ブロック企斗では「完全拒否」斗争を決定している。このために標記の件に関し左記により徹底的に斗争を推進しなければならない。各組合は突入指令にいつでも即応し得るよう斗争態勢の準備に万全を期されたい

記

一、保安法違法斗争
一、基準法違法斗争
一、労務統轄反対斗争

(註)　具体的には「首切り反対斗争の進め方」を参照されたい

以上

九炭一一八
九州地方企斗発指令第四号
昭和二十八年八月二十九日

貝島大之浦炭砿労働組合
組合長殿

炭労九州地方企斗委員会
委員長　山本経勝

杵島斗争支援態勢に関する件

杵島労連に於ては既報の如く会社の「希望退職募集」に対し、企斗の基本方針にもとづいて「徹回」を要求し団交をかさねてきたが八月二十六日決裂、組合は行動の自由を留保して交渉を打切った。今後会社は如何なる手段をもって切崩しにかゝるか容易に想像ができる。従って左記により支援態勢を指令する

記

一、九州地方大手ブロック企斗の斗争本部を当分の間杵連本部に常置する、このため二名の常置オルグを派遣すること
一、九州地方大手ブロック企斗として情宣行動隊を編成する。よって各組合二名以上の情宣員を斗争本部の招集によりいつでも出動できるよう準備すること
一、各組合の責任者は、緊急招集にいつでも応じ得るように万全の手配を樹立しておくこと

以上

1953. 9. 5　大之浦労組　教宣部

ニュース
68

企斗賃斗は統一斗争で強力に斗う！

スト权を中斗に委任

炭労　第8回臨時大会速報1

――竹下教宣部長発――

大会一日

九月一日午前十時より東京芝公園中労委会館で開催

代議員一三九名の出席で大会は成立、議長団に古河（九州許斐労）野宮（北海道雄別労）吉村（山口沖山労）の三氏、議事運営委員長に竹下（九州大之浦労）資格審査委員長に伊勢谷（北海道三井砂川労）を選び

請富副委員長の挨拶、及び濱原事務局長の中央一般経過報告、これに対し質疑応答ののち午后四時半第一日目を終了

大会二日

代議員一八〇名の出席で午前十時より再会

先づ地方情勢報告の質疑、確認を行い、別号議案として新たに提案された「企業整備反対斗争の件」の説明、質議　討論を行い　執行部提案の

一、企業整備には炭労の統一斗争をもって反対する

一、斗争の指導、統制は中斗がおこなう

一、企業整備反対のための一切「交渉权」「実力行使权」を中央に委譲する

等を採決の結果　賛成一二五票、反対五票、保留二六票で可決　ついで交渉权、実力行使权委譲の無記名投票を行い、賛成一三九票、反対一七票　白紙保留七六票で可決々定し、午后七時半散会

（注）保留の七六票は主として三鉱、中小

大会三日

代議員一四四名で大会は成立

冒頭、緊急動議として提出された、三井美唄労組における今次企業整備に関し会社が解雇通告を行い、これに通告書返上のデモを決行中札幌官憲数十名と衝突!! 尚、保安隊の出動も考慮される旨の情報が入手されたので、これに対し各関係官庁に対する抗議及び美唄労組に対しての激励電報打電の動議が北海道から出され満場一致でこれを可決

スト規制法の質議　確認の件に入った。

種々質問が出されたが結果的にスト規制法反対斗争批判書を作成するか否かに論議が集中され、結局小委員会を構成して批判書を作成することが　賛成八七票　反対五七票、保留二票で決定された。

次いで第一号議案である「十月以降賃金斗争に関する件」の提案説明が、濱原事務局長、直江調査部長よりなされ、第三日目を終った。

大会四日

一四八名の出席で大会は進められ、直ちに十月以降賃金斗争の質問にうつり午后より討論に入った。

執行部原案に対し、中斗の構成で既組より一名の増加が強調され北海道より中斗をもっと増加せよの意見が強調された。又山口宇部興産が今次賃斗には十五社統一斗争には下部の実態として参加出来ない旨が述べられ、これに対し宇部興産を統一交渉から除くことは重要な問題であり、今後の炭労の斗争に大きく影響する反論がなされ採決がとられた

――ニュース69につづく――

☆ 大之浦労組 教宣部 ☆
1953.9.7

ニューズ

69

大会速報2　十月以降賃金斗争　中斗の構成きまる

交渉方式は十五社統一

大会四日目つゞき

採決の結果
除かない　九二票。　除いてもよい　六一票。　保留　一四票。
で中部興産も統一交渉に参加して斗うことが決定され、引続いて中斗の構成の件についての採決に入る
尚執行部としては既組三名を一名増加して四名にする旨の修正がなされ、これを含めて原案としてこれに対しての賛否がとられた
原案賛成一〇九票　反対（中斗を増加する）四九票　保留二票　で可決。

※十月以降賃斗　中斗の構成

三井	3名
三菱	3名
住友	2名
古河	2名
明治	2名
北炭	3名
雄別	1名
太平洋	1名
高松	1名
貝島	1名
日鉄	1名
大正	1名
嘉穂	1名
杵島	1名
宇部興産	1名
既組	4名
執行部	全員

尚戦術委員会の構成について採決
原案（従来の（各社）戦術委員会を設けない）賛成……一四〇票
反対（各資本別の代表をもって戦術委員会を構成せよ）……一九票
保留……二票
で執行部提案通り決定。
藤田案として交渉権、妥結権、実力行使権について中小ブロックは各山元に落す、以上の修正意見に対し
原案通りでよい　一三二票、　修正する　一七票　保留　一二票
執行部提案の斗争方針については満場一致でこれを確認、斗争予算も同様満場一致。
次いで　要求理念及び要求書の項目に入る
この件については種々問題が残され　結果的には要求理念については絶対多数で可決！　要求書については小委員会に落すことが決定され　午后六時終了した。
尚　執行部より小委員会の構成として
北海道三名　九州四名　常磐一名　山口一名　本部若干名の発表有り。

大会五日目

冒頭、緊急動議として九州炭労より古河目尾送炭阻止事件の裁判及び岩屋分組水害復旧斗争に対しての抗議、並びに激励の件が提案され満場一致で可決。
第二項として、スト規制法反対斗争自己批判書が小委員長より説明され、これに対し三案の修正を行うべきであるという意見が出され、原案、修正について採決に入ったが、統制委員会、専門委員会がまだ開催されている為、採決の結果過半数に達せずこれが措置方法として議運長より明六日採決をとり直すことが提案され、これが確認された。
第五号議案の規約一部改正の件は無記名投票の結果　一四七票の全員賛成で決定
第三号議案の経営の社会化斗争に関する件は執行部として提案が微弱であり、資料も完備されていないので次期中央委員会で討論決定せよとの意見が強く、絶対多数で中央委員会附託になった。
ついで第二号議案の労働協約については、明年三月の定期大会において最終決定を行いたい、
たゞし　――つゞく――

☆ 大之浦労組　教宣部 ☆

1953・9・7

(1) 基準案の決定（三月迄の暫定として）

(2) 斗争方針の確認

以上の二点のみの確認が執行部より要請され、満場一致で提案通り可決々定。

スト規制法反対斗争救済資金五〇円カンパについては、多数で決定され、

第七号議案の春季斗争費追加予算については執行部提案六円五〇銭を六円三〇銭に訂正され

中央労金積立金一人当一〇〇円（一回のみ）に対しては、種々論議が交わされたが賛成七五票、反対四七票、保留五票で積立てることに決定、午后六時第五日目を終了した。

大会六日

統制違反小委員会結論、十月以降賃金要求書、スト規制法反対斗争自己批判書、その他を審議することになっているが、

五日夜までに十月賃斗要求書の小委員会の結論が出ず、小委員会として生のまゝこれを中斗委員会に一任することを、かけることになっている。

☆

指名解雇は実力行使でフンサイ！

杵島企斗

九共斗一斉反ゲキに立つ

☆ 脱落者の再採用（他就業）を全組合を通じ阻止！

指名解雇テッカイ迄生活の保障で態勢に万全を期す。

大鶴・北方の首切り反対斗争は熾烈化し、会社は組合員の団結には施し難く、これがため希望退職の強制勧告に躍起になっている。組合は九共斗々争委々会の指揮の下に、愈々結束固く、企業整備の反対斗争の基本線である「完全撤回」に全労働者の死を賭しての斗争を統一的に押し進めている。

会社はこの中にあって魔の手を緩める事なく間断なく組合員の意見を掴の組合の弱体化と悪質な退職勧告に暗躍し続けている。こゝに組合の憤怒は極地に達した！

九共斗々争委員長は遂に事態を重大視し、杵島での問題は全炭砿の問題であるとし、九月五日に斗争委員会を開催し、断固たる決意をし遂に次の事を決定した！

一、目先の慾に目がくらんで希望退職に応じた者は除名し除名者の名簿を作り、炭労傘下組合に連絡し、炭砿えの再採用を阻止する。

二、会社の指名解雇に対しては、完全撤回のための九共斗一斉実力行使をもって斗う併せて法廷斗争を展開する。

三、指名解雇で入坑拒否された組合員については、撤回まで生活の保障を行う。最后まで斗う。

四、情宣活動をより強化する。

ニュース

70

炭労企斗発第十五号　一九五三・九・二

・企業整備反対斗争に伴う法規対策について(三)

標記の件についての企斗発第十号・第十一号に補足して、更に左記の如く指示する

記

一、就業斗争

企斗発第十号五ノに立入禁止仮処分執行前の斗争の一つとしての就業斗争について記されているが同項で明確にされていなかった点について左の通り明らかにする。

1、解雇通告を受けた者、或は組合の斗争要員の入坑を阻止するため、それらの者に対しては、かゝる安全燈を渡すな」という会社からの業務命令が出されるかもしれない　これに対して、かゝる業務命令に従うな」との組合指令を出すべきである。この指令に従って安全燈係が被通告者に安全燈を渡しても、安全燈係は業務命令違反の責任を負わされない。かゝる業務命令自体が不当であり、これに従わず安全燈を渡したことは正当な行為であるからである。いわんや組合から明確に業務命令拒否指令が出されている以上、これに従うべきことは組合員である安全燈係として当然であるからである。

2　右の組合指令はもとより違法ではない　不当な業務命令に従うなという正当な行為であるからである・

3　(イ)　右の場合、安全燈を受取って入坑した被通告者或は斗争要員は、保安法上何らの罰則の適用を受けない。保安法上、労働者が罰せられるのは、同法第三十条にもとずく同規則第四十七条に違反して法第五十六条第五項の適用（六ケ月以下の懲役又は三万円以下の罰金）を受ける場合だけである。しかし　右規則第四十七条は、坑内における禁止事項を規定しているのであって強行入坑そのものとは無関係である。

(ロ)　就業規則上の罰則の適用も受けない、保安法第十二条（保安規程遵守義務）第十七条（保安技術職員の指示に従う義務）には罰則がなく、その違反は就業規則上の罰則を受けるかたちになっている、だが保安規程や保安技術職員の指示の内容もいずれも強行入坑そのものとは無関係である。万一関係がある場合があるとしても、被通告者を解雇扱いにしている会社として就業規則の適用はできない。

(ハ)　刑法上の処罰も受けない。もし適用ありとすれば住居侵入罪（刑法第一三〇条）であろうが解雇の効力について係争中の場合にあては、住居侵入罪の適用がないことはすでに判例がある。立退き問題で紛争中の借家人や間借り人が　そのまゝ住んでいても住居侵入罪にならぬと同様に、それまでその労働者がズーッとその職場で働いていたという事実上の社会状態が法律上も保ゴされるのである

斗争要員は外部の者でないからこれにかゝわりはないことはもちろんである。

二　社宅、寮室等えの職制立入拒否指令について

退職勧誘その他のために職制が社宅の内部や寮の私室え立入ることを拒否する指令を組合から流すことは法律上何ら問題はない・社宅の内部へ住居者の許可なく或は拒否にもかゝわらず立入ったならば住居侵入罪で告訴すべきである。旅館の客室への入室も住居侵入罪とした判例がある。これからしても定住である寮の私室の場合、当然住居侵入となる、社宅や寮の管理のためとかいろ〳〵の口実をもうけてくるかもしれぬが、まず問題にする必要はない

1953.9.9

☆ 大之浦労組　教宣部 ☆

ニュース 71

企斗中斗発第十六号　一九五三、九、五

企業整備反対斗争指令权確立に関する件

内部調整に苦慮する組合の虚に乗じた経営者は国家权力を背に首切りを強行しつゝあり、事態は一刻も猶予を許さず、才八回臨時大会は企業整備反対のための一切の「交渉权」「実力行使权」を中央斗争委員長に委任し、強力な統一斗争をもって反対することを決定した。依って次の通り指令する。

記

一、各資本別委員長に委任した「交渉权」「実力行使权」は撤廃し、中央斗争委員長に委任したよって全組合員は中斗委に直結した斗争配置につけ。

二、各地方本部並に各支部は直ちに企業整備反対斗争委員会を設けよ。

三、各資本別は中斗決定の戦術を迅速且つ具体的に展開させる為、対策委員会を設けよ。

四、企斗中央ブロック発才三号指令、才四号指示に基く各資本別委員長よりの指令は別途指令するまで有効であり、遂行せよ。

企斗中斗才十六号、説明資料

記一、二について

九月二日才八回臨時大会は权限の集約について次の通り決定した。

㈠、企業整備反対のための一切の「交渉权」「実力行使权」を中央斗争委員長に委任する。

㈡　交渉权は支部が随意に会社と交渉を行い、統一斗争に違反する取きめがなされることを防止するため中央斗争委員長に集約拘束するものであって、支部が統一斗争推進のために必要な場合の交渉权は原則として支部に委譲する。

前項の決定により才七回大会決定による企業整備反対斗争六項四号は削除されることとなり、資本別毎に会社と組合で行われていた交渉权、実力行使は中央斗争委員長に委任され、今後一切の実力行使は中央斗争委員長の指令により行動することとなった。

中央斗争委員会は暫定的に現在の企斗中斗がこの任に当る。各支部は中斗の如何なる指令にも応じ、非常事態に対処できるよう万全の斗争態勢を確立しなければならない。

記三、四について

企斗中央ブロック発才三号指令、才四号指示に基き八月二十四日以降の実力行使は資本別毎に指令の範囲内に於て戦術が練られ、下部の実情に即し効果的に発せられているが、以上の経過と当面の斗争を推進するため資本別毎に対策委員会を設け、この対策委員会に中斗の权限の一部を移譲し、企斗中央ブロック発才三号指令、才四号指示に基き戦術を指令せしめるものであり、中斗より別途変更指令のない限り企斗中央ブロック発才三号指令、才四号指示に基く各資本別委員長の指令は中斗の指令となる。

以上

1953.9.8

☆ 大之浦労組　教宣部 ☆

ニュース 72

企斗中斗才十七号（一九五三・九・五・発）

企業整備反対実力行使突入指令

経営者は経済両建という美名にかくれ、スト規制法の施行と同時に首切りを強行し、更に組合の分断攪乱戦術に出てきた。

われわれは果敢に斗いつつある支部の叫びを全組合員の声として結束を固め統一斗争をもつてこの企図を粉砕し、撤回させる新たな決意をした。

中斗委員会はこの非常事態に対処し、統一斗争の意義の徹底と斗争意識の高揚をはかり、併せて企斗争を勝ち抜くため当面の戦術を決定した。

よつて左の通り指令する。

記

一、九月九日　全支部一斉職場大会を行え。

（斗争指標）　統一斗争の意義再確認と斗争意識の高揚

一、三池・田川・山野・美唄・砂川・芦別・茶志内　以上七支部の斗争支援のため、最寄りの支部はピケ隊を派遣せよ。

一、九月十七日　全支部一斉各番方二時間時限ストライキを行使せよ。

（斗争指標）　企業整備反対抗議

一、各地方斗争委員会はこの指令実施について遺憾なきを期せよ。

註

１、職場大会は従来の慣行により就業時間内外の拘束をしない。

２、指令三項斗争指標企業整備反対抗議は次の通りである

イ、抗議は企業整備を会社がまだ提出していない支部に於ては会社の企図する企業整備に反対し、炭労傘下支部に出された企業整備に抗議する

ロ、企業整備反対は現に企業整備が出されている支部に於て反対する。

３、時限スト実施日は早出、残業等を行いストライキの時間を補ってはならない。

４、職場大会・時限スト当日が当該支部の休日に当る場合は翌日実施せよ。

☆ 大之浦労組 教宣部 ☆

1953.9.9

炭労企斗発第十八号

一九五三、九、一〇

炭労企業整備反対中央斗争委員会

斗争委員長　阿　部　竹　松

各地方ブロック
各資本別　斗争委員長殿
各支部

交渉権の委譲及充員斗争強化に関する指令

企業整備反対第七回中央斗争委員会（九、九）に於て大会後に於ける企業整備斗争を推進するために必要な交渉権の運用及当面の斗争強化の戦術について審議の結果左記により斗争を推進することに決定をみたので右指令する。

記

「交渉権委譲」

1. 九月十日以降企業整備についての交渉権を、中央大手十五社労聯各資本別（資本別のないものは支部）に委譲する
2. 交渉の場は中央（東京）とする
3. 九月十三日迄に中央に於て交渉権の確立（会社との東京交渉の成立）がなされない場合は、当該資本別支部についての交渉権は委譲しない
4. 炭労企斗中央ブロック発第七号（八二七）中第一項は、第八回大会決定(A)第1項第四号により失効とする

「会社への交渉権についての通告」

同封別紙企業整備についての交渉権に関する通知に会社責任者名を記入し、会社に提出せよ

「充員斗争強化について」

1. 企業整備（首切り）を企図する経営者の意図を粉砕し、既に一方的に希望退職を行つた経営者に対しては充員をもつて企業整備の野望を撃破するため、先に指示した炭労企斗第六号（六、一七）による減耗補充、充員斗争を強化せよ
2. 斗争強化の具体的な進め方については別途指示する迄、各資本別、支部の実情を勘案し強化せよ。

以上

映寫機並に寫眞機使用規程

第一條　本規程は組合員の健全なる文化知識の向上と親睦保持の爲組合內規としてこれを定める。

第二條　本映寫機使用は本部、支部のみとし、他えの貸出を禁ずる

第三條　本映寫機を使用する場合は事前に上映內容の連絡をし了解を待たなければならない。

第四條　本映寫機の保管は本部庶務がなし、取扱いは教宣部にて行い他の者の取扱いを禁ずる

第五條　本映寫機を支部独自にて使用する場合又は特別に他上映する場合に要する費用は支部及び当該使用者が負担する

第六條　本寫眞機使用は機關紙掲載に要する場合のみに使用し他えの流用を禁ずる

第七條　撮影に要する器物は庶務保管とし他の附属物は教宣部にて行い、取扱使用は教宣部のみとする。

炭労賃斗発第二号

一九五三年九月十八日

日本炭鉱労働組合
中央斗争委員長　岡　部　竹　松

各地方、支部、資本別斗争委員長殿

実力行使突入指令

九月十五日、連盟に対して新賃金交渉を申入れた（さきに送附の申入書参照）ところ、九月十八日電話をもつて連盟から「連盟は炭労の交渉申入れに従い協議したところ、連盟の機関会を開催し正式な態度表明のため時日を要するので申入れについての応諾の返答は出来ない」旨の回答がなされた。

中斗は既に数次の事務折衝の過程において連盟が今次統一交渉を拒否してくるところは予測していたところであるが、十八日の回答。　そのことがいよいよ明瞭になつた。

賃金協定が旬日をもつて期間満了となることがわかつていながら、連盟の態度はあまりにも無責任であり、かつ統一交渉拒否の口実をもうけている回答の延期であることはあきらかで、何等連盟の態度には誠意が認められない。更に連盟は企業整備斗争の挫折をまつて賃金交渉を有利にせんがための戦術のための回答延期であると判断される。

よつて中斗は、連盟会社をして統一交渉に応ぜしめるためには実力行使をもつて反省を促すの外はないことを決意し、大会決定による実力行使権の発動を左記により決行することを決定した。

よつて右指令する。

なお中斗は、総評の秋季斗争の実情（別紙資料参照）を分析するとき、総評全体の斗争のヤマに合はせて炭労の斗争を組織することが困難であること及び炭労は既に激烈な斗争に突入しなければならないことを認めこの上に立つて割切つて賃金斗争に突入することを確認した。

従つて総評の全体斗争の育成強化には努力し、積極的な共斗斗争も組織することは勿論であるが、総評に対しては特に賃金カンパをもつて炭労の斗争を突き上げることを要望する方針をきめた。

記

一、斗争指標

①要求討議

① 要求書案　簡単

② 一一人、試一 3 3,800円
批判　§3之 1月支の金額について低い

③ 6/3日のストについては 説明
で [illegible] 報告の主体の意思を示された [illegible]
それがあいまい [illegible] を理由とした [illegible]
出勤の [illegible] 下 [illegible]

④ 組合 [illegible]
言口 [illegible] の件、
今日は [illegible]
しかし 6/3のストに [illegible] 単位 [illegible]
新聞面を [illegible]

⑤ 東京 [illegible] 新聞 [illegible] 一段 [illegible]
大 [illegible]

ニュース

73

日鉄二瀬
七百名の首切りアンを出す。

九月十三日午前十時会社は三役を呼んで企業整備に関して具体的説明を行った。

内容は次の通り

一、合理化の理由

炭価が四月から七〇〇円下ったので経営が困難になった。この経営不振を打開するため現在の人員を四二五〇名にしたい（約一五%減）一人当の能率を一一.三トン（現在九.七トン）にしたい、以上によって経営不振が打開出来ると考えているので組合の協力を求めたい。

方法として

1、最終的には、坑内外の比率を七対三としたい。

2、机上勤務者、女子従業員を重点的に整理したい。

これは本部事務所を重点（三五%）とし、補充については坑外職員で補充し労働強化にならないようにしたい。

3、職員は整備しない。（坑内の重点的な保安確保のため）

二、整理の方法

1、希望退職募集の方法をとりたい。

募集人員に達しない場合は

イ、長期欠勤者
ロ、非能率者

にやめてもらいたいと考えている。

三、退職条件

1、退職手当　事業規約

2、予告手当　三十日分

3、特別加給

一年未満	平均賃金	三十日分
一年以上～三年未満	〃	五十五日分
三年〃～五年〃	〃	七十日分
五年〃～十年〃	〃	九十日分
十年以上	〃	一二〇日分

4、停年該当者

八月中	〇
十一月～十二月	二〇%
一月～二月	六〇%
三月～四月	八〇%

5、配置転換料

内直～坑外	三,〇〇〇円
内直～内間	二,〇〇〇円
内間～坑外	一,〇〇〇円

組合は十六日戦術委員会を開き次の決定を行った。

一、斗争資金については　一人当　一,六〇〇円

一、斗争戦術——デモ、座り込み、指名スト、部分スト、但しこのストを行った場合賃金保償を行う。

☆ 大之浦労組 教宣部 ☆

1953.9.29

ニューズ

74

中斗運営規程をきめる

統一交渉。十八日迠に連盟の回答を要求！

第一回中斗委員会は、十四日午前十一時より東京上行観松寺で開かれた。

出席者　長沢（三鉱連）岡、富田、千田（菱炭連）見波（北炭）武太、
大山（住友）田中、谷川（古河）内前（明治）南（雄別）
岡田（太平洋）横田（貝島）杉山（宇部興産）田北（三社連）
沢田（北炭職）武藤（常炭労）金（磐炭労）唐藤（九炭労）
池田（高松職）武藤（住友職）

中斗委は、当面中央斗争委員会運営規程案を逐条的に審議、各々別紙のごとく決定した。この規程の特徴としては、

1、昨年の賃斗の経験にかんがみ、代理中斗を置かない。

2、諮問機関として、各社の調査部長会議を招集し、賃金案を作成、中斗にかける。

以上に引つゞき

1、九月十五日午後一時、鉱業連盟にたいし十八日までに解答するよう期限付で大手十五社の十月以降賃金改訂の申入れを行うことを万場一致で決定

2、中央交渉、地方交渉の期を一にするため、地方本部に地方ブロックの交渉権を委譲するの二点を決定、第一回中斗委員会を終了した。

（炭労賃斗第一号別紙）

中央斗争委員会運営規程

一、炭労第八回臨時大会に於て設置された中央斗争委員会（以下中斗という）は、本規程の定めるところにより運営する。

二、（構成）

1、中斗は中央執行委員会及三井、三菱、北炭の資本別より各三名、住友、古河、明治、宇部興産の資本別（資本別のないものは支部）より各二名、三井、北炭、住友、古河、明治、宇部興産、日炭、日鉄、大正、雄別、太平洋の職員組合支部より代表四名、各地方本部代表者各一名をもって構成する。

日炭、貝島、杵島、日鉄、大正、嘉穂、雄別、太平洋の資本別（資本別のないものは支部）より各一名

2、会議は委員数の三分の二の出席をもって成立する。但し、中斗業務のため会議に出席不可能な委員は出席とする。

三、（中斗委員長）

1、中斗委員長は中央執行委員長とし、執行委員長事故あるときは副執行委員長が代行する。

四、（会議の招集）

1、会議は中斗委員長が必要と認めた場合及委員の二名以上による要請ありたる場合、随時中斗委員長が招集する。

2、会議の招集は開催の十二時間前に口頭、電話、電報をもって委員に通知する。但し、緊急の場合はこの限りでない。

☆ 大之浦労組 教宣部 ☆

1953.9.21

五、（議決方法）

１、会議の議長は中斗委員長とする。

２、会議の議決は、全委員の諒解をもつて行うよう努力するが、止むを得ざる場合は多数決（出席委員の過半数）をもつてきめる。

３、前項の議決は、出席委員で行い、委任を認めない。

六、（統制）

１、会議の運営に支障をきたすべき事態を生じた場合は、炭労議事規程の定むるところによる。

七、（斗争事務局）

１、斗争事務を処理するため、炭労本部に事務局を設ける。

２、事務局は中央本部事務局長が統轄し、業務分担及これに専任する中斗委員は次の通りとする。

情　宣　斗争の情報蒐集及宣伝教育
渉　外　関係政党、官庁、友誼単産その他
連　絡　指令、告示、情報等の伝達及中央、地方、支部間の連絡
庶　務　文書事務、会議準備、その他他に属さないもの

八、（中斗委員の服務）

１、中斗委員は所定の登録証に登録し、中斗に於て確認された日から委員となる。

２、中斗委員事故あるときは、直ちに事務局を経由し中斗に届出で、中斗にはかる

九、（専門委員会）

斗争の企画戦術の立案は執行委員会が当る

十、１、中斗は調査、研究等の必要に応じ専　委員会を設ける。

２、専門委員会の構成及運営の大綱は各専門委員会毎に中斗できめる

３、専門委員会の委員長は委員会委員の互選とし、委員会は委員長が統轄する

十一、（交渉団）

１、連盟との交渉のため、交渉団を設置する

２、交渉団の構成、運営は中斗できめる

附則

１、この規程に定めるほか、中斗の運営に必要なことは、中斗できめる

２、この規程の改廃は中斗できめる

３、この規程は九月十四日より実施する

炭労企斗発第二五号

一九五三年九月二四日

日本炭鉱労働組合
中央斗争委員長　阿　部　竹　松

各地方
各支部　斗争委員長殿

企斗発第二〇号一部修正その他に関する指令

九二三〜二四日、第十三回企斗は、炭労企斗発第二〇号（九、一七）をもつて指令した企業整備斗争の第二〇号指令以後の状勢の変化に対応する戦術について検討の結果、左記により第二〇号指令の一部を修正すること、その他について決定を行つた。よつて右指令する。

記

一、炭労企斗発第二〇号（九、一七）中、第二項「斗争の規模」「1各支部は次の区分により斗争を強化せよ」のランクを次のように修正する。

規模	実施支部（資本別中の全支部）
通常出炭の二〇%以上を減産せしめる	日炭、日鉱、杵島、宇部興産
〃　三〇%以上	三菱、住友、明治、北炭、雄別、太平洋
遵法斗争（保安斗争、拘束時間厳守等）	古河、貝島、大正、嘉穂、三井

「修正をした主なる理由」

1　四〇%のランクにあつた北炭、太平洋を三〇%に入れた理由は、斗争の内容が三〇%ランクのものと、北炭、太平洋と相違がないものである。即ち会社側の出方は一方的に希望退職を募集し、組合はこれに反対し、前後に起る配置転換、充員斗争を通じて企業整備反対斗争の目的を斗いとる斗争段階に会社があるものであつて同一ランクに編入するのが妥当である。

2　遵法斗争に貝島、古河を入れたのは、両者は会社との間に企業整備を行わない協約が成立したので、大正、嘉穂と全く同一の条件になつた為である。

3.　三井を遵法斗争に入れたのは、三井の斗争は遵法斗争を以て実質的に四〇%以上減産目的を達しているものであり、部分スト、一齋スト等のストライキ行為を指令した場合には、賃金獲得に支障があるため、実質は四〇%以上の減産を確保すると

り熾烈で違法斗争のランクに編入した。

4　杵島については、山元の実情が会社の希望退職募集強行後空白状態を生じ、二〇％減の戦術消化に支障を生じているという報告があつたが、杵島は速かに戦線を整備し、減産目標達成の戦列に参加するよう要請することになつた。

二、企斗発第二〇号中「三、斗争の戦術」に次の項を加える。

2　会社が廃山、休山（保安を含む）、閉山等を提示した該当支部は前項の減産斗争を行わない。

3　会社が廃山、休山、閉山等を提示した資本系統は、資本別傘下にある生産的に優れた支部に強力な斗争を行わしめ、会社の休、廃山の計画を粉砕する。

「修正をした主なる理由」

会社の計画である休、廃山の支部に減産斗争を行わしめることは、会社の計画を認め援助する結果になる。従つて会社に最も打撃を与え、実力行使の効果をもつて企業整備を撤回せしめるには、最優秀の山に強力な斗争を与えるべきだという判断をしたことが主なる理由であり、その戦術については資本別において適当な方法をもつて行うべきである。

三、「交渉権の委譲」

配置転換反対のための充員斗争に必要な交渉権を、支部に委譲する。

「解釈と適用」

1　交渉権は、会社が希望退職を強行した支部に委譲するものである。

2　希望退職により職場に欠員を生じたところは、充員をせしむるための交渉が必要である。その為に支障のないよう交渉権を委譲する。

3　委譲された交渉権は、配置転換を承認するものではない。

4　充員交渉を資本別において必要とする場合は、支部が委譲された交渉権を資本別に於いて行使せしむ等の運用をはかるべきである。

四、三井に対する資金カンパ

中斗は三井の五十日に亘る斗争の過程と、斗争の将来えの強化について審議し、速かに何らかの支援をしなければならない段階にあることを認め、次による資金カンパを決定した。各社各山においては既に激烈な斗争の段階にあるにせよ、三井の斗争の重要性に鑑み、速かに中斗決定のカンパを行え。

1　カンパ額

組合員一人当金百円

2　納入期日

十二月末日迄に分割納入（但し最終納入月に一括納入ということはできない。月割に納入とする）

3　カンパ財源の算出基礎

各月納入額は、当月分組合員数（組合会習納入員数）による。

以　上

ニュース

75

会社…企業整備に伴う「人員整理せず」と言明

九月二十四日午前十一時三〇分、会社側より企業整備に関しての会談の申入れがあり、組合は、三役、支部長が出席した。会社側は重役全員出席約一時間半に亘って、会社より次の通りの主旨説明がなされた。

本松重役

一、炭界の不況打開策として各社種々の施策が行はれ、我社としてもあらゆる角度から研究して諸般の対策を講じて来たが、この際企業整備による人員整理は慎重検討の結果、これを行はないことにした。

二、然し乍ら我社最近の業績は実に憂慮すべき状態であるので、この際労使一丸となって更に一段と諸費を節約するは勿論、能率の向上に格段の努力を払うことに依って原価を切下げることが絶対に必要であり　且つ急務である

組合及び従業員の積極的な協力を要請する

斗いは今後に残された！

これが補足説明として

① 炭界の不況と炭価の値下り並びに貝島が他社に比較してコストが最も高い点の説明があり、貯炭状況そかんばしくなく、炭界の状況が非常に悪化しているにもかゝわらず他産業は至って冷淡であり援助的でない。又政府も炭界の現状が至って不振を極めているのにこれに対しての施策を何等考えていない。

このように不利な状況下にあり乍ら、貝島として人員整理を行わないことは、他社や世間の非難を受けることは明白であるが、それには甘んじてゆきたい。

② 現在の貝島の貯炭状況は有利な立場にある。それだけにもってコストを下げたいと思う。そのためには会社としては施設の改善、合理化を行わねばならぬが資金がないため出来ない。しかし会社の苦しい状態については労組も理解してくれることゝ思う、又会社としても労組の協力がない限り今後の安定も出来かねるので、能率の上昇についてはより一層協力してもらいたい。

会社としても従来より以上に無駄な業務なり資材の投入はさけたい、と考えているので今後の能率については組合としても尚検討の程を要望したい。

上期出炭見込は二、二四〇万トンであったが、現在の需給状態からいって一一〇万トンは過剰になっている。貯炭においても港頭貯炭四〇〇万トン、工場手持貯炭四〇〇万トン計八〇〇万トンである。

このような状況下にあるので、上期より下期に至っては出炭抑制が当然出てくる。

又炭価の引下げを行うことも考えられる。即ち重油の使用量増加も考えられるので、需要期に入ったからといっても炭価に対しては期待薄である。

この点については、当局に対して重油の使用を削減するよう要請はしているが、現在の重油使用量は大体石炭にして五四〇万トンに該当する。

国鉄に於ても上期二四〇万トン使用しているが、現在二〇万トン減の需要である。

そうすると国鉄に於てもおそらく下期は二二〇万トンの使用としか考えられず、電力にも一四〇万

……つゞく……

☆ 大之浦労組　教宣部 ☆

1953.9.25

トンの貯炭がある。

これらを考えてゆくと下期においては多く[illegible]は期待出来ない。

外国炭も上期は一四〇万トン輸入されているが、下期は一一七万トン入ることになっているので三〇万トンの減にはなるが、鉄鋼其の他が三〇万トン減になるので結果的には同じである

従って下期の政府需給関係は三、三〇〇万トン予想されているが、貯炭が八〇〇万トンあるのでこれを加えると果して下期予想通りにゆくか否か疑問である。この点から来年の貯炭繰越しは七〇〇万トンに押える事は容易でないことが考えられる しかもその間全国的にみて中小が増産競争をつくるので現在の数字面からいって貯炭、滞貨状況は考慮すべきである。

このように炭界の実状なり、会社の実体からいって労組も家族と共にこの不況を考えてもらわないと人員整理をしない会社の処置が困難になる。

しかし、その点について今後労使間でその都度話合ってゆきたい。

以上の二点が説明され、 って長岡経理部長より経理の説明がなされた。

長岡重役

貝島の炭価は他社に比較して非常によかった。しかし当会社の今日迄のノレンだけでは炭界の実状からいって考えられなくなった。むしろ他会社並みのカロリー計算で炭価が決められる状況で、既に他社よりもカロリーが高いという優位性は消失しつゝある。

現下の炭価推移をみると

二十七年　上期は……………大手並

二十七年　下期は……………他社　合理化が進んだので一二〇円高くなった。

二十八年においては……………[illegible]、二一〇円（一九社の平均は四・四九〇円）

十九社の平均より七二〇円単価が高い。

内訳として

物品費　　貝島　三八五円　　十九社　二二五円

労務費に至っては他社よりも四五〇円高い。即ち他社二二九〇円であるが貝島は二六八〇円で

生産原価にしめる労務費は五三％である。

総体的に　約七〇〇円高い。

出炭量にしても

一九社の中　個人能率一三トン以上のところが六社、これは全国出炭の四〇％

一二トン以上が三社（三〇％）　一〇トン以上が一社（一％）

九トン以上が六社（一・七％）であるが、貝島は九・二トンに達するのがやっとである。

このことからして人員整理は当然考えられたことだ。

しかも七・八月の全国出炭の能率は延長しているが、当社は六・九トンしか出ていない。

尚　六月末は三・九〇〇万円の損失である

四月は二・六〇〇万円の利益であったが、七月は四・六〇〇万円・八月は四・五〇〇万円の赤字となっている。

総体的に七月末迄に八・五〇〇万円の[illegible]でトン当り原価五・七〇〇円で来年の四月迄に二億円の赤字が考えられる。

又仮入金[illegible]でトン当りに換算すると全国一の借金である。

しかし乍ら東郷開発完成に伴う資金面が困難とされていたが、最近になって三億円の融資が明確になったのである程度企業面に一つの明るさが見出された。

安部重役

計画として一二〇万トン出炭しなければ貝島としてはやってゆけない。最低二〇万トンは確保したいと考えているので、個人能率一一トン迄にはしたい。そうでないと労使共倒れになる。

これがためには技術の改善、冗費の削減以外にない

……裏につゞく……

今村部長

本松専務が発表した通り、会社としては数回の会議の結果人員整理をしない結論になった。
これは当社としては容易ならざる決意である。この会社の決意を労組も了とされて今後の協力を要望
したい。
東調開発の完成も十一月中旬か十二月上旬になるか、この際約一一0名〜一二0名の過剰人員は
原則として配置転換を行うので、この点については労使の協力に俟つ以外にない。
又新規採用はしない。請負夫を廃止し、臨時夫も最小限に喰い止めたい。

以上の　会社の企業整備に伴う人員整理を行わない主旨説明に対し、組合は……
……本松専務に新しい労使関係をつくるといわれたが・新らしい労使関係とは何か？
吾々は今日迄、出来るだけ紛争をさけるべく努力し又、協力してきたつもりだ。
又能率の引上げを表明されているが、これに伴う労働強化を考えているのか、と云う点を追及
したが、この点に対しては
労働強化はしない。作業方式の変更で何とか能率を上げてゆきたい　と返答。
組合としては、一応これを了として午后一時散会した。

企斗二〇号別紙

各社の企業整備の現況（九月十七日現在本部確報）

三井

三鉱連＝五日第一次として一〇三六名の地位保全仮処分申請を行った、二十五日第一回審理が行わる。三池は立入禁止の仮処分が決定され、組合では直ちに異議申立を行った、北海道三山は四日より会社側は強制解雇実施、解雇者の就業拒否の斗いに対し統一ある行動のもと全員就業に成功している。会社は二二日札幌地裁に対し立入禁止の仮処分申請をしているが、まだ決定はされていない。

山野、田川は希望退職が定員に充ちたが、組合では配転反対斗争で五〇%減産を実施している。全三井の出炭は五二三%前後である。

三社連＝現在七三二名が退職勧告をうけているが、零の線で斗っている、十二日事務職員二十四時間完全スト、坑内関係は二時間スト決行、十六日以降業務関係完全無期スト、十八日以降坑務所（三池）完全無期スト に突入した。

保安斗争は三鉱連と線を合せ斗っている。

三菱

北海道＝茶志内はますます斗争態勢を固め果敢な斗争を展開しており九日二十四時間スト実施、十七日北海道四山は指令通り二時間ストを実施した。

九州＝十日の希望退職受付〆切りに高島、古賀山を除き三六〇名の人員が出た、高島、崎戸は若干問題があり高島では四〇〇名、崎戸では一、〇〇〇名前後の希望者が出ている模様である。なお高島では…①純粋希望退職者は協定通り認める　②退職後の労働条件の補償　③保安確保せよ

以上を認めさせるため十二日一番方より七十二時間ストに突入、十三日スト中止した。

炭労大会に於て要請された事項については十八日委員会、十九、二十日臨時大会を開き審議する。

住友

九月一日、芳ノ浦閉山措置要綱として

一、芳ノ浦鉱をおそくも年内完了を目途に閉山する

二、同鉱在籍鉱員は九州三鉱（忠隈、潜竜、唐津）に配転する

三、これにとれない九州四鉱（忠隈、潜竜、唐津、芳ノ浦）から希望退職を募集する、人数は七四五名を目途とする

以上の案が明示され十五日の団交で

一、芳ノ浦鉱からの希望退職募集は二十六日より五日間行う

二、他の三鉱からは十月三日から五日間行う

三、芳ノ浦は十月一杯をもって稼鉱を停止、十一月以降は撤収にとりかゝる

以上が明らかにされた

住友職連＝芳ノ浦閉山に伴い二十六日から月末まで希望退職を募集することを会社は言明してきたが、人員についてはまだ明らかにされていない、職連としては大体芳ノ浦の在籍職員数とみて八十五名～百名と予想している

北炭

九日団交決裂、十日二十四時間スト決行、会社は十四日までの希望退職受付を十九日まで延長してきた。

職連　会社は十四日までの希望退職受付期間を一週延期している

古河

八月二十七、八日の団交で

一、自然退職については従来通りとして取扱う

二、退職勧告についてはやらないことを各山元へ指示する

三、企業整備にもとずく人員整理はやらぬ

このことを確約させ、現在問題は起っていない。また大谷、峯地山元に於て中央と同様の確認書を取交した。

なお現在日尾で送炭場の機械化による在籍四二名中三〇名前後の整理が予想され古炭連としてもこれの対策にあたっている

明治

九州＝現在希望退職者は予定の七〇一名に対し七[illegible]〇名の応募者が出ている、十五日より充員及配転による合理化反対のため団交に入った。なお二十一日より三日間大会を開き天道支部の取扱いならびに組織の再編成について論議する予定。

北海道＝希望退職に三三七名の応募者が出て、その七割が直接夫であった。会社は配転を申入れてきたので現在配転反対の斗争を進めている。

雄別

十二日より一週間一方的に希望退職の受付を開始した、会社情報では四〇〇名ほど出ているというているが、組合は目下説得に努めている。出炭は保安斗争で四〇%減産している。

太平洋

十四日団交決裂、会社は十五日より一方的に希望退職募集を強行している。組合は十五日正午より事務職員の七十二時間完全ストに突入した。

九共斗

大正では配転申入れがなされた、また二瀬、高松などでは労務が盛んに〝肩たたき〟による退職勧告の動きを示しており、二瀬には十五、六日前後、高松には二十日前後に会社が態度を明示するのではないかと予想されている。

企斗二〇号

別紙　『統一斗争強化に関する指令』に関する指示

標記指令に関する説明、経過、指示等は本指示によって行う。

1、斗争指標について

今次斗争の指標は、賃金斗争と絡めず企業整備反対の指標をもって斗争強化を指令した。賃金斗争については別表の如く既に交渉妥結成立について斗争収束の段階に突入している。斗争の相手方は企業整備、賃金の何れを問わず会社、連盟であり、斗うわれわれの力も亦同一支部組合員のものである。従って常識的には分離した斗争の計画や指標については割切れないものがあろうが、然しながら中斗は、現在苛烈をきわめつつある企業整備斗争の段階が前段における賃金斗争と同一テンポで要求されるが如き戦術は時期に適していないし、亦往々にして、二つの目的の同時併行斗争の場合、一方の斗争で他の斗争を取引きして条件を決める危険性がある。こうしたことについて[illegible]さけなければならないと考えて、[illegible]はかったのである。

然し賃金斗争が表面化し近々[illegible]斗争をもり上げなければならない段階に至れば、好むと否とにかかわらず[illegible]も行動も[illegible]連盟打破のために[illegible]された斗争に、統一されることは明瞭である。中斗当面の情勢判断からして企業[illegible]第一指標で斗争を指令したのである。

2、斗争の規模について

二十四日以降の実力行使は、大手十五社を四つのランクに分けて戦術を採用した。大会その他において企業整備の出てくる経過と、会社、連盟の戦術について分析した如く、企業整備は各社同一に出てくるものではないという判断と、かつこれをはねつける斗いは画一斗争というような固定された全体斗争ではなく要所なしかも長期に亘る斗争の特徴をもって、各社ごとに企業整備を撤回せしめる必要を戦術上認めなければならないことを認めた。中斗は現に各社に出てきた企業整備の実体に立って[illegible]ランクに応ずる戦術の規模を決定した。

(一)、遵法斗争……遵法斗争を行うものに編入されたのは、大正、播磨の両支部である。両支部の実情は会社に対し企業整備は出さない交渉を行った結果、会社は首切り、配転等は行わないことと、又欠員については充足することを組合に確約した。従って支部自体の問題としての企業整備はないことが明確になった。

然し現時の統一斗争の中においては支部自体に問題がなくなったからという理由で斗争を回避することは許せない。既に[illegible]交労組織全体の斗争として実力行使の戦列に参加し、会社が連盟に追従して一貫した政策で行動していることが明瞭である限り、総合的な力の一つとして、斗争を行うべきであると[illegible]って斗争を指令[illegible]そので[illegible]

然し斗争が企業整備に反対する[illegible]であり、かつ[illegible]に下部組合員が取り[illegible]については、整理[illegible]についての[illegible]会いし、[illegible]に[illegible]の上に立った行動が出来る方法を[illegible]がある[illegible]という[illegible]において、[illegible]において[illegible]に実施可能であり、かつ効果のある戦術として遵法斗争を採用したのである。従って両支部の遵法斗争も内容的には他の支部が行っている減産目的と併進することが望ましいことは勿論、将来下部が他の支部の斗争のランクまで斗いを発展せしむることを要望するものである。

(二)、二〇%以上減産……二〇%以上減産に該当せしめた支部は会社が未だ企業整備を提示しない支部である。従って支部は八月二十七日附中央ブロック企画部会第七号指令の第二項「会社に企業整備も出さしめない交渉」をより強力に行うことは勿論、「この確約をとる交渉を通じて統一斗争に参加すべきである。

これらの強化された斗争の中では当然二〇%以上の減産は必要であり、斗争を具体的に証明するものとして減産の基準を設けたのである。

(三)、三〇％以上減産……三〇％以上減産に該当せしめた支部は会社から企業整備が提出され、交渉の過程にあるもの、又会社が一方的に希望退職を募集しまた希望退職を諒解した支部である。これらの支部は、交渉の過程にあるものは、会社の意図が強固である限り当然強硬な反抗は必要であるし、希望退職の出たところにおいては、直ちに全面斗争をもって斗わねばならないことは指標の中において明らかにした通りである。

希望退職の出たところは概ね十％―十二％の離職者を生じ、現に職場に人員の均衡が失われ、生産はこの程度減少している実情である。もし人員が減っても生産が従来通り維持されている状態であれば、その裏付けは労働強化と既盤が強行されているものであり、これは当然はねのけなければならない斗いの目標になるものである。

(四)、四〇％以上の減産……四〇％以上の減産、該当する支部は最も斗争の激烈なところである。会社は組合の反対を無視し企業整備を強行、一方的に希望退職、強制解雇、閉山、廃山等を断行している支部は当然最高の反対表示、表明[illegible]力による撤回を要求すべきである。

以上の如く、資本別における支部を一括してランクに当てはめたが、支部内においては当然ランクにあてはめる条件なり状況と相違が生じている。

然し企業整備は各資本内において、その資本の綜合計画の中で会社が行っており資本内部の相互関係によってなされ、全体の問題であることは明らかである。従って、資本内の一支部のみの斗いでは到底解決は不可能であり、斗いは集約を必要とするため、資本全体として把握し、ランクにあてはめたのである。

3、斗争の時期について

斗争強化は即刻開始しなければならない段階にあることは言を俟たないところである。しかし九月一日―六日の臨時大会において統一斗争が再確認され、支部においては大会の意向が漸く報告されているところである。

この状態において、強化された斗争は確実に履行しなければならない要求を持っているため、これが徹底を下部に知らしめる必要があり、かつ貫徹についても支部の実情に応じた有効なものを採用する巾を持たせたがために、これが採用についての時間的余裕をみる必要があったため、二十四日決行を決めた。

4、坑、職組の共斗について

部分スト・保安斗争等をもって、減産斗争を行う場合、坑、職組の緊密な連繋がなければ、斗争の推進に支障があることは勿論、所期の目的達成にも重大な影響がある。

従って今次斗争には坑・職組のより緊密なる連繋をとり、完全な共斗態勢の確立が必要である。

なを、ランク別の出炭減の目標は一山の出炭量をもって計画されているので、これが坑組分、職組分というように減産を指示したものではない。

以上

賃金中斗経過報告（才一回）

才一回　九月十四日

(1) 文渉権確立文渉を明日より開始すると決定

(2) 要求書作成のため十七日より十五社調査部長會議を開催すると決定

才二回　九月十六日

(1) 十五日の交渉権確立交渉（硫連との）の経過報告

(2) 実力行使をもつて文渉権の確立を斗ふと決定

才三回　九月十七日

(1) 才一波ストを二十八日廿四時、才二波を十月早々と決定・

(2) 各社に統一文渉に応ずるよう申入れ行ふと決定

調査部長會議　九月十七日～九月十九日まで

賃金要求書を検討す．

九月廿一日

中斗委に対する答申案を検討

才四回　九月廿一日

(1) 要求書を検討した結論出ず明日に持越し

九月廿二日

(1) 要求書を決定

(2) 経過処置について決定

(3) 要求書を廿四日に提出することを決定

以下

㊢

申入

九月三十日をもつて貴方との間に協定いたしました[illegible]賃金および臨時給与の協定が期間満了となりますので、当方は貴方に早急に交渉を開始し、新賃金協定を致すべくさる十五日附をもつて申入れをいたしましたが、貴方の誠意のない態度によつて遂に協定期間中に新賃金を取りきめることが不可能な状態に立ち去りました。

就いては、当方としては賃金についての無協約による組合員の就労不安を除去するため、賃金給与の経過的な措置として現行賃金協定のすべてを適用いたし、貴方との間においてこれが協定をいたしたいので

右要求いたします

昭和二十八年九月二十四日

日本炭鉱労働組合
中央執行委員長　阿部竹松

日本石炭鉱業連盟
専務理事　早川勝殿

賃金要求書

自昭和二十八年十月一日至昭和二十九年九月三十日間の鉱員賃金について左記のとおり要求いたします

記

一、賃金体系

基準賃金 ┬ 本人給
　　　　 └ 家族給

本人給中従来の請負給を廃止し固定給（時間給）とする

基準外賃金 ┬ 退避労働賃金
　　　　　 ├ 特殊労働賃金
　　　　　 ├ 不就業手当
　　　　　 └ その他

二、労働時間

基準賃金中、本人給に対応する労働時間は休憩一時間を含み拘束八時間とする

三、賃金額

(1)本人給

(A)各人の実績本人給を基礎として左の金額を引上げる

直接夫	一方につき	一律引上げ金 一〇〇円（税込）	修正給	七〇円（税込）
間接夫	〃	〃 一〇〇円（〃）	〃	六〇円（〃）
坑外夫	〃	〃 一〇〇円（〃）	〃	五〇円（〃）

但し引上げ額を含めて最低三二〇円（税込）を下ってはならない。

(B)各人の実績本人給は各人の現行本人給に次の額を加算する

各人の現行本人給は昭和二十八年九月三十日現在とし、請負給については各社各山の協定額に直接夫一三〇円（税込）間接夫八五円（税込）坑外成人男子三二円（税込）保護坑夫一二円（税込）を加算したものとする。

(イ)超過労働賃金の繰入れ額

直接夫	一方当	五五円（税込）
間接夫	〃	一二三円（〃）
坑外成人男子	〃	一一二円（〃）
保護坑夫	〃	三二円（〃）

(C)引上げ金額中の修正給とは職種及び個人格差の不均衡を是正するために操作するものとし、その配分については各社各山において協議決定する。但し直接夫、間接夫の修正給はプールして操作することが出来る

(D)「露天夫」「舟積夫（三池、太平洋）」については当該各社各山において協議決定する

(2)家族給

(A)金額

扶養家族一人当り月額六〇〇円（税込）とする

(B)支給条件及び支給範囲は各社各山で協議決定する

(3)基準外賃金

(A)労働賞与

(イ)鉱員一人当月額を自昭和二十八年一月至同年六月間の生産能率賞与、出炭奨励金又はこれに類する給与の実績額とする。この場合各社における各山の実績が異る場合にはその最高額とする

(ロ)支給については各社で協議する

(B)早出残業、公休労働、特殊公休労働、深夜業手当の割増率は左の通りとする。但し現行の割増率がこれより高い各社各山においては現行どおりとする。

早出残業	四四％
公休出勤	六〇％
特殊公休出勤	一二〇％
深夜業手当	三五％

(C)右の三項以外については各社各山において協議決定する。

四、協定期間中における経済の変動に伴う物価上昇については別途に要求する。

五、その他の事項については各社各山において協議決定する。

以上

実績賃金一覧表

		直接夫						間接夫						坑外選炭婦						その他坑外夫					
		基準内本人給	職員給上昇額	超過労仂賃金	生能出奨	小計	職員給差額	基準内本人給	職員給上昇額	超過労仂賃金	生能出奨	小計	職員給差額	基準内本人給	職員給上昇額	超過労仂賃金	生能出奨	小計	職員給差額	基準内本人給	職員給上昇額	超過労仂賃金	生能出奨	小計	職員給差額
三井	三池	593.80	49.20	97.65	40.03	231.88	184.57	471.41	11.37	101.04	67.24	179.65	74.12	314.75	24.16	95.39	58.47	178.02	12.21						
	田川	571.84	20.96	42.59	82.17	145.72	201.81	437.02	23.91	134.01	69.16	227.08	51.58	306.81	32.39	95.72	58.00	186.11	0	261.46		33.05	38.50		
	山野	576.80	61.92	45.67	78.44	186.00	166.85	443.65	1.40	155.45	69.20	226.05	84.01	314.77	0	140.95	56.53	197.48	32.39	287.50		37.45	37.84		
	砂川	627.25	60.02	39.47	81.31	181.29	168.26	464.33	4.59	92.88	70.69	167.56	83.50	313.70	0	117.38	59.93	177.31	〃	238.56		25.25	38.26		
	芦別	778.14		31.65	80.85			503.26		177.32	80.69			306.87		107.82	59.72			246.61		39.49	37.23		
	美唄	690.23		60.22	81.07			469.51		115.07	73.90			323.39		138.64	61.74			261.31		48.35	40.79		
三菱	古賀山	576.96	-0.28	25.83	60.63	86.18	228.47	477.92	12.30	105.97	51.72	170.49	72.63	320.34	0.31	105.05	42.22	147.58	32.08						
	高島	586.13	69.86	47.69	74.81	192.39	158.92	458.72	10.71	213.35	57.12	281.18	74.80	322.74	2.52	138.81	43.18	184.58	29.81						
	崎戸	589.24	37.76	116.67	62.35	216.81	196.01	458.66	1.15	175.03	52.83	229.01	88.32	323.45	-0.80	124.04	44.17	167.31	32.39						
	新入	576.60	48.81	42.64	66.48	156.53	179.96	475.08	5.45	108.54	53.99	169.98	80.09	316.80	5.05	130.89	42.97	178.91	27.34						
	芳谷	570.13	60.71	54.49	73.99	189.19	168.06	459.55	1.50	113.62	55.36	175.55	78.59	318.86	2.02	123.52	47.00	172.54	30.37						
	上山田	572.47	33.37	54.22	46.98	134.57	195.40	478.71	4.97	103.32	40.92	149.77	80.50	321.54	0.80	91.25	34.34	126.39	31.59						
	方城	579.51	26.35	46.67	65.29	138.41	202.32	479.80	-9.07	88.31	55.59	135.33	35.49	318.63	0.14	101.22	48.15	149.52	32.36						
	勝田	564.90	17.08	57.26	60.24	135.50	211.69	450.14	-4.08	82.61	54.91	132.67	〃	310.50	0.18	57.41	41.52	98.77	32.21						
	飯塚	577.58	22.90	29.73	50.39	103.52	205.87	445.63	3.85	115.46	44.47	163.78	81.66	316.46	-1.77	90.41	35.17	123.81	32.39						
	鯰田	566.16	36.04	39.04	51.85	126.93	192.13	442.11	32.74	128.41	48.82	210.67	52.36	314.34	0.93	125.04	40.33	166.30	31.46						
	池戸	600.15	-13.73	21.82	62.59	71.27	228.77	423.18	-11.22	53.50	54.14	96.42	85.49	319.00	-2.10	57.01	45.42	101.33	32.39						
	芦別	544.26	36.80	32.11	58.93	127.84	191.47	454.26	26.45	57.94	51.54	135.93	59.04	326.93	-0.77	122.70	33.36	155.29	0						
	美唄	609.42	154.37	64.20	71.07	289.58	77.49	469.25	4.14	111.49	59.57	175.20	81.35	319.38	9.24	124.16	47.49	180.89	23.15						
	茶志内	598.00	41.74	23.29	58.30	123.35	187.03	457.49	-2.97	72.76	55.70	125.49	85.49	319.60	5.25	80.95	41.83	128.03	27.14						
	大夕張	571.36	59.85	25.21	69.33	153.59	169.72	463.80	19.66	70.58	58.18	148.42	65.88	320.30	9.78	87.70	42.10	139.58	22.61						
住友	奔別	589.82	75.32	27.31	69.10	171.73	153.48	393.22	47.82	77.37	49.50	174.45	37.67	319.67	2.27	103.76	38.59	154.22	25.12	251.52	0	28.72	27.65	58.55	11.30
	弥生	573.89	105.26	71.07	61.66	217.92	123.52	431.50	40.88	74.85	39.39	169.62	44.61	320.11	8.54	74.24	31.67	113.87	23.88	243.03	0	38.97	26.31	62.28	〃
	奈井江	578.63	2.37	9.86	57.09	69.44	225.98	444.95	15.66	52.80	50.02	118.48	69.85	321.11	0	117.45	40.35	157.80	32.39	240.39	0	31.11	33.19	64.88	〃
	歌志内	573.95	196.69	43.73	67.63	308.05	32.04	438.13	59.27	102.30	58.46	220.05	26.22	317.30	2.25	98.17	48.24	148.68	35.14	232.87	0	47.78	36.98	84.96	〃
	赤平	578.97	132.22	45.11	68.72	246.05	96.55	385.02	31.73	92.70	66.48	190.91	53.71	316.86	0	121.66	48.08	169.74	32.39	233.33	0	39.73	39.11	79.04	〃
	忠隈	564.19	38.85	63.77	61.85	164.46	189.42	451.35	24.17	81.76	52.12	158.05	61.34	317.64	5.71	83.71	51.31	140.73	26.63	256.03	0	15.56	37.72	53.28	〃
	潜竜	549.10	134.31	59.31	58.81	300.40	44.46	410.60	13.49	148.50	48.26	210.15	72.16	318.04	6.50	155.49	41.07	161.99	25.85	251.29	0	47.58	34.38	81.96	〃
古河	目尾	581.63	0	42.52	41.14	83.72	228.97	382.40	0.	14.10	33.20	47.10	85.49	294.48	0	13.17	28.17	41.34	32.39	251.10	0	38.75	27.04	65.79	〃
	好間	610.87	64.12	72.71	63.31	185.16	164.45	437.92	0.	154.60	37.12	191.72	〃	322.27	0	113.41	29.21	142.64	〃	235.21	0	23.85	22.56	46.41	〃
	大峰			5.50	43.64			389.15	0.	90.22	41.56	131.78	〃	322.69	0	84.09	38.14	122.14	〃	234.68	0	20.19	32.18	52.37	〃
	峰地	512.56	50.63	59.36	51.72	110.98	168.34	388.07	0.	139.60	41.85	181.45	〃	319.69	0	121.84	37.71	159.55	〃	235.37	0	27.92	31.14	59.06	〃
	下山田	658.66	19.60	128.57	52.60	200.77	209.17	394.25	3.41	136.48	41.56	181.45	82.03	319.18	0	154.49	33.00	157.39	〃	224.64	0	36.85	25.68	53.43	〃
	雨竜	592.25	24.18	65.71	51.09	141.12	204.59	391.35	0.	106.71	37.45	144.65	25.49	323.52	0	173.34	31.66	169.09	〃	228.07	0	30.66	25.60	56.26	〃
雄別	雄別			20.45	69.98					48.70	58.29					44.16	49.22					26.01	49.86		〃
	茂尻			37.70	50.59					72.75	54.88					106.73	49.00					29.57	30.26		
	尺別・浦幌			15.93	63.12					45.93	73.83					68.54	48.54					21.49	39.25		
明治（赤池外）		593.71	21.36	42.70	58.67	128.43	207.41	377.24	0.	134.76	45.16	179.92	85.49	327.81	0	105.62	41.19	146.81	32.39	254.62	0	22.15	34.89	57.04	〃
太平洋		587.53	227.77	63.60	110.28	402.60	0	485.50	0.	159.17	191.27	350.87	〃	321.25	0	101.26	113.85	215.11	〃	254.69	0	31.25	76.05	109.35	〃
宇部（全山計）			26.00	70.02	37.78	133.78	202.77		45.06	150.94	67.34	262.83	40.43		0	125.26	22.72	163.08	〃		0	31.27	30.45	61.82	〃
高松			150.07	45.11	102.46	297.64	78.70		85.49	215.52	69.43	301.01	0		0	174.12	60.67	234.59	〃		0	50.41	52.36	102.77	〃
二瀬			47.09	40.27	17.55	100.43	136.13		19.08	155.59	12.77	187.83	66.41		0	118.66	11.33	129.96	〃		0	34.31	8.21	42.52	〃
大之浦		523.53	61.07	65.91	33.50	160.48	167.70	431.73	23.80	152.31	30.06	206.19	61.49	328.42	25.40	125.54	26.32	177.26	6.59		0				
嘉穂			86.78	71.19	34.03	191.97	142.07		0.	156.65	26.81	183.43	86.49		0	147.84	23.41	171.25	32.55		0	43.25	19.58	62.83	〃
大正			28.34	41.12	35.25	104.71	200.43		9.60	112.00	27.72	149.22	75.89		0	35.37	22.01	109.66	〃		11.90	17.31	14.82	45.63	0
平均			59.35	55.19	63.49	178.03	169.02		15.62	122.95	60.38	198.[illegible]	69.26		6.41	112.38	46.89	161.50	25.98			71.99	33.85		

斗争費に関する件

	項目	一人当り金額	記事
1	炭労法規斗争資金追加（国会座込）	一円 七〇	
2	炭労春季斗争資金追加	六 五〇	
3	全自動車労組に対する資金カンパ	一〇 〇〇	
4	中央炭労及地方炭労賃斗争資金		第一月十一円第二月以降九円
5	炭労法規斗争犠牲者資金（中央）	五〇 〇〇	三〇円十円十円と三回払
6	全炭鉱労働民主斗争中央資金	一〇〇 〇〇	十一月末日迄に中央に積立

ニューズ
76

賃金斗争の口火切る！

窓口打開に
十四社（三井は指名スト）二十四時間スト突入！！
―中小は一時間時限スト―

九月二十六日の大之浦労組臨時総会で　炭労賃斗第二号指令確認をめぐって一大論戦が展開され午后八時にやっと満場拍手で確認されるに至った。

いわくつきの第二号指令〃二十八日一番方より全国一斉二十四時間ストに突入せよ〃は、各執行部、代議員の協力のもと組合員に伝達され、二十七日早朝より本部は三輪車マイク宣伝によって、坑所内、宮田町、若宮町、笠松村、小竹町と広範囲に移動宣伝がなされその主旨徹底に努めた。

明けて二十八日大之浦労組は、連盟のかたくなゝ態度、窓口交渉（十五社統一交渉）に応じない不誠意さに対し、断乎猛省をうながすべく、一糸乱れぬ態勢のもと整々と一番方より突入した。

一面、中央大手、地方大手は統一行動のもと全山スト突入（三井は企斗をより強固に斗うため回避、二十八日以降強力な指令ストを指令した）　一方中小は地方斗争委員会の確認のもと各方一時間の時限ストを決行！　こゝに炭労の十月以降新賃金斗争の口火は二十八日のストライキを皮切りに切られた。

吾々の前途は昨年より以上の困難な情勢の中におかれている。それだけに又吾々の決意は重大なものがあろう。

新聞情報によると　鉱業連盟は二十八日の全国理事会で統一交渉拒否の線を出したと報道されている。

吾々は今次賃金斗争が如何に次の道であるかを知らねばならぬ

九共斗情況

高松　九月二十八日、二十四時間スト突入すると共に組合員総蹶起大会を開催、約四、〇〇〇名は鉱業所所長宅に一大デモを敢行した。

企斗第二〇号指令は坑内基準外作業拒否で予定通り二〇％の減産を行っている。

二瀬　二十四時間スト突入。潤野支部では七〇名程度の肩たゝき戦術を行った。労務係員に対し、行った居住区の組合員に謝罪せしめ、本坑でもこの種係員をつるし上げにした。

企斗関係では二十四日会社側に三役が呼ばれ、希望退職を各坑の人員割に削減することに変更した。

潤野支部	一七二名
本坑支部	二三八名
二坑支部	一一六名

……つゞく……

☆ 大之浦労組　教宣部 ☆

1953·9·30

稀築支部　一一〇名
高尾一坑支部　五三名
計　六六九名

尚入坑時間の変更を従来会社、本部間で話し合っていたのを、各支部間で話し合うようにしたことを前提として入坑を一時間早める　、有給休暇の制限として一ヶ月八日を最高にする（自由にとらせない）健康保険組合で働いている在籍砿員を除籍、福利厚生部門の在籍砿員四三名除籍、営繕工場の在籍砿員を半減する。中央工場の旋盤工を除籍する、退職条件については北松並に支払わない（会社案　北松の八割、三菱の半分の金額による）

会社は二十八日労務係長を集め最終的案を検討し、二十九日組合と話し合いたい旨を申入れた。組合としてはより企斗を強力に推進するため、九共斗傘下から各三名の情宣班を派遣してほしい要請があり、九共斗はこれを了承

杵島　二十八日のストについては　大鶴、五坑、杵島は突入、北方は二十八日が役員改選のため二十九日に突入した、

尚　五・〇〇〇名のデモ行進を行う予定になっていたが、岩屋労組の蹶起大会が佐賀市で行われるので主力を佐賀に集中　三・〇〇〇名が参加した。

企斗第二〇号指令は時間外拒否で減産せしめている。

大正　二十四時間スト突入、スト权集約は二十五日行った。　尚十月四日に大会を開く。

企斗については二十二日人員計画を出す様要請した結果、会社は十月から明年三月迄に採炭夫を一五〇名増員したい、他の職種についても若干の増員を行いたい、坑外の硬ボケットが完成したのでそこで働いている三五名を配置転換したい。

二〇号指令の遵法斗争については現在職場代表の設置を行っている。

一方労協約については現在無協約であるので、これが改訂交渉を申入れたところ会社は賃斗等の不安定な時期であるので交渉する意志はない、組合としては労協交渉促進のため数日中に労協のスト权を集約する。

嘉穂　二十八日二十四時間スト突入、賃斗三号指令の無記名投票の結果、総投票数一・六二一票　賛成一・二三一票　反対一八三票でスト突入を確認した。

尚二十六日常労務に会った結果、統一交渉の意向ありや否やの問いに彼は二十八日の会談では単独交渉（山元交渉）を主張すると表明した。

中央大手情況

日炭　会社が募る希望退職三・〇〇〇名に対し二、九〇〇名程度の退職者が出ている。組合としては希望退職は認めない立場をとっているので、これらは全て自己退職とみている。

尚、除名する意志はない。

しかし二十二日の幹事会で確認した数字では二、九〇〇名は二・五四三名であると訂正されている

（応募期間は九月十日より二十日迄の間）

太平洋　九月十八、十九、二十日の三日間で三五〇名希望退職が出ている（会社応募数は二二〇名）

ニューズ 77

大之浦労組は遵法闘争を行え

既報の通り企業整備の激烈化に伴い「企斗第二〇号指令」が発せられ、大之浦では二〇%の減産斗争を実施することとなっていたが、去る二三日会社より「今次企業整備による人員整理は行わぬ」との発表があり、その旨を中斗に連絡したところ次の如き一部修正の「二五号指令」が来た。

炭労企斗第二五号

企斗発第二〇号一部修正その他に関する指令

九・二三～二四日、第十三回企斗は、炭労企斗発第二〇号（九、一七）をもって指令した企業整備斗争の第二〇号指令以後の状勢の変化に対応する戦術について検討の結果、左記により第二〇号指令の一部を修正すること、その他について決定を行った。よって次に指令する。

記

一、炭労企斗発第二〇号（九、一七）中、第二項「斗争の規模」「1、各支部は次の区分により斗争を強化せよ」のランクを次のように修正する。

規模	実施支部（資本別中の全支部）
通常出炭の二〇%以上を減産せしむる	日炭、日鉄、杵島、宇部興産
〃 三〇%以上 〃	三菱、住友、明治、北炭、雄別、大平洋
遵法斗争（保安斗争、拘束時間厳守等）	古河、貝島、大正、嘉穂、三井

「修正をした主なる理由」

1、四〇%のランクにあった北炭、大平洋を三〇%に入れた理由は、斗争の内容が三〇%ランクのものと、北炭、大平洋と相違がないものである。即ち会社側の出方は一方的に希望退職を募集し組合はこれに反対し、前後に起る配置転換、定員斗争を通じて企業整備反対斗争の目的を斗いとる斗争段階に会社があるものであって同一ランクに編入するものが至当である。

2、遵法斗争に貝島、古河を入れたのは、両社は会社との間に企業整備を行わない約束が成立したので、大正、嘉穂と全く同一の条件になった為である

3、三井を遵法斗争に入れたのは、三井の斗争は遵法斗争を以て実質的に四〇%以上減産の目的を達しているものであり、部分スト、一斉スト等のストライキ行為を指令した場合には、賃金獲得に支障があるため、実質は四〇%以上の減産を確得するという諒解で遵法斗争のランクに編入した。

4、杵島については、山元の実情が会社の希望退職募集強行後空白状態を生じ、二〇%減の戦術強化に支障を生じているという報告があったが、杵島は速かに戦線を整備し、減産目標達成の戦烈に参加するよう要請した。

二、企斗発第二〇号中「三、斗争の戦術」に次の項を加える。

2、会社が廃山、休山（保坑を含む）、閉山等を提示した該当支部は前項の減産斗争を行わない。

3、会社が廃山、休山、閉山等を提示した資本別は、資本別傘下にある生産的に優れた支部に強力な斗争を行わしめ、会社の休、廃山の計画を粉砕する

1953.9.29

☆ 大之浦労組 教宣部 ☆

厚生部ニュース

回覧

一九五三・十・四　大之浦労組厚生部

代議員の各位にお願い
せひ、居住区内に回覧して下さい。

炭鉱向け主食の危機!

新聞紙上報道の通り　今二十九年米穀年度は、昭和十六年以来の不作とされている。今年産米の作況は　初め六千二、三百万石と見られたがその後冷害で六千万石を割る数字が報道され、その上風水害、台風十三号による減産で一部では五千五百万石に落ちるだろうと悲観視されている

それに対して供出は一応二千二百五十万石と予定されて居るもの、水害等で政府がこれだけの量を確保する事は出来ないだろうと見られている。従って政府の需給計画に伴う配給計画は、①配給量の一割程度切下げ　②酒造米の削減　③供出後の自由売り廃止　④麦の再統制　⑤人造米及粉食の奨励等政府も真剣に考えている模様である

米価値上げ問題

政府は今回供出における生産者価格七、七〇〇円に奨励加算金五〇〇円計八、二〇〇円と決定、消費者価格もキロ当り七三円五十銭（現在六八円）五円五十銭値上の閣議案を決定したが、諮問機関である米価審議会は吾が総評を中心とした労働組合、生産者団体、購入団体、生協組団体で構成している「食糧対策国民協議会」で社会保障制度の一環として米価の「二重価格制実施」の要求を統一して米価審議会に陳情デモをかけ審議会はデモ隊と警官隊の包囲の中に殆んど徹夜で激しい討論が交され　遂に政府の諮問案を全面的に否定した答申が決定された。

その内容は

一、現在の実情から見て政府諮問の生産者米価は不適当と認める
二、消費者価格は当分の間据え置きとし、その改訂については改めて米価審議会を開き慎重に考慮すること

附帯決議

一、早期供出奨励金はその各期の期限及び金額を大巾に延長、増加すること。
二、超過供出奨励金は三千円を下らざるものとする
三、凶作度を早急につかみ、俵当り石当り五百円の　仮加算額を概算払いし、尚加算については審議会においてその算定方式を検討し清算すること
四、昭和二十九年産米価格算定方式については二十六年の小委員会の答申に基き根本的に改める事
五、凶作対策を完全に行い、凶作地帯の農家が供出に協力する様措置すること
六、特別集荷制度は即時これを廃止すること
七、米の現行配給量は絶対的にこれを維持すること

以上の様な事で、吉田自由党は改進党を始め鳩山自、左右社会党、労農、共産各党に一斉反対され、この野党一大攻勢で最大の苦境に立って居ると思われる

炭砿向主食配給はどうなるのか

本年一月上京して　農林当局と炭砿向年間米食率七二%と家族加配継続、坑上労務者の㊐扱廃止は協定が出来たのであるが、期間が二十八米穀年度となって居り本年十月三十一日で協定が切れるわけである

二十九米穀年度は十一月からで政府は炭砿向米喰率の引下げと家族加配廃止、坑上労務者の㊐扱廃止を強行する考え方を改めて打出すと云う情報が中央より来て居る

米喰率七二%の件は　吾々炭砿の者は従来から家庭配給、労務加配、家族加配共に七二%の米を喰べて居る。家庭配給で云えば㊐扱一月中二一～二日米を喰べているが、㊐扱一般の人は月の中十五日分（五〇%）の米しか喰べられない。勿論内地米、準内地米、外米を併せてである

裏につづく

家族加配廃止の件

従来炭坑労務者が一日働いて得た労務加配と同時に家族一人について平均二五グラムの加配があり、家族の多い坑外夫の場合労ム加配より家族加配の方が多い場合があり、これが廃止されるとヤミ米でも補いをつけねばならなくなり実質賃金の切下げになるので反対する

机上労ム者㊕扱廃止の件

政府の考え方は机上労務者（事ム関係）は労務加配もなく、全山一家の精神から友愛配給を受けて米喰率は家庭配給も合せて七二%米喰率であるが、これが炭坑の特殊労務者とは認められない一般事業場同様、労務者との関連もあり㊕扱の五〇%で宜しいとの見解である。

吾々は従来通り友愛精神に基いて既得権を守らねばいけない、

九炭労厚生部長会議でも此の問題を重視、賃金斗争につぐ重大問題なので強力な陳情斗争を開始する事に決定、委員は大手二名、九共斗一名、中小坑一名、臨組一名、長崎・佐賀各一名　計七名

中央の召集次第上京する事になった（九共斗代表は貝島労組）　費用は九炭労代関で組合員二円の資金カンパになる模様、同時に組合員の署名運動を強力に展開する事になった

ニューズ 78

炭労中斗発第二号
一九五三年九月二九日

日本炭鉱労働組合
中央斗争委員長　阿部竹松

十月以降賃金経過措置に関する件

九月二九日、第十四回中斗は、九月二八日連盟から申入れ及回答があった（別紙参照）賃金の経過措置について検討し、全国措置は九月二四日連盟に申入れた如く、連盟、炭労の統一交渉をもって協定するということを再確認した。

会社は連盟回答の方針から判断すると、各支部、各資本別に経過措置の交渉申入れをしてくることが想起されるが、その場合は（別紙）会社に対する炭労申入れの主旨に従い、交渉を拒否するとともに、（別紙）「通告」を行い、速かに会社が統一交渉をもって全国措置を取りきめるよう要求せよ。

以上

炭労中斗発第一号（註、企斗、賃斗を合して爾後本発刊記号を用うる）

炭労中央斗争委員会
中央斗争委員長　阿部竹松

企斗に関する権限委譲その他の件

九月二九日第十四回中斗は、九共斗、大正支部及宇部興産支部の企業整備反対斗争についての支部の権限について審議の結果、左記により取扱うことに決定したので右指令する。

記

一、日炭、貝島、日鉄、大正、嘉穂、杵島、宇部興産の各労組支部の企業整備反対斗争のための権限を中央大手八社と同一の取扱いとし、権限を委譲する。

（説明）

1、第八回炭労臨時大会に於て企業整備反対斗争のための中斗の構成の変更と、交渉権、実力行使権の中央集約を行ったが、その際従来の斗いに水をささないため、八月三十一日以前に企斗中斗が決定したことは総て有効であるという条件が附加された。

2、八月三十一日以前に於いて中斗は、中央大手八社資本別に対して炭労企斗発第三号及第四号指示をもって保安斗争、部分スト等の実力行使権を委譲した。

3、その当時地方斗争委員会の傘下にあった九共斗、宇部興産に対しては、地方斗争委員会に委譲された権限に基いて地方斗争委員会の指令をもって斗争する如くきめられた。

4、従って九共斗　宇部興産の支部は支部独自な交渉、実力行使等を行うことが出来なかった。

5、本日以後は、本指令により実力行使を支部独自で行うことができるが

6、交渉、実力行使権等も委譲された範囲でしか行使できない

7、例えば実力行使の場合、炭労企斗発第二〇号の減産斗争以上の一斉スト等を行う場合は中斗にはからなければならないのである。

二、宇部興産支部が、炭労企斗発第二〇号第二項の三〇%以上減産目標に入れられているのを「遵法斗争」のランクに入れる。

（理由）宇部興産は会社から「企業整備を出さない」という確約を得、遵法斗争ランクの各支部と同一条件になったゝめ

以上

☆☆ 大之浦労組　教宣部 ☆

1953.10.5

回　答　書

㊢

九月十五日附貴状を以て申入れのありました十月以降賃金交渉方式について慎重に検討しましたが、炭界の不況は深刻であつて各社の経営事情は区々且つ逼迫して居り、各社は夫々の実情に応じ綜合的に経営の根本的建直しを行わなければならない現状にあり、賃金給与（経過措置を含む）についても個別且つ具体的に充分話合いする外はありませんので、各社毎に交渉を行うことに致したいと存じます。右事情御諒察下さい。

尚、地方については当方地方組織より貴地方組織へ回答の事と致します。

昭和二十八年九月二十八日

日本石炭鉱業連盟
専務理事　早　川　　勝

日本炭鉱労働組合
中央執行委員長　阿　部　竹　松　殿

通　告　書

㊢

昭和二十七年十二月二十七日貴組合及び当連盟間に締結せられました昭和二十七年十月以降の職員賃金並びに職員給与に関する協定は本年九月末日をもつて、有効期間満了し右協定による一切の効力は同日限り消滅致しますので、念のため通告致します。

昭和二十八年九月二十八日

日本石炭鉱業連盟
専務理事　早　川　　勝

日本炭鉱労働組合
中央執行委員長　阿　部　竹　松　殿

通知

九月二十八日石炭鉱業連盟から当方への申入れによりますと、十月以降賃金の経過措置については各社各山において、協議協定を行いたい趣でありますが、貴方に所在する当方の支部組合は、経過措置に関する交渉、協定等一切の権限を当方に委任いたしておりますので、貴方と、当方の支部間においては経過措置についての協議協定等はできませんので

右予め通知いたします。

昭和二十八年九月二十九日

以上

日本炭鉱労働組合
中央執行委員長　阿部竹松

殿

通知

九月二十八日石炭鉱業連盟から日本炭鉱労働組合への申入れによりますと十月以降賃金の経過措置については、各社各山において協議協定を行いたい趣でありますが、当方は、経過措置に関する交渉協定等一切の権限を日本炭鉱労働組合に委任いたしておりますので、貴方と当方との間において協議協定等はできませんので

右通知致します

尚賃金協定または経過措置等の取りきめのない争議は、誠に不安なものでありますので貴方においても、速かに連盟、炭労間に交渉、協定等が行はれるよう取りはからはれることを要望するとともに、賃金協定または経過措置等が取りきめられないために起る一切のことについての責任は、連盟および貴方にあることを申添えます。

以上

昭和二十八年　月　日

殿

ニューズ

79

666名の首切り絶対反対！

二瀬

一斉に総反撃展開！

―連日＝デモ。座り込み。吊し上げ―

日鉄二瀬労組では既報（ニュース№）の通り 企業整備による人員整理を六八九名発表したが 九月二十九日に至り突然！「明三十日より希望退職六六六名を募集する」と一方的に次の整理内容を通告して来た。

整理内容

1 **出炭**

現在一人当り 九・七トンの出炭を一一・四トンにし月産四八、〇〇〇トン 年産五七六、〇〇〇トンにする。

2 **人員**

現在四、八五三名（九月二十八日現在中 六六六名を整理し四、一八七名とする

内訳（六六六名）

中央坑 九一名、 潤野坑 一六八名、 高雄一坑 五一名、

高雄二坑 一一〇名、 稲築 一〇七名、 本部 一三九名、

この非道極まる組合を無視した手段に対し、労組では既に斗う万全の態勢を確立していたので、〝待ってました〟とばかり各支部とも一斉に総蹶起、決戦の火蓋を切った。

〝裏切る者は叩き出せ〟

―二百尺の竪坑やぐらで絶叫―

会社の通告と同時に斗争の戦術に基き 各支部は一大デモ、座り込み、肩叩き防止のピケを決行！ 殊に十月二日未明

「首切り絶対反対！ 裏切る者は叩き出せ！

勝つまでは絶対下りない！」

と、中央竪坑 二百尺のケージの上によじ登っている吉村生産部長、立野本部委員、田端支部委員、三名の悲壮な決意と斗魂に……

又！へんぽんと翻える赤旗に燃え上る歌声と勇気を倍加された組合員、並にその主婦は「三人を殺すな、首切りを撤回しろ!!」を合言葉に天をも衝く意気をもって斗い続けている。

尚肩叩きを行った事実のある現場の係長、区長、課長を各所に於て吊し上げている。

1953. 10. 5

☆☆☆ 大之浦労組 教宣部 ☆☆☆

ニュース　80

遂に出た高松の首切り！

労組…一、一八五名を総返上え

十月五日、会社より組合に対し、企業整備に対する団交申入れがあり、組合は直ちに戦術委員会を開催し、企業整備を行う会社の具体的基礎を聞くために団交に応ずることをきめた。
十月六日　午前十時より、砿業所会議室にて団交をもった。
冒頭、会社は現在の炭界の不況を説明
高松は　八五、〇〇〇トン以上の貯炭の見込みがたゝず、尚重油の輸入に依る販売価格の値下がりを見こし、現在の人員をようしては赤字が累積するばかりであり依って左記の様な人員整理を行いたいと
希望退職募集を発表した。

高松炭砿希望退職募集内容

一、整理人員　九月在籍の約一五％（約一、一八五名）
内訳次の通り

砿別	直接夫	坑内間接夫	坑内夫（計）	坑外夫（計）	合計
一砿	一一六	八二	一九八	一二二	三二〇
二砿	一三六	一〇二	二三八	一二八	三六六
三砿	五七	三八	九五	四三	一三八
五砿	一三	一五	二八	六五	九三
二島	二八	一六	四四	一七	六一
砿業所				二〇七	二〇七
合計	三五〇	二五三	六〇三	五八二	一、一八五

二、整理方法　希望退職者の募集
但し砿別、職種別及び特定の者については適宜制限する。

三、募集〆切日　十月十三日

四、処遇
1、退職手当　事業都合による解雇に該当する退職手当を支給する
2、予告手当見合　平均賃金　三十日分
3、特別退職加給金　次の通り支給する。

在籍一年未満の者に対して	平均賃金	六十日分
〃一年以上五年未満の者に対して	〃	九十日分
〃五年以上十年	〃	百二十日分
〃十年以上の者に対しては		百五十日分

但し、明年二月迄に停年に達する者に対しては夫々の支給日数を次の通りとする

この申入れに対し、組合では高松の名においても断乎斗うと直ちに戦術会議をもつている
大之浦より野田副組合長が激励に飛んだ

☆☆ 大之浦労組　教宣部 ☆☆

1953.10.7

ニュース
81

113名の
坑口配転に断乎反対！
第二弾の企業整備と斗う新入七坑の同志

十月五日午后四時、三菱新入七坑より次の如き電報が入った。

〃希望退職後、第二段の悪ラッな配置転換反対のため、三日より座り込み、五日よりデモを敢行中、炭労の先頭に立って斗う。御支援乞う〃

以上の電報を受け取った大之浦労組は、六日竹下教宣部長をオルグとして派遣した。

※斗争状況

三菱新入七坑は第一弾の企業整備に於て二五六名の希望退職者を出したが、その後各職種間にアンバランスを生じ行悩んでいた。

それと同時に、坑内直接夫に於ては賃金低下を来し過重な労働強化に追込まれていた。たまたま会社は十月二日、組合側に対し左の操業計画を提示してきた。

理由としては、六・七坑、鞍手坑の坑道が完通したゝめ七坑の坑内夫一一三名を鞍手坑に〃坑口転換することが前提となされている。

☆操業計画☆

九月一日以降九月十日迄実施致しました退職募集は貴組合の協力を得て無事終了し、現在在籍は左の通りであります。

坑内直接夫	一、〇二九名
坑内間接夫	六四一名
坑外夫　男	六五五名
坑外夫　女	一八八名
合　計	二、五一三名

然し乍ら今次希望退職募集については、予め懸念された事ではありますが、各職種の人員配置にアンバランスを来たし、所謂企業の規模に応じた人員の適正配置は緊急事となり早急に之が対策を樹て、操業を軌道に乗せる必要に迫られたのであります。偶々これ迄貴方の協力を得て実施して参りました若返り計画も、殆んど完成の域まで進捗致しておりますので、併せて左記の如き施策を実施し二十八年度下期出炭

六　坑	五七、二〇〇屯
七　坑	五六、六〇〇屯
鞍　手	四八、二〇〇屯
計	一六二、〇〇〇屯

を確保することに決定した次第であります。

記

一、坑内関係

(一) 坑内直接作業

坑内直接作業におきましては左の通り、作業箇所の集約合理化を図り人員の適正配置を実施し、六坑・鞍手坑の直接夫不足人員は坑外夫、坑内間接夫、七坑直接夫の余剰人員を以って補充する。

(1) 採炭作業

六坑、七坑共に切羽の集約を実施

六坑　左五半片払を中止した六片、右六片払に集約

七坑　右五半片払を中止し深一卸、右四片払に集約

(2) 掘進作業

六坑(イ)、六坑、七坑間の坑道掘進完成

(ロ)、左五半片払中止による掘進作業の集約

(3) 仕操作業

六坑　左五半片払の中止による維持坑道の集約

七坑(イ)、運搬系統の簡略化に伴う坑外一卸、北卸方面坑道(三、六〇〇米)廃棄

……つゞく……

☆大之浦労組　教宣部☆

1958.10.7

(4)　充填作業、

六坑、七坑共払の集約に伴う充填作業の集約化計画を実施し、人員の適正配置と相俟って出炭確保に努力致したく存じますので貴組合の充分なる協力をお願い致す次第であります

以　上

以上の会社操業計画が発表されるや、組合は直ちに決起大会を開き、会社の悪ラツな第二弾企業整備に反対すると共に一一三名の坑口配転を撤回する迄斗う事を決議、十月二日より七坑事ム所前で座り込み、連日デモを敢行。　十月六日第三回団交では双方対立のまゝ、何等団交は進捗せず決裂の寸前に迫っている。

当日、デモ隊二百名は団交席上にデモり、所長に対して各職場の決議文をたゝきつけ気勢を挙げた。

中村新入七坑組合長は　今次坑口配転反対斗争に対し次の如く語っている。

〝新入七坑としては　はじめての大きな山元斗争を展開することになった。　吾々は労仂強化、低賃金を防ぐため一一三名の完全撤回まで死力を尽して斗う。　組合員諸氏も自分の生活の向上をのぞむならば徹底的に斗ってもらいたい。〟

今や、新入七坑第二弾の企業整備反対斗争は、組合員及び家族の怒り正に天を衝くの概あり、

赤旗は空をついてひら〱とたなびき、組合員の敢斗を祝福している。

怒りの山新入七坑は、デモと労仂歌の中で〝吾々の職場を守れ！　吾々の生活を守れ！〟、

と呼ばわっている。

ニューズ

82

九共斗 12万（家族共）は 二瀬の兄弟と共に斗う!!

日鉄二瀬労組の兄弟よ、われわれ九共斗四万五千、家族を含め十二万は今日まで我等の斗争を共に励まし合い、一糸乱れず、果敢に斗い抜いて来た。

今次の首切り（六六六名）も決して二瀬だけの問題でなく九共斗の炭労の全労働者の問題として斗うことを決定している。

悪辣なる資本家は労組を孤立させ、一きょにスッツブし、たんまり儲ける為、再軍備を強行しようとたくらんでいるが、われわれは九共斗の伝統を誇り、労働者一人一人の生活と日本の平和を守る為に確信と勇気をもつて最後まで共に斗い抜こう。

「九共斗」は、日鉄二瀬労組の企斗（六六六名の首切り反対斗争）支援に対し、先に貝島労組企斗にとつた方針通り、各傘下より直ちに各二名の代表（大之浦よりは六坑、愛甲執行委員、本部　桂教宣部員、和田給与部員、村川生産部員）を派遣、遊撃行動隊を編成、全坑をくまなくニユースカーで馳け廻り日夜「希望退職といえども首切りであり　首切絶対反対と、デモ、座り込み、ピケ、吊し上げ等」必死に涙ぐましいまでの斗争を連日果敢に敢行する　組合員、主婦の人達を、積極的に精力的に応援、激励している

貝島より 労組、主婦会代表応援

十月四日（日曜日）　貝島労組の代表（労組五名、主婦会六名）野田副組合長、缶瀬、井上、寺戸　宇都宮各支部長、竹下教宣部長、炭婦協　北、田中各会長　外各支部長がニユースカーで乗り込み終日、全坑に亘り、激励を兼ね共に斗う為の情宣を行つた。

九炭労・炭婦協 活躍!!

九炭労は十月二、三日、和田教宣部長外三名がニユースカーで馳けつけ、炭婦協もトラックにて共に激励を行つた。

大衆の怒りに

―首を垂れる係長―

特に今次の二瀬企斗においては、一日数件にのぼる、現場係員、係長、課長の吊し上げ（袋叩きを行つた事実を尋問）が各所において自然発生的にぼつぱつ、怒れる大衆は、係の非人間性を追及、誠意ある答弁をなすまで徹底的に吊し上げ、袋叩きの防止に全力を尽している。

会社 休戦申入れ

10月5日

労組＝充員斗争で逆攻勢か？

二瀬の組合並に主婦の激烈極まる反首斗争且各労組の応援、抗議に抗しかねた会社は十月五日早朝「十時より企斗について団交を待ちたいし」旨を申入れて来た。労組としては検討の結果一応応ずることゝし、午后一時より団交を再開。会社側は次の如き提案を行つた。（これ迄のことは好ましくないのでなど）

1. 希望退職については今后募集を打切る。　2.指名通告については行わない。　3.配置転換　有給休暇、入坑時間について御協力ねがいたい。

この休戦申入れに対し、労組では直ちに戦術会議を開き三時半より斗争委員会を開催、追撃的論戦が展開されたが次の点で……1配置転換は了解出来ない。2退職人員の充員斗争を行え……結論が出ぬまゝ翌六日に持越した。

討議の内容からみて強力に逆攻勢に出る空気が濃厚である。

☆☆☆ 大之浦労組　教宣部

☆☆☆ 1953.10.7

ニュース83

1953.
10.9

大之浦
労組
教宣部

炭労中斗発第三号
一九五三年一〇月五日
日本炭鉱労仂組合
中央斗争委員長　阿部竹松

各地方本部・各資本別・各支部斗争委員長殿

実力行使強化指令

第十五中斗（一〇、三〜五）は、企業整備及び賃金斗争の現況に鑑み、左記により斗争を強化推進することに決定した。よって右指令する。

記

一、斗争の現況とこれからの斗争の指標

連盟、会社が計画した今度の企業整備は、各社各山でまちまちな手段方法によって表面化されて来た。そのため各支部に現れた企業整備は、時期的には、六月に三菱において希望退職募集の申入れがなされたものから、現在日炭における様に何時企業整備を出すかと機会をまっているものまであるという　長期なものになって現われ現象においては希望退職、強制解雇、休山、廃山、閉山、縮山、配置転換等多種多様なものがおしつけられてきた。

われ〳〵は経営者のこうした企業整備強行に対抗して斗ってきたが、現在における企業整備の状態は大別して　①強制解雇、希望退職に反対し、組織の全努力を傾注して斗っている三井と・②希望退職強行により退職者が決定になり、その後にまたる配置転換、売買、休・閉山に斗争を移行したものと、③住友、日鉄二瀬の如く会社が希望退職を強行しているためこれに反対して斗っているもの、という形で斗いは続けられているのである。

また一方賃金斗争は、統一交渉要求に対し連盟は各社交渉を固執し、経過措置についても各社で交渉するという一方的な態度をもって　明らかにわれ〳〵に交渉方式、経過措置をもって対決を迫っているのである。

われ〳〵は緊迫した斗争のこの段階において、いま一度如何に斗わなければならないかということを検討し、覚悟を新にしなければならないことを認識するものである。

連盟、会社の企業整備、新賃金についての野望は、企業整備を強行することによって組合の戦力を消耗させ、賃金斗争陣営を瓦解に導き　組織の分断と混乱を招来せしめ、組合を骨抜きにした上でわれ〳〵に企業整備と賃下げを押しつけようとしているのである。

こうした敵の態度にもかゝわらず　われ〳〵の過去の斗いの過程においては　斗いの指令が支部において完全に消化され、実施されなかったという現実となって現れたことも　またわれ〳〵は卒直に認め、速かに斗いの態勢を強化しない限りこの斗いは勝ち得ないことを痛感するものである。

われ〳〵はこれ等経営者の態度と斗争の現況を判断するとき、経営者に企業整備を撤回させることが賃金斗争に勝つことであり、賃金斗争に勝ち抜くことが次に来る首切りを阻止する唯一の道であり、従って企業整備反対斗争は、賃金斗争に連るものであり、賃金斗争はまた次の首切り反対斗争に連るものであることを確認し、首切り撤回と賃金斗争を勝ち抜く指標のもとに完全なる全組合員の斗争をもって、敵の意図を粉砕するものである

われ〳〵のこれからの斗争は

『賃金要求獲得のための交渉权の確立および企業整備反対』

を指標に強力に斗争を展開するものである。

二、十月五日以降中央交渉参加支部、資本別は左により強力に企業整備反対斗争を行え

1、指標

企業整備がまだ出されていないところは、実力をもって未然に会社の企業整備計画を粉砕せよ。

……つゞく……

希望退職者の出たところは、退職者相当数の定員を実力をもって斗いとり、定員したことによって実質的には首切りの零えの斗いをかちとれ。

配置転換を実力をもって拒否せよ。退職者が出たゝめ欠員を生じた職場は労働強化を拒否し、退職者の出ない職場は、職場からはみ出されない斗いをおこし　職場を動くな。

希望退職、強制解雇の出されたところは、首切りの零の斗いを強化せよ。

2、斗争の規模

支部・資本別は前項の目的達成のため　十月五日以降　保安斗争、部分スト、時限ストを以て斗え。

ろ、権限の委譲

十月五日朝をもって、保安斗争、部分スト・時限ストの実力行使権を支部に委譲する

但し　一斉スト決行は中斗の指令で行う。

三、炭労企斗発第二五号（九・二四）　炭労企斗発第二二号（九・二一）

炭労企斗発第二〇号（九・一七）　企斗中央ブロック発第三号（八　一二）

の各指令、指示を廃止する。

四、三井に対する資金カンパ

三井の企業整備反対斗争は、炭労の企業整備斗争の背骨ともなる斗いであるが、三井は既に二ヶ月に亘る斗いのため　相当の経済的犠牲を払っているのでこれを援助し、斗争を盛り立てるため左により資金カンパを行え

1、カンパ額 ── 組合員一人当金壱百円

2 納入期日 ── 十二月末日迄に中央本部宛に月割分割納入

ろ、財源算出基礎 ── 当月分の組合員数による

五、十月五日以降、支部は大衆動員による教宣の徹底と、組合員のデモ訓練、保安斗争訓練を行え

六 十月五日以降各支部は　実力行使の態勢を確立せよ。

イ、中斗は速かに交渉方式及び経過措置について強力なる交渉を展開するので、この交渉経過から実力行使を指令する。

ロ、実力行使の規模は　全国一斉に行い、時限ストまたはそれ以上のものとする。

ハ　三井（労組全支部）を除く。

七、十月二十六日以降中央交渉参加支部は、三〇％以上の減産となる保安斗争を行え

イ、減産の基準は昭和二十八年四月一日より六月末日までの平均個人能率とする。

ロ、三〇％の減産は毎週月曜日から土曜日まで（竜休等で休日の変更になったところは、各週の始めから終りまで）の間において毎週の減少を確保すること。

ハ　予定減産を週をこえて次週に持ちこし　減産せしむることをしてはならない。

ニ、保安斗争の具体的なことは、別紙(一)「保安斗争実施要領」によって行え。

八　保安斗争実施のため、労組支部合同の対策委員会を設け、保安斗争の具体的戦術を検討せよ。

九、十月二十五日、支部は（中小を含む）組合員総ケッキ大会を行え。

但し、当日が就業日である支部は　二十五日以降の最も近い公休とする

十、1　中小の支部（中央交渉参加支部を除く全支部）は　十月五日以降組合員の保安斗争訓練を行え。

イ、訓練は別紙(二)「保安斗争指針」による保安斗争の実施についての訓練を行え。

ロ、保安斗争実施は追って指令する。

2、九州地方本部は中労炭の斗争組織を確立強化し、強力な斗争指導を行え

十一、伊王島職組、日鉄北松職組はこの指令実施を免除する

以上

ニュース

85

三池労組の企斗はつゞく

「法廷をつゝむ赤旗の波」

立入禁止仮処分異議申立の裁判始る

会社の血も涙もない暴力的解雇に反対して今なお激烈なる斗争を展開している三池労組においては、会社の申請による「立入禁止仮処分決定」に対し異議申立を行いその第一回公判が去る十月三日午后一時より福岡地裁大牟田支部において行われた。当日筑後の空は心ゆくまで澄み渡り、定刻をまちきれず赤旗二十数流を先頭に被申請人一一六名をとりかこんで 組合員及び炭婦協約一五〇〇名がぞく／＼と押しかけ傍聴席に入り切れず「うら庭」にまでテントを張った被申請人席は開廷前より赤旗の歌、ワッショイ／＼の掛け声でもってわれ／＼労仂者の法廷との感を深くさせた。定刻よりおくれて一時半われ／＼のワッショイ／＼に迎えられておず／＼入って来た会社側代表 裁判官の着席により歴史的公判が開始された。

組合側代理人（鍬山・田中・西弁護士）、会社側代理人（村田・鎌田・松崎弁護士）

会社側代理人＝解雇理由の釈明にタジ／＼↓

申請人の申請理由の表明後直ちに被申請当事者の申請理由釈明要求に関し色々紛議を生じ被申請人代理人の異議申立の趣旨説明を行い その後左記の点につき代理人及び当事者の釈明要求を行った。即ち

一、裁判官に対し

イ、上申書を出していたのに対しなぜ一方的に会社の資料のみによって立入禁止を決定したか。

ロ、本問題は会社の不当解雇が原因であるがこの点裁判所はその解雇の有効無効を考慮したか。

ハ、一部の者に対し円満退職を理由に立入禁止をとりけしたが之は解雇そのものを考慮したのではないか。

ニ、労仂事件の特殊性にたって一方的な執行が如何なる結果をもたらすか考慮したか。

二、会社に対しては

イ、解雇理由を個々人について明確にして貰いたい。

ロ、この立入禁止を申請するに至った個々人の申請理由を具体的に明確にしてもらいたい。

ハ、会社のいっている「不当なる争議行為」とか「回復しがたき甚大なる損害」とはどのような事をいうのか。

ニ、吊し上げとか占拠とかは具体的にどのようなことを云うのか。

等にするどく追及した。然し乍ら裁判官及び会社側代理人は右の質問に対し明確な回答をさけ「そのような事は今更云うまでもない」「その事についてはソ明の時に明確にしたい」といって逃げまわる仕末であった。

※蓮尾信一氏裁判所及び会社の不当を堂々一時間にわたって論及！

釈明後一時休憩しその後 田中代理人の異議陳述の後被申請人代理蓮尾信一氏（執行委員）より約一時間に亘り「会社所業が全くでたらめな人道上許すべからざる行為でありいろ／＼の紛争は会社のかゝる暴力的行為より結果したものであるにもかゝわらず会社の云う一方的なことを信じて裁判所が抜打的に立入禁止をやった事は全く不当である」とするどく陳述を行った。

※会社側傍聴人＝コソ／＼姿くらます。↓

この間会社側より文書課長等外七名ばかり出席していたが中間休憩時コソ／＼と裏側より逃亡（あとでわかった）休憩後の法廷には全く姿を見せず組合員はかゝる会社側のヒキョウな態度にフンゲキ閉廷後直ちに赤旗を先頭にデモ行進にうつり会社幹部の行動を追求した。

☆☆ 大之浦労組 教宣部

☆☆1953.10.10

ニュース 86

労組の主張全面的にとおる

二瀬労組の人員整理反対斗争は、既報（ニュース82）の通り会社の配転申入れに対し、労組は反対を主張してきたが、十日午前十時より団交が再開され、会社は労組の主張を認め、

一、人員整理案は五日でメ切った希望退職者四八四名打切る。

一、企業整備による配置転換は行わない。合理化の為の配転は本人の意思を尊重して労使双方協議する。

一、有給休暇の条件付支給は撤回する。

一、入坑時間の変更は撤回する。

一、責任の追及は双方行わない。触法問題　労使双方で協議する。

と提案、組合側は検討する為、団交を休会し、十一日午前十時より本部斗争委員会を開催し、会社提案を　試の結果、これを了承した。翌十二日午前九時半より団交を再開、双方確認し、こゝに二瀬の企業整備反対斗争は一応解決、正午を期して坐り込み、デモ等を解散、斗争態勢はそのまゝ強化し会社の動向を監視することになった。

斗いの波。続々起きる 髙松労組

職場、各坑労務主任や責任者の自宅で希望退職受付けをやったことがわかった。

直ちに組合は、市中銀行の払出しを調査した結果約二百名位がでていることが判明した。

朝からニュースカーで情宣、ビラ活動を更に強化各支部においては、一斉に支部斗争委員会を開催、二島支部では斗争委員会后工作課長のところへ、主婦会、組合員百数十名押しかけ「何枚勧告をやったか」とつめより抗議した。

これに参加した二番方組合員は入坑に二時間おくれたが二時間分の賃金保証は会社に認めさせた。

午后四時戦術委員会を開き、斗争戦術を具体的に検討した。

第四支部（三五〇名）は朝から総決起大会を開いた。

主婦を交えた二百名が集合、続いてデモに移り、坑長室を取り囲み坑長と労務課長に対して「首切りの勧約と勧告をするとは何事か」と抗議し回答を迫って全員坐り込みを敢行、夜になっても組合員と主婦は帰ろうともせず涙ながらに生活の実態を訴へつゞけた。

午后十一時現在今尚坑長室前には約四〇〇名の組合員があつまり会社の不当な行為を追及中である。

更に二島支部でも午后二時からデモ隊が二島炭業所事務所に押しかけ採炭課長や主任などに首切りの不当性を訴へ抗議している。

三菱新入七坑 配転に反対しスト突入！

九全労傘下支部、新入七坑に希望退職の実施后それに伴っての配転が会社より申込まれたのに対し組合は、強力な斗いを進め、現在九日より三日間七十二時間ストに突入した。

☆ 大之浦労組　教宣部 ☆

1953.10.14

ニュース 87

波乱を極めた九炭労第3回臨時大会

指令第三号を確認

九州炭労第三回臨時大会は　十月以降新賃金指令第三号をめぐり微妙な空気をはらみつゝ、十月十二日午前十時より福岡市消防会館で代議員一二二名の出席で開かれた。とくに今次大会の重要性に鑑み中央本部より　猪富副委員長、村上、直江中執、三井・北炭、九共斗の中斗がオルグ団として出席、　議長団に菊川（三井三池労）井上（貝島大之浦労）　土井（三井田川労）　三氏を選出

山本委員長の招集挨拶、中島事務局長の斗争経過報告があり、午后より本大会の焦点である「新賃金獲得のための交渉権の確立および企業整備反対」に関する中斗指令第三号について、猪富副委員長、村上中執より説明がなされた。

これに対し各代議員から

① 各地方で大会を開くようにした理由を明確にせよ（指令第四号）

② 希望退職者の出たところは　退職者相当数の欠員を実力をもって斗いとれとあるが、具体的にどう斗うか。

③ 二十六日以降中央交渉参加支部は三〇%以上の減産となる保安斗争を行えと指令しているが、実施しない支部が出た場合どんな措置をとるか。

④ この指令内容は、企斗と賃斗を完全に切離し企斗については既に斗う意志がないとしか考えられない。これは明らかに東京大会決定違反であると考えられる

⑤ 五日以降首切り反対斗争の実力行使権を支部に委譲しているが、その理由如何

⑥ 交渉権確立の見透しについて、

これに対し　オルグ団より

① 大会を開催した理由は　勿論第三号指令を確認してもらうことが最も大きな主旨であり大会で確認を求めねばならぬ程炭労の内部情勢は弱体化している。

② 企業整備反対斗争ですでに解決を見てる支部は、配置転換、労働強化反対、等実質的に首切りゼロへの戦を進める戦術もとるべきである。

③ 指令を実施しない支部は勿論統制違反に付される。

④ 東京大会決意違反ではない、最終的な権限は中斗が握っているし、企斗、賃斗を分離した考え方もよい。

⑤ 五日以降における企斗の実力行使権を支部に委譲したのは、二十六日までに各山元の斗争態勢を強化して二十六日から新賃金斗争とからませて　炭労一本としての一大斗争を展開するためのだ。

⑥ 見透しについては現在のところ困難だ、殊に連盟は各社別交渉を主張している状態の中にあっては大衆の圧力で統一交渉を勝ちとる以外にない。

尚、質疑は続けられたが、運営委員会として本日はこれで質疑を打切り、会期を一日延長して明日討論に入りたい旨提案がなされ、可決され午后五時半第一日を終る。

……つゞく……

1953.10.16

☆ 大之浦労組　教宣部 ☆

第二日目

大会第二日目は九全労事務所で午前十時半より続開
緊急動議として闘争運営委員会より提案された
(1)三菱新入七坑官憲介入に対して国警に抗議する
(2)デモ隊を解放して石炭鉱業連盟及び国警本部、三菱事務所に示威を行うを確認
直ちに、指令第三号をめぐっての討論に入った。ところが中小より動議として三号指令に対しての考え方が出された。

即ち「中小としては今日まであらゆる困難を克服して炭労組織の中で斗って来た。殊に民労連の組織分断に対しては全力を挙げて反対し　組織を守りたい一心で今日まで来た。これは斗う中小でありたい、斗ってゆくためには組織を守らねばならぬという基本理念のためである。しかし反面下部大衆の間には炭労に対して批判も強い　それは中小が崩壊し続ける状態の中にありながら炭労としてはこれという積極的な支援もなされていなかった。この様なもろ〳〵の要素は単独統一斗争に対しての疑念となった。

中小としては今次三号指令をめぐって種々論議したが、結論的には認め難い、むしろ統一斗争一切の権限を地方におとすべく要請したい」。

旨の提案がなされた。

議長としては、この問題は討論の中で結論を出す性格のものであるという観点から直ちに討論に入った。

討論の内容を集約すると大体三つの意見に分れている。

(1) この指令を認め難いということは、明らかに斗争を放棄することであり、引いては炭労崩壊の大前提になる。吾々が認め難いという線を出すことは、むしろ資本家に利する余地を与える。どのような困難な要素があろうとも、早急に戦線を整備して、企業整備を防ぎ、賃斗の窓口を打解するためには当然第三号を確認すべきである。

(2) 交渉方式の確立にせよ、経過措置の問題にしろ山元の大衆は不安な眼でみている。吾々はこの不安を除去し一日も早く窓口を打解すべきである。炭労がいう戦線整備のための三号指令というならば、十月二十六日以降三〇%の減産斗争ではなくそれ以前に強力なる手段を講じて、窓口の打解をはかるべきである
これこそ戦線の整備であり、斗う炭労の姿である
よって三号指令は確認出来ない。

(3)、全斗にしろ完全に敵の術策によって統一斗争が乱れた。吾々は今日の炭労の戦力からいって大きな疑念をもたざるを得ない。
いくら中央が統一斗争という枠の中でもがいても、下部はそれさえ実施出来ない状態にある。
第三号指令も又その轍を踏まないとも限らない。

以上の要素に基いて種々討論が交わされたが、結論に至らず　議長は事態を収拾するため左記による小委員会設置を提案

即ち
(1) 三号指令を多数決でもって決定することには疑念がある。
(2)、仮りに否決された場合は、中斗そのものに大きな問題を残す。
(3)、決定したとしても中小斗に問題が残される。

よって、大手 四名、九失ヨ 二名、中小 五名、販組 二名、航行部 二名、オルグ団 二名

計 十七名

で事態収拾に入りたい。

以上を満場一致で可決、直ちに小委員会に入った。

一方残余の代議員百数十名は石炭鉱業連盟にデモ行進を行い、小山田事務局長に会見を求めんとしてもん着を起し警官隊の出動もあったが、結局小山田事務局長と会見、企主及び新賃金統一交渉に応せられない理由について追及、質問を浴せたが結論が出ず、午后六時会見を打切り会場に引揚げた。

ついで大会は午后六時半より再会、永食卒に対して中央に要請のため代表を上京せしむるための人員と手続問題が提案されたが否決、

提案の小委員会結論の審議に入った。

高口小委員長より次の点を前提として各支部共了解、結論的に第三号指令を確認する旨が報告された。

一、結論的に第三号指令を確認する。

1、第三号指令を現段階で確認しないことは敵陣営に与える影響が大である。即ち炭労内部の弱体化を希望することである。依ってこの際第三号指令を確認して足並をそろえることが現段階におかれた最も重要な措置である。

2、五日以降においても強力な実力行使を行う（中小も含む）

3、三井の百円資金カンパの件については中小で問題があったが、今後中小を問わず熾烈な手斗を展開する支部があった場合にも、この種のカンパを行うことで了解される。

4、実力行使については販組においても炭労という手斗いのなかで実施してゆく。

5、三〇%の保安手斗については中斗として調査を厳重にし、お互の疑心暗鬼を抱かせないようにする。

6、賃金カットが起きた場合は炭労一本として強力な手斗いを進める。

7、伊王島販組、日鉄北松販組についての免除の件は総て免除するということではなく、時限スト、指名ストその他の実力行使については実施せしめる。

8、三井の資金カンパ徴収方法は急を要するので、総評傘下の労金資金を基礎に労金から百円カンパ相当額を借りカンパする。

小委員会としては五時間に亘ってあらゆる角度から討議が交されたが、以上の点を確認することによって第三号指令に対しての歩み寄りが出来た旨の提案があり、これに対しての質疑もなく満場一致で確認、二日間に亘って波乱を極めた第三号指令もこゝに確認され、午后八時大会の幕を閉じた。

ニュース

88

「二十二日より二十四日迄 各方二時間の…時限スト…」

中斗指令第6号を発す!

第十七回中斗は、十月十六日午後三時より、中斗三十八名（オルグ出張十九名）出席で開かれた。

久保田、村上両オルグより道炭労、九炭労大会決定報告ののち、戦術委員会より十九日までの期限付回答が満足でない限り

1. 交渉权確立のため十月二十二日より二十四日まで各方二時間の時限ストを決行する。このスト期間を利用して大衆訓練（デモ、抗議、保安斗争のやり方等）を行う。
2. 至通措置に対する考え方は現行賃金額を生活の一部として一〇〇%を要求するが、操作は対象としない。という考え方に統一したい。

との提案があり、質疑、応答、意見ののち決定

左記の指令が発せられることになった。

至通措置については種々疑問があるので、戦術委でこれが解釈を学識経験者と研究ののち統一した基本線を打ち出し、二十日の中斗に諮ることを確認した。

中斗指令第六号

日本炭鉱労働組合
中央斗争委員長　阿部竹松

各支部斗争委員長殿

時限スト突入指令

十月十四日第十六回中斗の決定により連盟及各社に対し、交渉方式及至通措置について十日十九日時期限付回答申入れを行った。（おおのうら第一五五号参照）

連盟・会社のこれまでの態度から判断すると、十九日の期限付回答要求に対してもわれわれの納得しうる回答がなされるとは考えられない状態にあるので、中斗は（第一七四、一〇、一六）この段階においては、もはや実力行使をもって交渉权を確立し、至通措置を獲得し、もって今次賃金斗争の斗いを進めるの外はないこと決定した。

よって、各支部は目的達成のため、左記により時限ストを決行するよう右指令する。

記

一、斗争の指標

交渉权の確立及至通措置の獲得

二、斗争の時期と規模

(1)、各支部は十月二十二日より二十四日迄各方二時間の時限ストを決行せよ。

(2)、スト中の作業時間は六時間（休憩時間を含む）とせよ。

(3)、ストを行う時間は、作業時間中の終の二時間とせよ。

☆ 大之浦労組 教宣部

☆1953.10.20

味の

ニューズ

89

二十五日見合払いは従来通り…

経過措置は…結論に至らず

組合としては、十月以降新賃金斗争が統一交渉をめぐる窓口交渉で行詰りの状態にあり、殊に経過措置の問題については組合員が不安な状態の中で働いている現況に鑑み、一刻も早くこの点を解決しなければならぬと十月十九日午后四時半より〃経過措置に関する事務折衝〃をもった。

出席者
会社側　今村重役、谷次長、岡部課長
組合側　横田、野田、鈴木、以上三役　小竹給与部長

冒頭、組合側より十月二十五日の見合払、及び来月十二日の支払に対する経過措置についての会社側の措置についての見解を言及した。

これに対し今村重役より、

「組合から七日申入書を受けとった。会社として従業員の生活の実態も考慮して種々検討したが結論的には、賃金及び経過措置に関しての経営者の考え方は連盟を通じて述べた通りである。

統一交渉是非論についても、現状おこっている企業整備の状態からいって各社の企業内容はまちまちであるので会社としてはあく迄山元交渉をやりたいと考えている。殊に我社は東京に本社がないので、われわれが全部東京に行って交渉に当ることは業務に大きく支障を来すし、さゝやかなことであるが、経費の面を考えても山元交渉しか考えていない。

経過措置の問題に関しては〃二十五日の見合払いについては従来通り支払う〃

経過措置については誠意を以て問題の解決を図るべく考慮中である、従業員の十月以降の賃金支払いについては今しばし待って欲しい、しかし二、三日中には結論を出したい。

以上のことを会社としては検討もし、考慮中であるので、組合としても好ましからざる事態を発生しないよう慎重に事に処してもらいたい。

十一月十二日の支払日迄には労使双方でよりよい結論を出すべく努力したい。」

と会社側の見解を表明

これに対して組合側より〃賃金が決らない状態の中で働くことについて組合員は非常な不満をもち明日からでも休業したいという固い決意をもっている〃と言及、経過措置に対しての結論を迫ったが了解に至らず午后五時三十分折衝を打切った。

十九日迄の〃交渉権確立、経過措置一〇〇％獲得のための、申入書（一〇、一六）〃期限附回答に対し十九日連盟より左の口頭回答がなされた。

統一交渉は全面的に拒否する、経過措置については各社別で行われたい

中斗は以上の連盟の回答に対して二十日午后二時より中斗会議を開催し態度をきめる。

二十日午前十時・九炭労電話情報より

☆ 大之浦労組 教宣部 ☆

1953.10.20

[illegible]四

ニュース

90

統一交渉確立 圣過措置100%獲得のため

十二社 2時間の時限スト突入！

指令第六号に基き、十二社（三菱、住友、古河、北炭、太平洋、雄別、明治、貝島、二瀬、杵島、嘉穂、大正）は二十二日より二十四日迄各方二時間のストに突入した。以下各山の状況（九共斗関係）

高松…統一交渉及び圣過措置共に一〇〇％獲得のため中斗指令により二十二日〜二十四日迄の時限スト免除

二瀬…統一交渉は拒否する。圣過措置は一〇〇％支払うも出炭奨励金、出勤奨励金は支払わないという会社回答で基本方針通りスト突入、減産五七％

杵島…統一交渉は拒否する、圣過措置は一〇〇％支払うも、その他増産賞与、出炭奨励金は支払わない状態で予定通りスト突入

嘉穂…二十二日早朝に至り、圣過措置は一〇〇％、統一交渉は高松並みの線を会社回答したので、組合は指標の獲得されたことによって中斗にスト除外の申請を行った結果、一時四十五分に至り中斗より二十三日以降免除の指令電報を受領。二十二日は予定通りスト突入（入坑時間を二時間遅らす）二十三日より指令通り中止する

大正…会社は合理化の途上にあり到底統一交渉には応じられない。圣過措置についても現在の赤字経営から一〇〇％支払えない。

以上の回答で組合は方針通りスト突入

貝島…統一交渉は他社がやれば貝島のみやらないわけにはいかない。しかし現在のところは従来の考え方と変らない（ニュース89号）

圣過措置は一〇〇％支払うも増産賞与、出炭奨励金は保留する。

以上の回答で指標と隔りがあるので基本方針通りスト突入

宇部…宇部興産は定例の慰霊祭が二日間に亘って挙行されるので二十六日以降二日間時限ストを行う。

日鉄二瀬職組

炭労脱退を決定

—十三日の無記名投票で—

日鉄二瀬職組は、今次十月以降賃金に関して炭労の統一交渉で行うか、日職連（日鉄鉱業職員組合連合会）として交渉を行うかについて全組合員の無記名投票を行った結果

五四九名中

炭労の統一要求で交渉する……五二票
日職連として要求して交渉する……四五二票
無効……七票
棄権……三八票

となり炭労の組織より脱退することゝなった。

1953.10.23

☆ 大之浦労組 教宣部 ☆

おしらせ　※代議員諸氏之、必ず受持居住区内に回覧して下さい。一九五三・一〇・三〇　厚生部長　小田　正

上京陳情行動報告

厚生部

「昭和29米穀年度炭砿向年間米喰率切下げ――反対」
「労務加配（加配）及労務加配非配給対象者㊮扱廃止反対」

地区代表上京者氏名及所属

北海道地区＝杉本事務官（札幌通産局）、福島（北炭空知炭坑）　福庄（北海道炭労厚生部長）

常磐地区＝猪狩事務官（平石炭支局）　江尻（常磐炭砿）菅波（大日本勿来炭砿）近藤（東部石炭協会）　佐藤（常磐労組生活部長）鈴木（古河好間炭砿労組厚生部長）大和田（大日本勿来炭砿）

宇部地区＝藤井事務官（宇部石炭支局）　種永（宇部興産）岡田（沖宇部炭砿）　小島（山口炭労厚生部長）

九州地区＝富山炭政課長（福岡通産局）下村事務官（福岡通産局）　大野（古河大峯炭砿）　大門（貝島大之浦炭砿）萩原（三菱崎戸炭砿）家田（杵島北方炭砿）九炭労厚生部長）小田（貝島大之浦労組厚生部長）長浜（三菱高島労厚生部長）

十月十三日午后第十一號館通産省石炭局集合

中央情勢報告、今后の陳情戦術対策＝各官庁、使用者、労働者各代表がそれぞれ戦術を協議して午后よりその対策について意見の集約を行った。即ち

㈠　七二％の年間米喰率はハッタリなしで現行通り喰下がる（毎年八〇％要求であった）

㈠　救済規定の問題は当方からはふれない、若し先方が打出したら閣議決定（二十三年度）をもち出して喰下がる。

㈠　非加配対象者の㊮取扱い廃止の問題は　炭砿の実情を話して再び手から拝倒戦術でゆく。

以上の対策をたてた見透しとしては、冷害、水害、台風害で未曽有凶作であるので、如何にして此の不利な状態で炭砿側の主張を通せるか重大なポイントとなった。

十月十四日於石炭協会会議室

食糧庁大口需給課長及西山事務官と折衝、吾々代表より七二％米喰率の問題と非加配対象者の㊮取扱廃止の件について申入れ続いて需給課長より全国的な凶作について説明あり、現在各県知事と供出の個別折衝中で東北地方八都道府県の供出会議が終ったゞけで、十一月末迄に供出会議が終らなければ確実な見透しの言明は出来ないが大体において昨年より一・〇〇〇万石の減収、供出関係も知事は供給責任者であって配給責任者でもあるので割当会議がはかどらしくない。従って需給関係も実施の場合全国的に基準量の切下げを行わねばならぬ様な憂慮すべき状態であるので炭砿七二％米喰率は出来るだけ確保はしたいと思っている。然し非加配対象者の㊮扱の件は昨年よりの約束であるのでその通り十一月一日からは㊮扱にすると言明、尚炭砿労務加配はどうしても切下げなければならない時には、炭砿だけでなく全産業の切下げを行いたい。――代表はそれは話が違う、昨年此の問題は取敢ず保留して現行通りにしたので、これを切捨てる時は再度協議する事になっている。と主張食糧庁は見解の相違だとして切捨を言明／遂に退場した吾々は予想通りの政府の強腰に明日改めて対策を練る事にして散会。

十月十五日石炭協会

昨日の需給課長の言明だと各都道府県に通牒も出し兼ねないので、未だ折衝中だから終る迄通牒を出すのを待つ様に且つ需給課長に再度折衝に応じる様要請したが、何度話し合っても同じ事の繰返しだから意味ないとけられ、再度協議の上作戦をかえて食糧庁長官に面会する事になり、食糧庁に押かけて強引に会見した、先ず上京の趣旨を説明代表者の紹介続いて陳情すれば長官は十二月迄は方針も立たないので切下げは行わない、従って十二月迄は現行でゆきたい、業務部長と需給課長に相談して十七日に回答したいと言明――直ちに石炭協会で対策を考える事にして散会

十月十六日石炭協会

明日の回答前に食糧庁長官に対して側面から圧力をかける意味で　通産省石炭局長より或は全糧連会国会長を動かす事にしてそれ〴〵分担を決めて運動に入った。

十月十七日食糧庁

食糧庁に行き約四五分待たされて回答（長官は参議院農林委員会に出席して不在、需給課長が代理出）食糧庁としては形式的には石炭局と公式に話合か、長官、部長との話合の結果、一昨日長官の言明で誤解があったので申上げる。

長官は昨年の非加配問題はよく知っていないのであの様な言明があったが相談の結果は米喰率一七二%と労務加配は現行通り十二月迄行きたいが非加配対象者の[illegible]扱廃止の件は約束通り十一月一日よりこれを廃止する、と強行に突ぱねた。

十月十八日日曜につき会合なし

十月十九日石炭協会

長官の態度が強行した事について討議再度長官に対し会見を申入れたが、国家農林委、各県知事との個別折衝等で逢えず、考え方について労使の意見が一致せず、遂に炭労は独自でもこの問題解決の為に斗うと言明、九炭労大内厚生部長は九州資本別厚生部長及び炭婦協役員の第二陣の上京を促がす至急電報を打つ、その間炭労側代表は企業整備反対斗争の指命解雇者に対する加配米並に家族の[illegible]扱について交渉の結果、紛争解決までは家族米喰率も同様現行通り取扱うことを食糧庁に確認させた。

十月二十日石炭協会

石炭局福田課長より局長と長官との話合の報告あり、長官を説得しても大口需給課長の立場もあり、面子問題もあるので考慮する様要請あり

代表の中より労使二名宛需給課長に面会、炭砿の立場を説明して、決して感情的にならない様要望す。

国会に運動中の代表の一部は明二十一日長官が協会々議室に来て会見を確約した旨報告あり

十月二十一日協会々議室

十時より全員待機すれど長官来らず、十一時電話あり明二十二日に延期の通知あり、炭労側は鉱業連盟に対して非加配対象者の問題と労務加配の問題が食糧庁の言明通り実施された時は現在の低賃金であえいでいる労働者の生活が破綻を来たすので失われた米量を闇価に換算して一人一六〇〇円月額を十一月より別途要求すると申入れる　連盟は驚いて協会と共同して長官に善処する様運動する旨回答する。

十月二十三日石炭協会々議室

長官需給課長十時より会見、吾々は九州古河大峯大野課長を代表として

一、二十九米穀年度米喰率一　一、右の中非加配対象者取扱について　一、炭砿年間米喰率一七二%の確保について、　以上三点を要求、吾々の滞京期間も長くなるので今日夜になっても結論を出す様強力にせまれば、長官は滞在が長引いて迷惑をかけたと謝り乍ら　現在の供出状況見透しと外米買付の見透しについて説明、十二月迄非加配対象の問題を延期するから勘弁してくれ、と逃げるのを各県労使代表が一人づつその県の実情を述べ、重ねて現在炭砿の企業整備の人員減問題も説明して、量において二五〇〇石年間量、全国需給にどうひゞくか又は現在東京においての闇米は毎日一万俵入荷と聞く、と使用者代表が攻めれば炭労側は米はない〳〵と言い乍らあるではないか、政府が農民より買上げに矛盾があり食糧行政の貧困を認めよと叫ぶ。

長官は御説の通りと素直に認め、闇米の取締の強化について説明すれば基本的に此の問題は二十四年非加配対象者を限定した時に当然起った問題であるのに今頃になって持出すのは炭砿に対する卑劣な策動だと反バク、遂に四時間の接渉となり長官は食糧庁で別室協議して今日中に回答する旨言明退場す。　そして遂に五時、代理として需給課長が文書にて回答、それについて附帯事項を確認させ、在京十二日目にやっと解決す。

食糧庁文書回答左の通り。

※ 非加配対象者の取扱について

炭坑労務者及び職員の中、非加配対象者及びその家族に対する米喰率の取扱は、今後一般消費世帯の米喰率が全般的に切下げが行われる際には、その際の一般消費世帯と全く同一に取扱うことを条件として、現行の取扱をその時期迄延長する。

追而、本件に関しては、別途食糧庁長官より通産省石炭局長宛公文にて伝達する。

(一) 文書回答による非加配対象者米食率を一般消費世帯並に切下げる時期までは、当然炭砿米食率全般について現行七二％が維持される。

(二) 米喰率七二％の質（内地、準内地、外米の混合率）は差し当り現行通りであるが、之が改訂の場合は別途協議する。

(三) 砕米及びその製品放出の場合は、炭砿向についても考慮する。

(註) 今后、一般消費世帯の米食率が全般的に切下げが行われる際、同一に取扱う条件に対しては吾々代表も慎重に討議した結果、西日本水害及び台風害についてはその当時の被害数量がその后の好天候によって以外に立直っている事実と、政府及び自由党が選挙の際の公約に米の自由販売とか米の増配を約束した手前、減配して国民の与論を悪化させる事は出来まいと云う見透に立った事と、一般国民の米食率が切下げられた場合、炭砿の非加配対象者問題は理論的に国民に悪感情をもたせるので不利である、と云う見透に立って了解した。

尚、一般国民は端境期の場合一月の中十五日分（内九、準三、外三の割）

炭砿は一月の中二十二日分（内一四、準五、外三の割）

ニュース 92

保安斗争の除外申請

斗争委員会で決定

三号指令による九共斗の保安斗争（高松、鹿島を除く）は二十八日に至り各社の情勢が一応同指令の指標に達したので、同夜代表者会議を開き懇談の結果中斗に対し九共斗の三号指令中保安斗争除外を電請した。

各社の全面次の通り

大正　統一交渉、全面措置は高松に準ずる旨会社より申出で、組合側はこれを了承。

杵島　統一交渉は大勢に順応、全面措置は貝島、二瀬が一〇〇％支払えばこれに準ずる。

二瀬　全面措置は十五日に基準内外賃金一〇〇％を支払い、統一交渉は大勢に順応する。

貝島は二十九日午前十一時谷次長より電話をもって三役を招き

会社側　今村、谷、渕、安斉
組合側　横田組合長以下三役

会談の席上會社側より

統一交渉は大勢に準ずる考えであり、全面措置は高松並に出してもよい

と表明、これに対し組合側から「統一交渉は大勢に順応するというのは、統一交渉に応ずるものが多ければこれに応じ、少なければ応じないということか」と質したところ「その通りである」と答え

貝島だけが個別交渉を最後まで固執するものでは、賃金は高松の支払い通りに支払う

と提示、これに対して組合は一たん本部に引揚げ、三十日午前一時より緊急斗争委員会を開き三時間に亘り慎重討議の結果、会社の態度には不満の点があるが一応保安斗争を解除するとの結論に達し次のごとき決定をみた。よって三役は同四時会社を訪ずれこの点を明確化した。

斗争委員会決定

會社の回答は不満である、しかしながら九共斗の関連を考慮し現段階における保安斗争を一応解除する。

なお期末手当斗争は中執で統一斗争を決定、十一月十五日までに調査部長会議の要求案が作成されることになっている。

☆ 大之浦労組　教宣部 ☆

1953.10.30

ニューズ

93

更に組織の拡大強化え！

―新役員。行動方針等決る―

直鞍地協
第3回定期大会

直鞍地協第三回定期大会は加盟組合（炭労全下）の企業整備反対斗争によって延引していたが、十月二十七日午前十一時より直方市柳屋（国鉄寮）にて開催、スローガン採決、一般経過、決算の確認、二十八年度行動方針、新役員を決定（その他全議案を終了）今後なお組織の拡大強化をめざすことを確認、閉会した。

大会経過

大会は橋本事務局長の司会に始まり、資格審査発表（三十一名中二十四名出席）大之浦よりは 鈴木、井上、寺戸、徳、宇都宮、長浜、平田、竹下、柱、の各氏が出席 議長団に 鈴木（貝島） 田中（三菱新入）を選出、松永議長の挨拶後大会成立が宣言され、スローガン採決に入った。 提案に対し若干の修正意見が出され次の十一項目のスローガンが万場一致確認された。

―スローガン―

- 吉田反動内閣打倒
- 戦争経済を粉砕し平和経済を確立せよ。
- 日本を奴隷にするM・S・A受入絶対反対。
- 日中貿易の促進、自立経済の確立
- 労仂運動を弾圧する一切の悪法撤廃
- 軍事費やめて水害の国土を救え

- 最低八・〇〇〇円を斗いとれ
- 労仂者を犠牲にする合理化反対
- 中小企業の崩壊を救え
- 階級政党の統一強化
- 斗う労仂戦線の統一強化

次に直方地区共産党代表のメッセージを受け審議に入った。

議事

1 大会延期承認の件＝（加盟組合の斗争により）異議なく確認

2 一般経過報告の件＝二・三質疑の後確認

※1 緊急動議として一一三名の配転をめぐりなお果敢な斗争を進める三菱新入七坑の激励動員について検討されたが、三菱よりの意見もあり激励文、抗議文を出すことに決定。 案は執行部一任し

3 二十七年度決算報告の件＝会計監査の説明要望を確認

4 二十八年度行動方針の件＝提案説明（竹下教宣部長、貝島）後、字句、文章上の訂正があり、内容については特に組織活動について、(イ)労農提携 (ロ)婦人対策 (ハ)文化活動の点で活発なる意見が出されたが実施上意見を取り入れることゝし、結局原案通り確認された。

5 二十八年度予算の件＝二・三質疑、要望の後確認

6 加入脱退の件＝未加盟組織（帝国火工、電産、全日通、市職、全官公等）に対してはなお強力に積極的に働きかける、脱退（木鶴本洞、直方鉄工）に対してはその理由、原因を調査しそれを留保さすべく最善の努力をすることを確認

7 役員の改選の件＝各単産より詮衡委員を一名選出、検討を行ったところ現状維持を決めそれが提案され万場一致確認された。

新役員決る！

議長、松永己年喜（国鉄）、副議長、槙田輝（貝島） 宗利（三菱新入）、事務局長、橋本広吉（国鉄） 教宣部長、竹下凌治（貝島） 調査部長 今村昇（三菱新入）

最后に三菱新入に対する組合への激励文、会社への抗議文を確認、閉会した。

☆ 大之浦労組 教宣部 ☆

1953.10.30

ニュース

94

より一層教宣活動の徹底に

―よろん調査集計なる―

今次十月以降新賃金斗争を強力に勝ち抜き　五大原則である(1)ベース賃金を打破し個別賃金による要求　(2)最、賃金八・〇〇〇円の要求　(3)請負給の撤廃　(4)八時間で食える賃金の要求　(5)斗争方式としてのマーケット・バスケットの採用を基礎とせる賃金要求書を　九月二十四日連盟に提出、　斗いの火ぶたを切ったが、連盟は先ず十五社統一交渉とするかしないという交渉方式を拒否し続けている。これに対し組合はあらゆる実力行使を以ってこれに対抗、あく迄要求貫徹の為死力をつくして斗ってきた。

当大之浦労組にあても、今次賃金斗争の主旨並びに要求書の内容について十月五日本社支部を皮切りに職場常会、居住区常会、或いは職場ホルタ活動によって教宣に努め　組合員の理解と斗う態勢の強化に専念した。

吾々は今次斗争が従来にない至難な斗争であるという考え方に基いて、それだけに固い決意のもと斗ってきた。

十月二十五日の組合員総蹶起大会は如実にこれを物語っている。困難な情勢下にかゝわらず三・五〇〇の結集された団結は一朝にしてきずけるものではない。

しかし乍ら、常会後実施された、よろん調査　の結果はあながち芳しいものではない。しかし吾々は決して悲観もしなければ、斗う意欲を失墜するものではない。

今后このよろん調査の結果を基礎としてより組合員の啓蒙に努め、あらゆる隘路の打破に邁進すべきである。

指向して組合員七千　家族を含めて三万が心を一にした強固な態勢を醸成し、資本家の企図する野望粉砕に猛進し、しかるのち吾々の生活を守り抜かねばならない。

よろん調査結果

最后集計　11月2日

[illegible]	総数	回収	賛成	%	反対	%	白紙	%
本社	330	205	134	65.4	50	24.4	21	10.2
二坑	1.540	1,216	766	63.0	296	24.3	154	12.7
三坑	2,168	1,625	967	59.5	402	25.4	246	15.1
五坑	1,750	1,450	964	65	339	23	147	10
西五坑	1.000	824	564	68.4	165	20	95	11.6
六坑	1.897	1.488	1.066	71.6	230	15.5	192	12.9
計	8.665	6808	4.461	65.5	1,492	21.9	855	12.6

☆

大之浦労組

教宣部

☆

1953.11.6

ニュース

95

地方斗争委に 妥結权を委譲

東・京・電・話・情・報

炭労中斗発第十七号

妥結权委譲に関する指令

第二十四回中央斗争委員会（十一月六日）は地方斗争推進の現情に鑑み　大会決定により中央斗争委員会に一任された十月以降賃金斗争の妥結を左記により各地方斗争委員会に委譲することに決定した。

よって右指令する。

記

一、十一月六日以降賃金斗争の妥結权を地方斗争委員会に委譲する

一、地方斗争委員会は妥結权の行使により全国的な斗争に重大な影響を与える場合には事前に妥結权行使について中央斗争委員会の意向をきくこと。斗争戦術についても常に全国的斗争との関連に於て推進せよ。

中斗のうごき

指令十八号をめぐり論争中であるが　その一部は次のように決定している。

1. 中央斗争委員は出身資本別支部の保安斗争実施の状況を中央斗争委員会に報告しなければならない
2. 十一月六日以降至過措置の要求確得のなされない支部は戦術を強化し目的完徹をはかる
3. 具体的な戦術の強化は戦術委員会に一任する（指令を含む）
4. 戦術委員会は当該支部の事情とシモンして戦術を決定する
5. 三号指令に積重ねて至過措置のとれてない支部は実施する
6. 至過措置についてだけ戦術委員会は八社の中央斗争委員会を交えて決定する

明日　中央斗争委員会終了すれば明後は決定する

◉ 期末手当について交渉权移譲指令の疑義が多いので　その疑義について討議した。

要請の精神を充分に含めた指令を再度出す

斗争は大手十五社の統一交渉とする

拘束は次の四点である

1 交渉の時期調整の拘束
2 交渉単位の拘束
3 実力行使の時期と規模の拘束調整
4 妥結权の拘束

中斗は交渉权委任の集約に努力する　各資本別又は支部別の委任状況をみて最終的な検討をする。

集約の目途は十五日となっておったが二十日に延期する

額は二万円を執行部が要求したが　在京資本別はハッキリ確認してない

執行部提案として下部に流す

期末手当は交渉权が炭労中斗にないので　交渉权が中斗に移譲されてから額を論議決定する

以上

☆ 大之浦労組　教宣部 ☆

1953.11.9

保安斗争実績調査

坑別	払名	人員	総額	一人当	上昇%
二坑	斜 下三尺	196	62,312.28	317.00	81.7
	〃 七重	141	45,822.48	324.98	83.5
	〃 上三尺	164	55,207.28	336.62	86.5
	本捲 七重	202	83,940.48	415.54	106.8
	〃 下三尺	5	1,413.29	282.60	72.6
	〃 上三尺	268	78,721.74	293.74	75.5
	中部 下三尺 七重	236	85,212.99	361.07	92.8
	〃 下三尺	7	1,923.75	274.82	70.6
	斜 上三尺	138	42,743.89	307.51	79.04
	合計	1,357	457,298.18	337.00	86.6
三坑	北2卸坑 三尺A	112	52,119.00	465.35	119.7
	北7卸坑 三尺B	99	48,811.00	493.04	126.7
	南2四卸 下三尺A	149	73,718.00	494.75	127.2
	〃 〃 下三尺B	156	71,857.00	460.62	118.4
	南2部坑 ゲート	4	1,944.00	486.00	124.9
	合計	520	248,449.00	427.79	122.3
東三坑	右2坑 山振	127	60,603.00	477.18	122.6
	〃 上三尺	64	30,726.00	480.09	123.4
	右1坑 七重手	118	46,649.00	395.33	101.6
	〃 〃号	151	52,053.00	344.72	88.7
	合計	460	190,031.00	413.11	106.2
五坑	右九坑 山振	142	43,221.00	304.37	78.2
	右六坑 山振	121	34,745.00	287.14	73.8
	深右九坑 下三尺	228	70,544.00	309.40	79.5
	右九坑 新三尺	206	66,192.00	321.32	82.6
	深九坑 〃 〃	263	77,197.00	293.52	75.5
	右一坑 〃 〃	107	40,704.00	376.67	96.8
	〃 ・上三尺	237	68,185.00	287.70	74.0
	新坑 山振	10	3,483.00	348.30	89.5
	合計	1,314	404,291.00	307.61	79.1
	右坑 下三尺	42	15,084.00	359.14	92.3
	〃 七重	58	23,072.00	397.79	102.2
	合計	100	38,156.00	381.56	98.0

坑別	払名	人員	総額	一人当	上昇%
西五坑	右五坑 三尺	112	30,149.00	269.18	69.2
	右八坑 七重	111	45,672.00	411.45	105.8
	九十坑 上三尺	131	40,090.00	306.03	78.7
	右九坑 新三枚	104	29,384.00	282.53	72.6
	右九坑 下三尺	105	30,245.00	285.33	73.3
	右九坑 七重	122	40,103.00	328.71	84.5
	合計	685	215,643.00	314.81	80.9
六坑	二区右坑上三尺	31	10,762.00	347.16	89.2
	〃 右坑 七重	81	30,947.00	392.06	98.2
	三区右坑 山振	114	43,477.00	381.37	98.0
	〃 右坑 〃	234	61,001.00	260.66	67.0
	三区 右坑新三尺	54	22,211.00	411.31	105.7
	〃 右坑上三尺	78	30,923.00	396.44	101.9
	〃 右坑下三尺	76	29,474.00	387.81	99.7
	二区 右坑下三尺	176	57,301.00	325.57	83.7
	四区右坑 五尺	175	66,739.00	381.36	98.0
	合計	1,170	411,507.00	351.71	90.4
	合計の中には掘切りを含む				
七坑	右九坑 五尺	73	20,571.00	281.79	72.4
	右九坑 下三尺	88	32,790.00	372.61	95.8
	合計	250	81,457.00	325.82	83.8
	合計の中に掘切りを含む				

坑別	割当	遂行率%	(賃金) 一人当	(賃金) 上昇率%
2	493七	87.2	337.00	86.6
3	186	118.0	477.74	122.8
東3	241	93.6	413.11	106.2
5	396	88.0	307.61	79.1
七勝	61	120.5	381.56	98.1
西5	323	90.4	314.81	80.9
6	425	108.5	351.71	90.4
7	66	95.5	325.82	83.8
総計	2191	96.6	349.40	89.8

4月〜6月実績×0.7＝2,189七

ニューズ

96

会社……旧賃金協定を12月迄延長申入れ！

組合…圣過措置として支払を受ける…と表明

十一月十一日会社側より十月以降賃金について話し合いがしたい旨の申入れがあり、組合としては野田副組合長、鈴木書記長、小林給与部長三名が会社に出向き午后三時半より会社側今村常務、公次長、関勤課長と会談した。

会社側は冒頭

十月以降賃金については未だ窓口にも入れない状態で労使双方共不安な状態の中にあるので、何らかの形で今日の状態から脱皮した考え方をもっているので、次の申入を行いたいと表明、

申入書

十月以降賃金についてまだ交渉開始の運びに至りませんが、労使関係安定のため諸般の事情を考慮して左記の通り提案致します。

記

一、昭和二十八年十月一日より同年十二月末日迄の賃金は前協定を延長適用する。

一、東部の操業に関連する賃金取扱については別途協議する

右申入れます。

昭和二十八年十一月十一日

貝島炭礦株式会社
専務取締役　木松 [illegible]雄

貝島大之浦炭礦労働組合
組合長　横田 肇 殿

組合は以上の申入書に対し今日の賃金交渉の過程は炭労連盟間において交渉を合せ各々は委任しているのでこの申入に対する確答は出来ない。

明日の賃金支払については組合員は生活を維持しなければならないので経過措置として明日の支払を受けると回答。

会社はこの点については、労使双方夫々の考え方があろうから、敢えて組合の回答に対して旁々はいわない。

組合は直ちに会社申入書を持帰り中の斗争委員会に諮った結果、斗争委員会としては会社と組合との会談内容を確認した。

尚当日申入書を行った九炭斗傘下組合は、高松、大正、杵島であり二瀬、嘉穂については情報が入手されなかった。

九斗委十六日を目途に統一交渉開始

十一月九日才四回九斗委（九州地方斗争委員会）は賃払斗争の成果を検討し妥結拡大を摸索し大中斗十七号指令を継続すると共に十六日を目途に九鉱連と統一交渉を行い妥結出来るよう折衝することを決定した。

☆ 大之浦労組 教宣部 ☆

1952.11.12

昭和廿八年度秋季定期總会資料

28年度上期行動概況

もくじ

一、一般圣過報告
一、財務部行動報告
一、給与部行動報告
一、生産部行動報告
一、厚生部行動報告
一、教宣部行動報告
其の他
1. 東部開発完成に伴う配置転換に関する基本方針
2. 東部昼夜操業に関しての会社提案

1953·11·15 於 五砿会館 —— 大之浦炭砿労仂組合

一般経過概要報告

月	日	会議	摘要
四	一	福炭労直轄地区選挙対策委員会	衆参両院選挙に関する件、
	三	本部選挙対策委員会	選挙斗争に関する件・選挙活動について
	三	九共斗会議	選挙斗争に関する件
	六	炭労選挙対策委員会	阿具根、多田公行動日程について
	一〇	事務折衝	住民税撤廃について
	一一	企業整備反対斗争委員会	企業整備反対に関する件、基本方針の検討
	一五	執行委員会	選挙斗争について、公明選挙推進について
	一六	臨時総会	春季斗争資金の件、炭労公認推薦候補決定、役員改選延期について、
	一八	メーデー実行委員会	行事内容の検討
	二〇	本部選挙管理委員会	役員改選について内合せ
	二一	〃	役員改選要領打合 ①、スト規制法
	二二	〃	〃
	二七	宮田町地区合同メーデー	統一メーデーについて
		実行委員会	
五	一	宮田地区統一メーデー	
	六	資本別代表者会議	炭労九州地方本部設置について
	八	役員改選	三役専門部長の選挙
	一一	労働金庫理事会	あけぼの定期について、預金吸収対策
	〃	企業整備反対斗争委員会	三井、三菱を中心に検討
	一三	役員改選	支部担当役員選挙
	一四	九産労理事会	事務所移転について
	一五	福炭労地方委員会	九炭労設置について、大会開催の件 ②、休業者の件
	一八	九共斗代表者会議	九炭労大会対策
	一九	執行委員会	本部役員選出について
	二一	炭労学校組合運営協議会	労働学校存続について
	二三	執行委員会	定期総会開催、地方大会代議員選出、福労会総会について
	二五	資本別代表者会議	九炭労大会開催について
	二九	労働会館理事評議員会	労働会館運営について
	三〇	福炭労定期大会	九炭労も発展的解散大会
六	一	九炭労大会	九州地方本部結成大会
	二	〃	〃
	三	〃	〃
	六	執行委員会	本年度行動方針の検討、政治、労対委員会、予算の件
	一〇	九共斗代表者会議	二鉱企業整備の件
	一二	委員会	行動方針、専門部方針、予算、斗争資金の件
	一四	執行委員会	スト権集約について
	〃	定期総会	企業整備反対斗争、経常資金補正、表彰の件

月	日	会議	摘要
六	一六	福労金理事会	福金吸収について
	一七	支部長会議	教宣活動（スト規制法、企業整備）労働講座、
	二一	九共斗代表者会議	九共斗調査部長会議報告、上期々末手当斗争の件
	〃	救済委員会	森本氏救済の件
	二二	執行委員会	期末手当斗争、スト規制、企業整備反対斗争の件
	二二	福岡地区代表者会議	法斗に関する件
	二四	九共斗代表者会議	制御坑斗争報告、高松二坑仕繰の件
	二六	水害対策	宮田所水害対策について会社と折衝、主組合と連繋し見舞金会社に放出し
	二七	〃	〃
	二九	支部長会議	各支部水害情況報告、見舞金品に関する件
	三〇	執行委員会	期末手当闘交メンバー選出の件、水害見舞の件、教宣活動について
七	三	執行委員会	期末手当斗争の件、会社申入れの休業の件、
	七	団体交渉	臨時休業について
	九	執行委員会	地方委員会報告、九共斗代表者会議報告、法斗委員会報告
	一一	九共斗代表者会議	法斗、商斗について、スト禁反対二四時間スト突入
	一二	執行委員会	オ二波状況報告、法斗撤示座り込み上京の件、期末手当団交打合せ
	〃	団体交渉	
	一三	九共斗代表者会議	期末手当に関する件
	一四	執行委員会	各支部水害情況、四五月分会計報告、岩屋労組見舞の件
	〃	委員会	四、五月分会計報告、斗争資金の件、救済委員会報告
	〃	支部長会議	労働講座、教宣活動について
	一六	臨時総会	期末手当斗争に関する件、臨時斗争費に関する件
	一七	九共斗代表者会議	期末手当闘交各社状況報告、爾後対策
	一八	団体交渉	期末手当について
	二〇	〃	六、三〇〇円提示
		斗争委員会	期末手当に関する申入書の件、水害見舞金の件
	二二	支部長会議	教宣活動について（スト禁法反対）
	〃	団体交渉	期末手当、六、八〇〇円提示
	〃	九共斗会議	期斗各社状況報告、爾後対策について
	二三	斗争委員会	九共斗会議報告、スト通告の件、給与部会報告
	二四	団体交渉	期末手当七、〇〇〇円提示、午后十時再開、七、三〇〇円提示
	二五	斗争委員会	各社情況報告、通告書撤回の件
	〃	事務折衝	午前三時半より、七、五〇〇円提示
	〃	九共斗会議	期末最終打合せ
	〃	団体交渉	期末手当に関する件
	二六	斗争委員会	スト規制第三波の件、大正労組資金カンパの件
	二七	臨時総会	期末手当の件、大正労組支援の件、スト禁第三波の件
	三〇	県総評大会	二八年度行動方針、二八年度予算、労働組合除名の件
八	一	九共斗代表者会議	企業整備の件件各、大正、二瀬について
	二	執行委員会	期末手当配分の件、企業整備の件、求闘紙一五〇号紀念文 当番表の件、委員会開催の件
	七	九共斗代表者会議	杵島労組企斗の件

月	日	会議	摘要
八	一一	執行委員会	六、七月分会計報告、中央企斗委員会報告、企業整備対策委員会の件、委員会開催の件
	〃	戦術委員会	情宣活動の件
	一二	本部企業整備対策委員会	資料の検討
	一四	大手八社、九炭斗代表者会議	企業整備に関する件
	一七	九炭労企斗委員会	企業整備に関する件
	一八	執行委員会	企斗々争態形の件、教宣資料の件
	〃	地方ブロック会議	企斗に関する件
	一九	九炭斗代表者会議	〃
	〃	委員会	企斗委選報告、六、七月分会計報告、救済の件、中央大会代議員選出の件
	〃	執行委員会	中央企斗報告、九炭労大会代議員選出、西五坑公休出勤斗争指標の件、教宣活動方針検討
	二〇	企斗戦術委員会	企斗に関する件、賃斗予算追加の件、賃斗に関する件
	二四	九炭労臨時大会	
	二六	斗争委員会	九炭労大会報告、企斗構成確認、斗争資臨時徴収、炭労臨時大会の件
	二九	臨時総会	九炭労大会、賃斗委選報告、十月以降賃金斗争の件、中央大会議案審議、斗争資臨時徴収の件
	三〇	就業部、臨時斗争委員長会議	企業整備について
九	一～六	炭労臨時大会	企業整備反対斗争、十月以降賃金斗争、労働協約、その他
	八	執行委員会	企業整備に関する件、指令確認の件
	〃	企斗戦術委員会	企斗に関する職場組織の確立について
	一〇	執行委員会	機関紙五周年記念行事の件、三坑事故の件
	一一	九炭労代表者会議	九斗委員会構成の件
	〃	九炭斗代表者会議	賃金斗争、企業整備斗争について、九炭労斗争委員の件
	一三	三井三池斗争支援	二坑支部長外一一七名動員
	一七		二時間時限スト
	一九	執行委員会	中央企斗報告、斗争資臨時徴収の件、退職規程了解事項の件、総会開催の件
	二〇	九炭労代表者会議	企斗、賃斗オルグ報告
	二一	九炭斗代表者会議	各社情報交換、賃斗対策、企斗対策
	二二	企斗戦術委員会	教宣活動の件、ニュース車購入の件、二〇号指令について
	二三	労使会談	企業整備による人員整理を行わずと言明
	二三	執行委員会	会議内容報告、委員会、総会開催の件
	二六	〃	ニュース車購入の件、三池労組支援の件、二八日二四時間ストの件、賃金案説明、世論調査の件、二〇号指令の件
	〃	臨時総会	中央大会報告、賃金案説明
	〃	九炭斗代表者会議	中斗上京者の件、二〇号指令の件、二級企斗の件
	二九	本部企斗委員会	二坑配置転換の件、三坑掘進作業の件
	〃	執行委員会	企斗に関する件、九炭斗代表者会議報告、八月分会計報告、斗争資収集の件、二〇号指令変更の件、世論調査の件

月	日	会議	摘要
九	三	委員会	八月分会計報告、斗争費に関する件、健康保険取扱の件、専従者給与の件（スト中）スト中総会出席代賃金手当の件
	三〇	戦術委員会	教宣活動に関する件、二班オルグ派遣の件
	〃	本部企斗委員会	三坑掘進作業の件、二坑配置転換の件、三坑東部企業試区域の件

昭和二十八年上期（四月～九月）給與対策部行動報告概要

一、町民税一括納入及び還付金に関する件
一、賃金世論調査
一、期末手当斗争
一、毎月増産賞與配分作業
一、毎月賃金統計分析作業
一、毎月九産労賃金研究會
※その他開催せる諸會議各坑賃金専門委員會、生産給與合同部會研究會

一、昭和二十四年以降の大之浦炭坑に於ける「賃金と能率」の研究
一、新賃金斗争
一、職種表分析並びに原価分析作業
一、半年報作製作業
一、各社賃金の調査研究

斗争日誌

月	日	摘要
四	一〇	町民税精算について会社側と打合せ
〃	一五	福炭労調査部長会議（よろん調査要領説明会）
〃	一六	半年報作製
五	一四	給與部會（よろん調査の件）
〃	一一	給與部會（よろん調査の件）
〃	一八	給與部會（技能給査定の件、町民税還付決済の件）
〃	二〇	九産労、九産調、整理分析（各社）
〃	二一	最低賃金をめぐる諸問題について講演會（宮島久義氏）
〃	二五	福炭労調査部長會議（手当調査専門委員會）
〃	二七	給與部會（町民税年末調整還付金に関する件）
〃	二九	町民税打合せ會
六	四	町民税一括納入に関し町側と協議
〃	四	給与部會（技能給査定の件外）
〃	一九	賃金世論調査集約
〃	二二	九州炭労調査部長會議（第四中央調査部長會議
〃	二三	報告）
〃	二四	九共斗調査部長會議（期斗に関する件）
〃	二九	給与部會（技能給査定の件、期斗の件）
七	二	貯炭に伴う操業問題の各社状況調査
〃	三	給与、生産合同部會（貯炭の為の函送し作業の賃金取扱いの件）
〃	六	給与部會（技能給査定の件）
〃	八	給与部會（技能給査定の件）第二勤労課と交渉
〃	一〇	九炭労賃金専門委員會
〃	一二	期末手当第一回団体交渉
〃	一三	九炭労よろん調査集約（十月以降賃金）
〃	一六	九炭労よろん調査委員會
〃	一七	九炭労賃金専門委員會
〃	一八	期末手当第二回団体交渉
〃	一九	九炭労調査、生産合同委員會（請負給廃止の件）
〃	二〇	期末手当第三回団体交渉
〃	二二	期末手当第四回団体交渉、給与部會（技能給査定の件）
〃	二三	期末手当配分の件

月	日	摘要
七	二四	期末手当第五回団体交渉
〃	二五	期末手当第六回団体交渉
〃	二六	臨時総會（期末手当に関する件）
〃	〃	給与部會（各社期末手当配分内容等）
〃	〃	第二勤労課と技能給、期手配分交渉
〃	二七	各社期手配分状況調査
〃	二八	九炭労調査部長會議（十月以降賃金の件）
〃	二九	給与部會（期末手当配分の件）
〃	〃	給与部長上京（中央調査部長會議）
〃	〃	午後八時より期手配分小委員會（翌日午前五時可決）
〃	三一	中央第二回調査部長會議（賃金要求書作製の件）
八	二	第十四回執行委員會（期手配分の件）
〃	三	小委員會（技能給査定の件）
〃	七	給与部長帰山
〃	九	給与部會（中央報告、請負給廃止の件、企斗の件）
〃	一二	九炭労調査生産合同部會（請負給廃止の件）
〃	一七	九共斗調査部會（十月以降賃金の件）
〃	一八	給与部會（請負給廃止に関する件）
〃	二四	九州炭労臨時大會（企斗及び賃斗に関する件）
〃	二六	九炭労調査生産部長會議（請負給廃止の件）
〃	二八	給与部會（九炭労合同会議報告及び検討）
〃	二九	総會（十月以降賃斗及び企斗）　給与部長上京
〃	三〇	炭労臨時大會
九	九	給与部長帰山
〃	一一	九産労賃金研究會
〃	一四	給与部會（特殊公休賃金取扱の件）
〃	〃	第二勤労課と交渉
〃	〃	給与部長上京（賃金要求書作製の件）
〃	一七	企斗により賃金保障の件、他社調査、
〃	二一	會社と特殊公休取扱の件交渉
〃	二六	総會（賃金要求書の件　直江調査部長出席）

昭和二十八年上期（四月～九月）
保安生産部行動報告大綱

保安の部

一、砿山監督局保安調査入坑に際し大之浦保安委員も同行認らる

一、砿山保安規則一部改正に伴ふ説明会

一、英彦山神社安全祈願祭参拝の件（保安委員会）

生産の部

一、特定作業有資格者証明書代金の件

一、水害に伴ふ休業問題の件

一、企業整備反対斗争

一、九炭労保安調査団の件

一、二坑坑内直接夫職場転換の件

一、十月二十六日以降保安遵法斗争の件

斗争日誌

月日		摘要
四	二四	三井山野竪坑完成に伴ふ操作改訂調査
	二九	生産部会　生産協議会
五	四	勤労課に申入れ、賃金協定書内展覧書坑
		内々稼操作条項修正の件
		有資格者証明書補助の件
	五	七坑採炭査定及内替定員減少に付き操作
		改正の件
		三坑掘進(四気日坑道)査定基準の件
	七	保安委員会　保安規程変更の件、有資格者証明書代金会社負担の件
	二六	有資格者証明書証明書だけ個人負担申入あり
	二八	於福岡商工会議所企業整備対策講座
	二九	生産部会　生産協議会
	三〇	有資格者証明書代金個人負担二十三日打出す
		小職種人員調査
六	三	有資格者証明書及内替の件会社と話合
	四	七坑内採選傷害実情調査
	六	生産部会（出炭方針）
		七坑採炭切羽変更の件会社申入れ
	八	七坑々内調査

一、七月一日からの全国保安週間各坑宣伝の件

一、保安規則改正に伴ふ大之浦保安規程採砿関係改正小委員会設置

一、七坑採炭切羽採掘中止に依る採炭夫移行の件（七坑内標準作業量の件）

一、東三坑採炭夫十八名掘進転職の件

一、九月二十四日以降減斗争の件

一、盆休持給賃金取扱の件

一、三坑採炭カッペ訓練の件

一、東部開発の件（三坑採炭夫四五坑西水平十三尺払作りの件）

月日		摘要
六	十	三坑東部開発坑外現場調査
	一二	二瀬潤野砿基準外の件に付き調査
	一五	生産部会（職場代表者会議開催について）
	一七	保安委員会（全国保安週間について）七坑採炭様について話合
	一九	七坑下三尺払中止に伴ふ採掘計画事務折渉
	二〇	七坑採掘計画について話合（本社にて）
	二四	保安週間について保安課と折渉
	二五	七坑採炭夫問題解決す（七月一日より実施）
		二坑斜区採炭夫三六名仕繰掘進に臨時転職させたい旨会社申入す
	二六	二五日の豪雨による七坑々内出水拡大実情調査、
		保安委員会（保安週間宣伝について）
	二九	東三坑三尺昇三坑向い貫通ヶ所に喰違い生じ九月中に貫通させるため不足の掘進夫一八名を採炭夫より臨時転職の申入れあり
	三〇	全国保安週間各坑宣伝巡回す
七	二	東三坑々内東部開発情況調査
	三	会社水害による六日からの休業申入れ
	四	内数七筑豊炭鉱操業情況の実情調査

月	日	摘要
七	五	各坑貯炭場調査、貯炭場写す
	六	直方配車情況調査、若戸方面貯炭場調査
	七	生産部会（休業問題其の他）
	八	明治赤池情況調査（貯炭の件）
		生産部会（採炭夫転職の件）
	一三	生産部会（休業問題に伴う休日変更について）
	一七	鞍手生産合同会議
	一八	九炭労生産部長会議
	二一	保安委員会（宗像神社）
	二三	生産部会（内権協定書に関する件其の他）
	二四	生産部会（職場会議の件）　全国保安優良区員表彰者選定
	二五	生産部会（時限ストの件其の他）
	二七	二時間時限スト決行す（早昇坑）
	二九	生産部会　生産協議会
	三〇	三坑に於て東三坑採炭夫転職問題協議決定す
八	四	七坑の件　実情調査
	八	保安委員会（大之浦保安規程第三の件）其の他
	九	直方市警察会議室で鉱山保安規則一部改正説明会
	一〇	西五坑第二水平坑道崩落採炭作業不能臨時休業す（保証給）
	一一	六坑外線古賀金三郎代用傭使死亡に伴う現場調査
	一二	九炭労生産部長会議
	一八	三坑第二水平の採炭切羽中止一般取扱
	二〇	生産部会長三井三池実情調査
	二二	生産部会（企業整備反対斗争対策）
	二五	二〇日から延日保安要員等編作製のため部会開
	二六	九炭労調査生産合同部長会議
	三一	生産部会　生産協議会
九	四	若松港湾貯炭調査
	八	保安委員会（坑道大防じんマスクの件其の他）
	一四	六坑々内調査
	一五	生産部会（時限スト反保安闘争の件）
	一六	生産部長会議（三坑労組に於て）盆の特休賃金取扱について会社と協議
	一七	二時間時限スト決行す（甲野坑）
	一八	西五坑時限スト実施に付き西五坑調査
	一九	生産部会（臨時休業の件）
	二一	採炭切羽及カッペ使用について会社に申入れ
	二二	生産部会（一四日以降二〇%減産ストについて）
	二三	生産部会（二〇%減産ストの実施方法決定）
	二四	炭労指令による違法斗争実施す

月	日	摘要
九	五	保安委員会（小委員会　大之浦保安規程について）
		生産部会（三号指令について）
	六	生産部会（保安要員の件）
	二七	各坑生産執行委員九共斗全下各坑分スト実施情況調査
	二九	二坑職場転換の件（採炭夫優遇は配置転換）
	三〇	生産部会　生産協議会

終り。

昭和二八年度上期

厚生部行動報告

一、衛生及び伝染病対策

二十七年度下期より引続いた赤痢（疫痢）発生は、梅雨期より初秋にかけてほとんど上期一杯猛威をふるい東部坑より西部坑にかけて傳染して行った。おまけに日本脳炎患者三名（中一名死亡）を出し各支部共にその対策になやまされ患者発生の都度周囲の集団検便を行い患者は勿論保菌者も強制収容して伝染を防いだ。

四月より十月迄に眞性、疑似患者二八一名、保菌者一九〇名、計四七一名、中大人の死亡者はなかったが幼児十五名が死亡している。

隔離対策として、従来の隔離病棟（三十床）で収容出来ず三病棟の一部を使用、尚不足したので前券二保育園跡を臨時隔離所に当てた。その上乳幼児以外の家族の附添迄禁じた程であった。

防疫対策としては社宅の便所（共同）改造によるハエの発生予防、消毒薬散布も充分に履行され、特に塵介及糞尿処理も相当額をかけて実施された

現在はやっと愁眉を開ける状態になったが、尚監視は充分行っている

一、医療対策

本院の施設改善は第二手術室、分娩室、炊事場、特別調理室等完了現在使用中

分院は二坑分院病棟八室改造を終っている。尚本院調乳室、六坑分院の改造は予算通過され、第三・四半期に着工予定

医師の移動は本院の皮膚科及耳鼻科に交代があり、看護婦は今迄の見習が昇格したので充実された。その他看護婦養成も行われ、新制中卒二十名が今年の養成人員である

尚、救急車の料金も決定今迄の入退院の際の不便を補って居る

一、住宅（寮）対策

大体に予定通り実施された支部と若干のヅレが生じた支部はあったが、第一・四半期はどの支部も寮が中心となり改造された。之は昨年よりの会社との約束に基くものである。

尚、今期は未曽有の水害等で部分的な修理が目立っている、その他外柵及排水溝の修理も行われた。

寮改造　六棟。　社宅改造九棟。　屋根完全修理十二棟。　建具その他二十四棟。　畳床一一一〇枚　畳表一二六〇〇枚。　ガラス二六七函　――入荷済――

又、住宅不足について新築も会社に強く要望している。社宅不足で順を待っておられる組合員も数百名に及んでいる現状である。

一、健康保険及び厚生年金保険対策

今年は健康保険法及び厚生年金保険法の一部が改正された。即ち九月一日より加入業種が増加した事、標準報酬等級の変更、療養給付期間が三年に延長された事である。

大之浦健康保険も原則として五・六月の実績による標準報酬等級の変更が十一月からなされた。

尚、厚生年金保険で始めて坑内夫にその養老年金受給資格者が出来る事になった。即ち昭和十七年六月より、昭和二八年十一月迄引続いて坑内夫として稼働した人がそれである。

これ等の対策はニュース及び携帯紙等で具体的に説明周知徹底に努力した。

改正に際して事前に炭労及び総評で対策を練られ、働く者に有利な改正がなされる様中央保険審議会にも働きかけ、革新政党にも協力を要望斗って来たが遂に国会で押しきられ不満な法の一部改正になったのである。

養老年金額の引上げについても、近く国会で行われるが労働者側の案がどれだけ取り入れられるか疑問である。

厚生部としては十一月以前に停年その他で退職して行く人のために受給資格が取れる様な対策を会社に申入れ了解実行されている

一、結核対策

労基法による昭和二八年度全従業員一斉検身が三ケ月に亘り行われた。その結果の集約は病院側で未だ完了していないが相当数患者の発生を予想されている。

現在本院の結核病棟（三〇床）も満床で貝島結核療養所も現在七二名の入院患者（内訳は㊥男子四八名女子六名、㊞男子四名　女子一六名）である。今度検身の結果がはっきりすると此処も一〇〇床のベッドが満床になろう——今后は増築を要請しなければならない。

火災に備えて小型消火ポンプを購入常備している。

珪肺の問題は現在中央炭労或は国会にてもその対策は研究されて居る。当大之浦炭砿には未だ珪肺と診断された患者はいないが普通患者のレントゲン検査等で特に珪肺症状の有無については注視される様要望している

一、食糧対策

米穀年度代りの十一月を控え懸案の炭砿非加配対象者の㊞根廃止の件、家族加配存続の件、来年度の炭砿米喰率七二%の維持、此の三点について九炭労代表として上京陳情、一応の目的は果して帰山、即ち　非加配対象者の件は条件付で存続　家族加配の件は従来通り、米喰率は大体七二%（内容同じ）持続に決定

一、水害対策

今次水害に組合員の被水害者は一部社宅内にあったが大部分は町部の通勤者で可なり悲惨な方もあった。厚生部は執行委員会の委託によりその実情調査の結果

被害戸数一一二戸（内訳・家屋倒壊一、水埋没二、流失四、半壊五　家具流失三　床上浸水九六（家を含む）その他一戸）に対し執行委員会の決定により、組合員一人一〇円の資金カンパで一・〇〇〇円・五〇〇円、三〇〇円の割で見舞金を出し、その被害の実情に応じて労金より水害救済貸金（特別貸金を含む）五〇万〇〇〇円を各支部被害者に貸付けている。その他労金の幹事組合として遠賀地区の各組合被害者の救済処置に当った。

一、労金貸付による組合員救済対象

貝島炭砿労組共済資金貸出対策委員会を設置し、生活上高利借用金に苦しむ者、又は不慮の災害にあった場合の者に対して労金規定利子によって救済資金を貸出した。

総額五〇〇万円を各支部に配分したが、貸付法に不満足な点があり尚研究すべきだと思っている

一、生協対策

九炭労の厚生部長会議でも現在三菱系労組、高松労組で行われている生協組織について検討の結果、組合員の利用度合が芳しくないので、会社現購買会を生協組織に切りかえる方法を研究されている。

現在の会社配給所の販売制度が独禁法の価格調整法に抵触される恐れもあり、会社も早晩会社経営より切り離し独立して採算の合う様経営しなければならないらしい。会社に対して申入れたが労使双方よく研究して見る事になっている。一般組合員の啓蒙は社内紙を使ってやりたい（代議員に資料配布済）

一、体育対策

学童及び組合員が体位の向上親睦を目的として各支部で色々なスポーツ行事が催され良好な成績を上げた。種目は運動会・野球・ソフトボール・相撲等

労働省主催の全国労組体育大会に　貝島労組野球部、女子卓球部は地区予選で勝ち県大会に駒を進めたが野球部は　優勝、卓球部は惜敗、野球部は福岡県代表として九州大会に出場したが鹿児島県代表に屈した。

日誌

月	日	摘要
四	一六	生協資料集めの為生協連合会行き
	二四	厚生部会・労ム加配前借分納・赤痢対策
	二八	県主食委員会
五	四	赤痢対策について会社折衝
	〜七	〃
	一二	九全労厚生関係調査
	一六	福炭労厚生部長会議
	二二	直方労政事ム所体育大会打合せ
	二五	県主食委員会
	二七	新光園面鉄バス停車について国鉄ベス営業部と交渉
	三一	体育大会直鞍地区予選
六	五	三菱・奥島・高松厚生懇談会・引続き福対協幹事総会出席
	一九	厚生部会（赤痢発生状況、糞尿処理、配給所物品月賦販売）
	二五	県主食委員会
七	二	水害による主食欠配にそなえて直方食糧販売連合会と交渉
	八	勤対協幹事会
	一二	労金水害貸付に対する報告集約（新入労組）
	一九	保菌者休業取扱について保険組合と交渉
	一三	厚生部会（被水害者貸出金、赤痢保菌者の入院手当静養期間の件）
	一五	九炭労厚生部長会議
	一八	特別非常貸金の枠獲得の為労金に水害状況の説明
	二〇	厚生部会（被水害者見舞金と水害による政府特別貸金労金予託について）
	二二	九炭労資本別厚生部連絡協議会
	二三	県体育大会主将会議
	二四	県主食委員会
	二五	県体育大会
	三一	牛乳配分及燃料配分について会社交渉

月	日	摘要
八	二	労金理事会
	五	鉱害補償について直方基準監督所及び労政事ム所ゆき
	六	九炭労資本別厚生部長会議
	一一	佐賀地区厚生部長会議
	一二	長崎地区 〃
	二四	剣町・西川村各労組炭労会費・斗争費納入督足
	二六	生協自立について会社に申入
	二八	県主食委員会
九	三	豊徳及目尾問題法廷斗争の件
	八	改正厚生年金法解釈について直方社会保険出張所向合せ
	〃	運動会用米の配給日変更の件について直方食糧公団と交渉
	一〇	厚生部会（救急車使用料金の件、企斗に伴う傷害と結核患者取扱注意の件、養老年金該当者の取扱について）
	一九	九炭労資本別厚生部長会議
	二〇	会社と救急車使用料金交渉
	二四	全国労組体育大会九州大会
	〜二七	〃
	二二	厚生部会（保険法一部改正による取扱の説明、救急車使用料金確認、生協対策）
	二八	県主食委員会
	三〇	九炭労資本別厚生部長会議
一〇	八	直方食糧販売部組合に米質向上要請
	九	九州労需物資会議
	一一	炭砿主食陳情上京
	〜二五	〃
	一五	厚生部会（生協対策、物品販売について）
	二一	〃（斗争による自治対策について）
	二七	県食糧課、石炭協会・石炭局に上京報告
	二八	県主食委員会

昭和二十八年度

上期教宣部行動概況

一、情宣活動

スト規制法、企業整備反対斗争及び夏期々末手当斗争と各々生活权と基本权を守る斗いに全精力を傾注これが教宣活動を行う。

１、教宣旬会

六月十七日　オ一回旬会　スト規制法及び企業整備反対斗争情宣について
六月三十日　オ二回旬会　期末手当斗争について
七月十四日　オ三回旬会　期末手当斗争について
八月廿四日　オ四回旬会　企業整備反対斗争について
九月三十日　オ五回旬会　十月以降賃金斗争について

２、各支部一斉学会

七月六日〜十二日
全執行委員が小グループ毎に期末手当及び企業整備反対斗争について
八月十八日〜二十二日
十月以降賃金斗争について、殊に請負給撤廃、その他要求項目に基く五大方針の徹底化

３、三輪車によるマイク宣伝活動

九月十八日
企業整備反対斗争について全坑に亘って情宣
九月二十八日
闘斗オ二号指令（二十四時間スト）撤廃のため全坑に亘って情宣

二、新聞紙活動

１、内容については編集会議を常に開いてこれが向上に努めたが充分とはいえない点があるが、しかし乍ら従来よりも紙面のニュースバリューに留意したことは一つの向上と言えよう。

２、八月三十日、全国新聞紙コンクールに出品し発表は十一月末日になっている。

３、発行号数は別紙参照

三、教育活動

定期的に労仂講座を開催し教育向上に努めたるも、遺憾乍らその成果は充分とは言えない。即ち聴講者が極少数者であったこと。この点については研究しなければならないが要は動員計画についもっと検討し、組合員が容易に聴講し得る対策をとるべきである。

１、労仂講座

六月二十一日　オ一回労仂講座（本部）日本経済の動向、吉村九大教授、浅山論説委員
七月二十四日　オ二回労仂講座（本部）十月以降賃金について、正田九大教授
　戦後の日本に於ける労仂政策、中尾九大研究生
八月三十日　オ三回労仂講座（本部）合理化に伴う企業整備について
　戸木田九産労事務局長、引続き討論会開催
九月十四日より十九日迄　オ四回労仂講座　各支部巡回
九月十四日　三坑支部　現下の経済問題　九大[illegible]助教授
九月十五日　四五坑支部　日本経済の動き　九大[illegible]助教授
九月十六日　五坑支部　現下の経済問題　九大奥田助教授
九月十七日　二坑支部　賃金問題について　九大正田教授
九月十九日　六五支部　日本経済情勢について　浅山西日本論説委員

四、文化活動

文化活動については青年婦人を主体とした各種サークルの結成等を検討していたが、実施までに至らず、下期でこれが具現化に努めたい。

1、映画（各坑巡回）

五月五日〜八日	三大物語
六月一四日	泣虫記者
六月一八日〜二一日	ひめゆりの塔
七月二二日〜二五日	真空地帯
八月三〇日	お染久松
九月一六日〜一九日	村八分

2、文芸募集

八月五日　機関紙一五〇号記念……論文・小説・短歌・俳句・写真
九月九日　機関紙四周年記念……論文・詩・標語

五、世論（農市民の提携）

宮田町農民組合、或いは中小企業者との懇談会等の計画をしこれが実現に努力したが、時たま水害のため計画も無意に終る。しかし乍らあく迄労仂者・農民・市民との提携に全力を傾注したい。

八月二八日「よみがえる淮河」上映のため宮田町民の有志を案内

六、青年婦人対策

組織の再編成についてはまだ検討中。今期中には大綱だけでも計画したい。

1、労仂講座及び映画「ひめゆりの塔」を上映

ニュース発行

月	日	号数	摘要
五	一八	三六	福炭労発展的解消し、新執行委員の選出終る。
五	二八	一	襲いかかる企業整備の嵐・
六	二	二	強力なる組織の確立を、四年間の厂史を閉じた福炭労。
〃	三	三	スト禁法の血祭りに、斗争態勢の確立を急げ。
〃	〃	四	九州各組織結成大会開かる
〃	四	五	行動方針に論議集中
〃	五	六	委員長に山本経勝氏決る。
〃	六	七	スト規制反対斗争に準備指令
〃	一三	八	スト規制反対斗争態勢確立準備指令。
〃	一三	九	企業整備反対斗争指針案
〃	一五	一〇	春季定期総会、企斗、行動方針を決定。
〃	一八	一一	期末手当斗争推進に関する指令。
〃	一九	一二	激化の一途を辿る企業整備。
〃	〃	一三	スト規制反対斗争に関する指令。
〃	二三	一四	下山田坑にも企業整備。
〃	二四	一五	期末手当三〇〇円に要求書提出。
〃	二七	一六	才二回連絡共斗会議。
〃	〃	一七	才三回連絡共斗会議。
〃	二九	一八	火蓋を切つた夏期手当斗争
七	一	一九	世論調査集約終る。
〃	〃	二〇	期末手当斗争火蓋切る。
〃	〃	二一	七月六日より一斉常会開く。
	三	二二	会社「休業」の意向を表明。
	四	二三	休業問題依然緊迫化す。
	五	二四	スト規制法粉砕決起大会開催に関する指示。
	〃	二五	会社九日以降休業を表明。
	〃	二六	スト指令山元に飛ぶ。
	八	二七	九日以降の休業を撤回する。
	九	二八	法斗判決才二号(一)
	一三	二九	期末手当才一回団交開く。
	〃	三〇	古河十三日四十八時間スト突入
	一五	三一	田川労組執行部総辞職す。
	〃	三二	斗争委員会、資金カンパ等を確認 才二回委員会終る。
	一七	三三	緊急臨時総会報告。
	〃	三四	スト責任追及に法廷斗争、九炭労地方に上申。
	一八	三五	古河八四〇〇円で妥結す。

月	日	号数	摘要
七	一八	三六	明九労から脱落の謝罪文。
〃	一九	三七	経理の説明で引止す、期斗才二回団交。
〃	二〇	三八	才一次案六、三〇〇円組合同調にせず一蹴。
		三九	期斗重大段階に突入。
〃	二二	四〇	六八〇〇円提示。才四回団交。
〃	二四	四二	二七日各方二時間ストを決行。 スト禁反対才三波。
〃	〃	四三	九金労、企業整備の申入れ。
〃	二五	四四	期末手当世論調査集計表。
		四五	スト突入指令に関する指示。
		四六	七、〇〇〇円提示(一三次案)期斗才五回団交。才五次案七、五〇〇円斗争委員会了承。
		四七	期末手当了解事項。
		四八	了解事項に到達、代会決定をまつのみ。九炭斗(大正、二瀬除)妥結。
〃	二六	四九	スト突入指令。(法斗)
		五〇	国会左り込み隊各所で活躍。
〃	二八	五一	七、五〇〇円確認(期斗臨時総会)
		五二	二瀬、大正妥結、三井のみ未解決
〃	二九	五三	スト禁法政府案を承す。参院敗戦速報。
八	二	五四	期末手当配分方法決る。
〃	八	五五	中央八社ブロック企斗決定。交渉はすべて中央で。
〃	一二	五六	中央八社ブロック企斗方針確立。 九州炭労ブロック企斗構成。
〃	一三	五七	はね返せ企業整備、大之浦斗争委員会の構成成る。
〃	一八	五八	企業整備各社状況。
		五九	炭労斗争宣言。
〃	二三	六〇	斗う三井三池の様相。保安遵法斗争で大きな成果。
〃	二七	六一	〝斗う九州炭労〟臨時大会終る。
〃	二八	六二	スト規制法反対斗争経過概況。
		六三	企業整備反対斗争状況
〃	三一	六四	斗争資金積立決る。(臨時総会)
九	四	六五	指名解雇に対し反撃に起つ三池。
〃	五	六六	杵島連合の斗いを支持、会社切崩にかかる。
〃	〃	六七	九州企斗発指令才三号。
〃	七	六八	スト権を中斗に委任、炭労大会。

ニュース発行・机関紙

月	日	号数	摘要
九	七	六九	中斗の構成きまる、大会速報(2)
〃	九	七〇	企斗発オ一五号。
〃	〃	七一	企斗発オ一六号。
〃	〃	七二	企斗発オ一七号。
〃	〃	七三	日鉄二瀬七百名の首切り案出す。
〃	二一	七四	中斗、退職規定きめる。
〃	二五	七五	会社企業整備に伴う人員整理行わずと言明。

教宣資料

六	四	一	、企業整備。
〃	一三	二	MSA援助は日本に何を求めようとしているのか。
〃	二九	三	スト禁止法案反対ストは合法である。
七	二一	四	スト規制法オ三波に備えて。
八	一九	五	新賃金斗争教宣資料
〃	二六	六	当面の斗争に関する指示。

月	日	号数	摘要
五	八	一三九	メーデー、三役決定、世論調査実施。
〃	一五	一四〇	炭労九州地方本部設置本決り。
〃	二二	一四一	労働協約違反特集。
〃	二九	一四二	スト規制法案葬れ。文芸作品発表
六	七	一四三	九炭労　・、炭労解散大会，
〃	一六	一四四	定期総会。
七	八	一四五	水害による郵送杜絶、会社休業申入れ。
〃	五	一四六	期斗オ一回団交。
〃	二九	一四七	婦部総会、七五〇〇円確認。
八	五	一四八	期末手当配分決る。
〃	一二	一四九	中央八社ブロック企斗決定
〃	二六	一五〇	企斗特集。文芸作品審査発表
九	四	一五一	賃斗臨時総会、九炭労大会
〃	九	一五二	炭労臨時大会、四周年紀念行事。
〃	二五	一五三	人員整理行わず。机関紙についての座談会。

ニュース

97

"東部起業"遂に完成!!

組合・斗いの基本方針を樹で決定

東部開発完成に伴う配置転換に関する基本方針

人員整備はしないという会社発表で一応企斗は回避された状況にあった……が

こゝに東部の完工に伴って、企業合理化が現実の問題となり、これを好機として会社は実質上の企業整備を併せて断行の意図なしとは考えられない。

従って労組としては依然企斗の一環であることを考察し次の方針でこの問題に対処して行う

一、東部開発工事の完成は労組として否定する何物もない。　只この機械化による労働強化と首切りの発生は絶対反対する。

二、配置転換については人員計画、生産計画の発表を労組として検討し、その適正化については充分措置せねばならない。

三、配置転換料については職種、職場の関係を考慮し適当額を要求する。

四、右の方針を推進するために企斗委員会は総会の決定に依って一切の権限を有するが、更に企対委を拡大強化し当該支部長、生産部各執行委員及び生産給与部員を加えて企業、防衛の任に当る。

五　団交の場合における交渉員は企斗委にて決定する。

六　毛勝、露天の休廃の会社態度が明白になった場合は勿論労組は今よりその実態を検討し、是非の態度を明確にする措置をとること。

この場合　炭の有無、採算の問題、完全配置が前提にならねばならない。

以上

☆ 大之浦労組

教宣部 ☆

1953.11.13

ニュース 98

会社、東部起業に伴う配転、毛勝坑廃坑を示す

組合回答を留保 斗争段階に入るか

企業整備の総本山として三ヶ年に亘つて吾々の注視の的になつていた東部起業は、当に十二月一日から操業を開始することになつた。

吾々は、東部起業がもたらす問題点については夫々の立場から検討し、殊に今次炭界をゆさぶつた企業整備と並行に必ず当大之浦に於ても企業整備はあり得るという断定のもとにその対策に万全を期していたが、結果的には組合員各位が周知する如く人員整理はしないという会社提案で一応終止符をうつた。

しかし乍ら、吾々は第二の問題として残されている東部開発に伴つて企業整備の形は早晩惹起するであろうという考え方から斗争態勢をとくことなく態勢の強化を図っていた。

かかる状態の中にあつて、会社は遂に十一月十三日〃新坑採炭に伴う人員計画、生産計画〃の全貌を明らかにするに至つた。会議は午前十時より本社会議室でもたれ、会社は約一時間半に亘つて東部起業に対する諸計画とその協力方を要請した。

これに対し組合は若干の質疑を行うと共に後日回答する旨を表明正午会議を打切った。

新坑操業に伴う會社提案

今村重役より「東部が近く操業することになつたので多数の人を配置転換しなければならないと考えている。これについての人員計画並びに生産計画を発表したいし

続いて岡部重役より左の計画の説明がなされた。

☆ 大之浦労組 教宣部 ☆

1953.11.13

二十九年度以降については計画されていないが、より一層能率の上昇に努めたい。

以上の人員計画、生産計画に基いて今村重役より、

「新坑操業に伴って東三坑、三坑の間接夫に過剰を生ずる（十二月の現業に際し直接夫六一名不足坑内間接夫四八名、坑外夫八一名余剰、これを全部直接夫に充てる考え）しかしその半面直接夫は不足の状態になる。よって間接夫より直接夫に転職させねばならない。といって東三坑、三坑の間接夫のみでは充足出来ない、殊に新規採用はしない基本方針であるので、この不足の分については現在の大之浦の従業員の中から充足してゆきたい」

この基本的考え方から、次の調整案を提案したい。

新坑操業のための所要人員調整案

一、人員の調整について

(1) 新坑操業のための所要人員は原則として、現在の三坑、東三坑従業員を以て充てる。

(2) 職種別所要人員は、原則として現在の職種のものを以て充てるが過不足を生ずる場合には、他職種との間で調整を図る。

(3) 所要人員に三坑、東三坑従業員で、過不足を生ずる場合には他坑との間で調整を図ることもある

(4) 前記(2)(3)により職種間並に坑間の調整を行う場合には希望者の中から適格者を選定することを本則とする。

(5) 右により、予定人員に達することができない場合には、組合の意見、本人の能力、意向等を考慮して指名することとする。

(6) 前記(3)に関して特に毛勝坑従業員は種々の事情から一月以降原則として新坑に転坑せしめる。
但し社宅その他の関係から西五坑及び五坑へ転坑せしめるものもある。

二、調整による転職、転坑者の取扱

(1) 調整により転職するものには左記の転職手当を支給する。

坑外夫から直接夫への転職　三、〇〇〇円（税込）
坑内間接夫から直接夫への転職　一、五〇〇円（税込）
坑外夫から坑内間接夫への転職　一、〇〇〇円（税込）

(2) 調整により転坑するものには転坑手当として五〇〇円（税込）を支給する。
但し毛勝坑より五坑への転坑者を除く。

(3) 転坑により社宅の移転を必要とする場合の取扱は左の通りとする。
1、住居移転規則第十九条に定めるところにより確定手当を支給する。
2、移転日に出勤を要する場合は有給出勤扱とし、健康保険標準報酬日額一日分を支給する。
3、荷物運送については便宜を与える

以　上

尚

新坑操業に伴う賃金取扱案として

十二月一日より新坑を操業することとなるがこの賃金は次のように取扱う

(1) 採炭夫、坑内掘進夫、坑外運搬夫及び運炭夫については当分の間標準水準を設定せず固定給的形態によって賃金を支払う、この場合従業員が誠実な労力を提供する限り会社としては取扱別に従来の実績程度を下らないようにする　なお採炭夫については奨励給的形態を設けることがある

(2) その他の職種については当分の間昭和二十八年二月二十三日付賃金協定を準用する

(3) 職員勤務者については前記にかかわらず別途考慮する

以上の提案がなされた。

これに対し組合としては疑義の点の解明を求めた。

組合　毛勝坑を廃坑にする理由について

会社　毛勝坑は既に炭量がない、仮りに継続するとしても早晩廃坑しなければならないし、その際は当然人員整理も考えられるので、この際東部の方に廻ってもらいたい

理由としては

① 毛勝を新坑開発するとしても出水で困難である

② 第一盤天は地すべりの危険がある

③ 第二盤天は自然発火等で山元の燃料炭にもならない現状である

組合　出炭計画の基礎は何に求めたか

会社　過去の実績に依る能率及び諸情勢を勘案して計画した

組合　坑外夫から直接夫に廻すとしても坑内外の比率はどう考えているか

会社　出来るだけ少くしない限り大之浦の再生はあり得ない、よって一人でも多く直接夫に廻ってもらいたい

組合　出炭計画と賃金をどう考えているか

会社　賃金は協力してくれれば従来の賃金を下廻らない賃金の保障をしたい、稼作についてはしばらく測定しない、しかし東部以外は前協定通りでゆきたい

組合　現在の計画表の中には除籍者はないか

会社　首切りはしない方針であるので、その点は考えていない

最後に組合としては、本日は説明をききおく程度で止めたい、正式機関に諮って組合としての方針を申述べたいと回答、これに対し会社は十二月一日より採炭にかかるので出来るだけ早く交渉をもつべく配慮して欲しいと協力方を要請、約二時間に亘る会談を打切った。

[illegible]
[illegible]
[illegible]別
梅本本、本
本　二
[illegible]

昭和28年4.5月収支報告書　（一般会計）

	大科目	小科目	4.5月予算額	4月	5月	合計
収入之部	繰越金		4,219,073.37	4,219,073.37	4,047,113.87	4,219,073.37
	組合費		2,450,000.00	2,577,497.00	2,702,007.00	5,280,504.00
	加入金		10,000.00	15,000.00	5,200.00	20,200.00
	雑収入		10,000.00	32,025.00	18,760.55	50,785.55
	計		6,689,073.37	6,843,595.37	6,974,181.42	9,770,662.92
支出之部	人件費	給料	810,000.00	812,680.00	880,372.00	1,693,052.00
		家族給	64,000.00	62,800.00	64,880.00	127,680.00
		雑給	120,000.00	75,436.00	20,060.00	95,496.00
		計	994,000.00	950,916.00	965,312.00	1,916,228.00
	旅費	旅費	32,520.00	34,445.00	45,345.00	79,790.00
		上京費	30,170.00	12,460.00		12,460.00
		計	62,690.00	46,905.00	45,345.00	92,250.00
	物件費	備品費	5,000.00	53,310.00	1,640.00	54,950.00
	事務費	文具費	26,000.00	38,810.00	3,335.00	42,145.00
		消耗品費	3,000.00	390.00	5,740.00	6,130.00
		図書費	8,000.00	5,530.00	9,095.00	14,625.00
		通信費	4,000.00	4,217.00	5,385.00	9,602.00
		印刷費	5,000.00	18,840.00		18,840.00
		計	40,000.00	67,787.00	23,555.00	91,342.00
	会議費	委員会費	4,000.00	450.00	14,100.00	14,550.00
		会議費	30,000.00	50,927.00	24,822.00	75,749.00
		分会会議費	15,000.00	200.00	9,480.00	9,680.00
		計	49,000.00	51,577.00	48,402.00	99,979.00
	事務所費		10,000.00	10,000.00	100.00	10,100.00
	組織事業費	機関紙費	80,000.00	68,985.00	59,930.00	128,915.00
		支部費	330,000.00	309,850.00	235,150.00	545,000.00
		青婦部費	69,100.00	69,100.00	69,200.00	138,300.00
		行事費	53,500.00	167,958.00	55,963.00	223,921.00
		計	532,600.00	615,893.00	420,243.00	1,036,136.00
		渉外費	9,000.00	19,612.00	12,624.00	32,236.00
		[illegible]	260,120.00	220,110.00	176,110.00	396,220.00
		[illegible]	39,000.00	49,463.00	38,047.00	87,510.00
		雑費	40,000.00	25,662.50	32,825.20	58,487.70
	予備費		102,110.00			
	積立金		500,000.00	500,000.00	500,000.00	1,000,000.00
		[illegible]		50,000.00	381,290.00	431,290.00
		[illegible]		130,000.00	38,590.00	168,590.00
		[illegible]		5,150.00	51,085.00	56,235.00
		[illegible]			320,000.00	320,000.00
		計	2,178,000.00	2,796,481.50	2,056,371.20	4,852,852.70
繰越金			4,219,073.37	4,047,113.87	3,917,810.22	3,917,810.22
合計			6,689,073.37	6,843,595.37	6,974,181.42	9,770,662.92

繰越金明細　（一般会計）

負債之部		資産之部	
科目	金額	科目	金額
借入金	5,000,000.00	現金	63,654.00
仮受金	82,306.00	銀行預金	1,261,054.21
基金積立金	1,367,223.00	会社預金	2,698,821.91
繰越金	3,917,810.22	信託預金	1,669,641.00
		労金預金	5,000,000.00
		労金出資金	500,000.00
		仮払金	202,700.00
		貸付金	763,690.00
計	10,368,449.22	計	10,368,449.22

未決算勘定明細　（一般会計）

仮受金明細		仮払金明細	
費目	金額	費目	金額
[illegible]事務所開設仮受	37,126.00	通信講座料仮払	100.00
株主会費仮受	48,170.00	斗争費仮払	200,000.00
労務誌代仮受	400.00	労務誌代仮払	2,600.00
[illegible]代仮受	450.00		
計	82,306.00	計	202,700.00

借入金明細		貸付金明細	
費目	金額	費目	金額
補償金借入	5,000,000.00	住宅建設貸付二坑支部	434,730.00
		〃　西坑支部	328,960.00
計	5,000,000.00	計	763,690.00

罷業(費)積立金明細

支部名	予入額
本社支部	2,000.00
二坑支部	21,900.00
三坑支部	29,000.00
五坑支部	22,500.00
山坑支部	100.00
計	75,500.00

昭和28年上期(自6月至9月)収支報告書

(一般会計)

	大科目	小科目	6月~9月予算額	月割予算額	6月	7月	8月	9月	合計
収入之部	繰越金		3917810.22	3917810.22	3917810.22	4560388.22	5060528.22	4875810.22	3917810.22
	組合費		10200000.00	2550000.00	2732538.00	2602387.00	2511924.00	2398459.00	10245308.00
	加入金		4000.00	1000.00	12400.00	7900.00	600.00	300.00	21200.00
	雑収入		20000.00	5000.00	29732.00	11426.00	2811.00	400878.00	444847.00
	計		14141810.22	6473810.22	6692480.22	7182101.22	7575863.22	7675447.22	14629165.22
支出之部	人件費	給料	3306000.00	826500.00	788692.00	764272.00	801008.00	796828.00	3150800.00
		家族給	251200.00	62800.00	59600.00	59600.00	60000.00	57200.00	236400.00
		雑給	499040.00	124760.00	66413.00	49368.00	482138.00	73270.00	671189.00
		計	4056240.00	1014060.00	914705.00	873240.00	1343146.00	927298.00	4058389.00
	交通旅費	旅費	198400.00	49600.00	76080.00	36265.00	32925.00	11000.00	156270.00
		上京旅費	176700.00	44175.00				130075.00	130075.00
		計	375100.00	93775.00	76080.00	36265.00	32925.00	141075.00	286345.00
	物件費	備品費	80000.00	20000.00	2400.00	61105.00	17060.00	2100.00	82665.00
	事務費	文具費	106640.00	26660.00	45020.00	22932.00	360.00	22520.00	90832.00
		消耗品費	12000.00	3000.00	2725.00	6785.00	2870.00	675.00	13055.00
		図書費	36000.00	9000.00	4740.00	10115.00	3192.00	10185.00	28232.00
		通信費	20000.00	5000.00	5068.00	5866.00	4120.00	3997.50	19041.00
		印刷費	16000.00	4000.00	9110.00	1000.00	4700.00	1000.00	16010.00
		計	190640.00	47660.00	66663.00	46692.00	15242.00	38573.00	167170.00
	会議費	代議員会費	12000.00	3000.00	9210.00	2625.00	4800.00	17576.00	34211.00
		会議費	420000.00	105000.00	30948.00	28545.00	77245.00	30318.00	167056.00
		会計検査費	2000.00	500.00					
		計	434000.00	108500.00	40158.00	31170.00	82045.00	47894.00	201267.00
	事務局費		32000.00	8000.00	3000.00	10000.00	11000.00	10000.00	34000.00
	組織事業費	機関紙費	320000.00	80000.00	77408.00	103420.00	113065.00	73279.00	367172.00
		支部費	872000.00	218000.00	204750.00	281000.00	351750.00	230900.00	1068400.00
		統制部費	276800.00	69200.00	69000.00	69000.00	69000.00	69000.00	276000.00
		行事費	256000.00	64000.00	36510.00	106187.00	14370.00	108973.00	266040.00
		計	1724800.00	431200.00	387668.00	559607.00	548185.00	482152.00	1977612.00
	連絡費	連絡費	4.00	1.00					
	租税公課	火災保険費	4.00	1.00					
		課税費	4.00	1.00					
		計	8.00	2.00					
		接待費	32000.00	8000.00	19678.00	9641.00	2366.00	7561.00	39246.00
		組合費分担費	800400.00	200100.00		363660.00	200100.00	252300.00	816260.00
		共済福利費	156000.00	39000.00	40490.00	39988.00	39955.00	44140.00	164573.00
		雑費	120000.00	30000.00	56970.00	28755.00	28029.00	31860.00	145614.00
	予備費		222808.00	55702.00		10000.00	30000.00		40000.00
	積立金		2000000.00	500000.00	500000.00		350000.00	426113.00	1276113.00
		[illegible]建設費			22140.00	1450.00			23590.00
		水害見舞金				50000.00			50000.00
		[illegible]旅費			700.00				700.00
		公明選挙費			1440.00				1440.00
	計		10224000.00	2556000.00	2132092.00	2121573.00	2700053.00	2411066.00	9364784.00
繰越金			3917810.22	3917810.22	4560388.22	5060528.22	4875810.22	5264381.22	5264381.22
合計			14141810.22	6473810.22	6692480.22	7182101.22	7575863.22	7675447.22	14629165.22